

— 目 次 —

◎第8回臨時会

○11月29日（第1号）

| | | |
|------|------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第3 | 議案第84号上程 | 4 |
| 日程第4 | 質疑・討論・採決 | 6 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|--------------------------|--------|--------------------------------|------|--------|
| 平成23年 第8回臨時会 (11月) | 議案第84号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例 | 原案可決 | 11月29日 |

◎第9回定例会

○12月8日（第1号）

| | | |
|------|--|-----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 1 1 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 1 1 |
| 日程第3 | 議案第85号から議案第98号までの14議案、諮問第2号、意見書案2件 及び報告1件一括上程 | 1 2 |

○12月12日（第2号）

| | | |
|------|---|-----|
| 日程第1 | 総括質疑 | 2 2 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 | 2 3 |
| 日程第3 | 議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問第2号の質疑・討論・採 決 | 2 3 |

○12月19日（第3号）

| | | |
|------|------------------------|-----|
| 日程第1 | 追加議案第99号の取扱いについて | 3 2 |
| 日程第2 | 一般質問 | 3 2 |

| | |
|------------------|-----|
| 1 番 池邊 美紀君 | 3 3 |
| 4 番 内村 立吉君 | 5 1 |
| 7 番 上西 祐子君 | 5 9 |
| 3 番 堀内 義郎君 | 7 3 |
| 6 番 指宿 秋廣君 | 8 5 |
| 5 番 福永 廣文君 | 9 7 |

○12月20日（第4号）

| | |
|--------------------|-------|
| 日程第1 一般質問 | 1 0 6 |
| 1 2 番 桑畑 浩三君 | 1 0 6 |
| 8 番 大久保義直君 | 1 1 2 |
| 2 番 佐澤 靖彦君 | 1 1 9 |
| 1 0 番 池田 克子君 | 1 2 8 |

○12月21日（第5号）

| | |
|-----------------------------|-------|
| 日程第1 常任委員長報告 | 1 4 2 |
| 日程第2 質疑 | 1 4 6 |
| 日程第3 討論・採決 | 1 4 8 |
| 日程第4 議案第99号上程 | 1 5 4 |
| 日程第5 質疑・討論・採決（議案第99号） | 1 5 5 |
| 日程第6 常任委員会の視察研修報告 | 1 5 6 |
| 日程第7 議員派遣について | 1 6 2 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|--------------------------|--------|--|------|--------|
| 平成23年 第9回定例会 (12月) | 議案第85号 | 三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第86号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 12月21日 |

| | | | | |
|--------------------------|--------|---|------|--------|
| 平成23年 第9回定例会 (12月) | 議案第87号 | 三股町公民館の設置及び管理に関する 条例及び三股町立図書館の管理に関する 条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第88号 | 平成23年度三股町一般会計補正予算 (第4号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第89号 | 平成23年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第90号 | 平成23年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第91号 | 平成23年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第3号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第92号 | 平成23年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第93号 | 工事請負契約の変更について(平成 23年度塚原団地A棟建築主体工事) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第94号 | 工事請負契約の変更について(平成 23年度塚原団地A棟機械設備工事) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第95号 | 工事請負契約の変更について(三股町 弓道場建設工事(建築主体工事)) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第96号 | 財産の取得について | 原案可決 | 12月12日 |
| 〃 | 議案第97号 | 損害賠償額の決定及び和解について | 原案可決 | 12月12日 |
| 〃 | 議案第98号 | 都城市との定住自立圏の形成に関する 変更協定の締結について | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 議案第99号 | 平成23年度三股町一般会計補正予算 (第5号) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦について | 適任 | 12月12日 |

| | | | | |
|--------------------------|--------------|----------------------------------|------|--------|
| 平成23年 第9回定例会 (12月) | 意見書案 第9号 | 消費税増税に反対を求める意見書 (案) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 意見書案 第10号 | 原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書(案) | 原案可決 | 12月21日 |
| 〃 | 報告第6号 | 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について | | |

一 般 質 問

| 発言 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------|-------|------------------|---|-----------|
| 1 | 池邊 美紀 | 1 災害時の行政組織対応について | ① 緊急大規模災害における行政の体制はどのようになっているか ② 緊急事態に即応性が発揮できるようなマニュアルがあるか。また、訓練が行われているか | 町長 |
| | | 2 文教の町の取り組みについて | ① 文教の町としての目標及び取り組み状況はどうなっているか ② ふるさとを愛する情操教育をどのように行っているか ③ 小学校からの学力向上の取り組みをどのように考えているか | 町長 教育長 |
| | | 3 長田峡の整備について | ① 観光地のひとつである長田峡をどのように考えているか。遊歩道のルート整備、説明看板設置など散策して楽しい場所にすべきではないか ② 長田地区過疎化対策協議会の案をどのように考えるか | 町長 |
| | | 4 指定管理者制度について | ① 現在、パークゴルフ場が指定管理者となっているが、どのような効果が上がっているか ② 三股町の施設における指定管理者制度のさらなる導入を想定した場合どのような施設が考えられるか。その管理費及び人件費について伺う | 町長 |
| 2 | 内村 立吉 | 1 農業問題について | ① TPP参加で三股町の農業に与える影響をどのように考えているか伺う ② 農地、水、環境、保全対策事業の継続について見通しを伺う ③ 価格低迷が続く和牛、子牛の今後の対策について伺う | 町長 |
| | | 2 本町の財政について | ① 税金の滞納者についてどのように考えているか伺う | 町長 |

| | | | | |
|---|-------|-------------------------------------|--|-----|
| 3 | 上西 祐子 | 1 ごみ減量化対策について | <p>① ごみを減らすため分別を細かにする必要があると思う。生ゴミや廃油なども早く時期を決めて資源化対策をとる必要があると思うがどのように考えているのか伺う</p> <p>② 町民との協力、協働の取り組みに環境問題（ゴミ問題、エネルギーのあり方）など学習、啓発を促進する施策を活発にする必要があるのではないか</p> | 町 長 |
| | | 2 町長のマニフェストである「安心して子育てできる環境づくり」について | <p>① 保育料の上乗せ支援とあるが無認可保育所に入所している子供にも等しく援助すべきだと思うがどうなっているのか伺う</p> <p>② 保育園の改築支援をする場合の基準はどうなっているのか</p> | 町 長 |
| | | 3 大型店の出店について | <p>① 本町に大型店の出店があると聞くが影響をどう考えているか</p> <p>② 町内商店を守る何らかの規制をするために条例を作ることは考えていないか</p> | 町 長 |
| 4 | 堀内 義郎 | 1 都城広域定住自立圏共生ビジョンについて | <p>① 協定の締結により事業計画として3つの政策を平成26年度までに実施・計画するとなっているがどのような発展効果が期待されるのか</p> <p>② 都城定住自立圏内の将来像を描くなかで、再生エネルギーに関する開発、普及、企業誘致に取り組む考えはないか</p> | 町 長 |
| | | 2 三股小学校の児童数減少について | <p>① 三股小学校の児童数が減少している原因と対策について問う</p> <p>② 三股小学校区でも特に谷・中米・櫛田地区は児童数が少なく、年々減少傾向にあるが対策は考えているか</p> | 町 長 |

| | | | | |
|---|-------|-------------------------------|---|-------------------|
| 5 | 指宿 秋廣 | 1 地下水保全条例の制定について | ① 水道の水源は、全て地下水に頼っている現状で、農地の砂利採取は、地下水汚染になると考えられる。地域を限定して制限することはできないか | 町 長 |
| | | 2 レアアース回収のための小型家電のリサイクルは出来ないか | ① リサイクル法に定められた、家電4品目以外の家電リサイクルは、町民の最終処分場への直接搬入だけである。小型家電の収集を実施することはできないか ② リモコンと同程度の小型家電は電池の回収と同様の回収方法が出来ないか | 町 長 |
| | | 3 役場での中学生の職場体験学習受け入れについて | ① 三股中学校が、教育の一環で行っている職場体験は、中学2年生にとって、将来の職業を決める大変重要な学校での行事である。そこで、役場の職場での受け入れを行う考えはないか ② 教育委員会は、図書館での受け入れを行っているが、その他の職場での受け入れはできないか ③ 県内の自治体の受け入れ状況は、どうなっているか | 町 長 教育長 町 長 |
| 6 | 福永 廣文 | 1 町のシンボルカラー選定について | ① 町のシンボルカラーは現在決められていない。シンボルカラーを選定することでスポーツ大会などのイベントでも町の存在をアピールできると思うがつける考えはないか ② 町の旗のエンジ色の選定については根拠があって決めたのか経緯を問う | 町 長 |
| | | 2 6地区方面への役場出張所の設置について | ① 6地区の高齢者が役場へ証明書を取りに来ることに不便を感じている。昼休み時間帯に6地区公民館で移動事務所を設置する考えはないか | 町 長 |
| | | 3 ふるさと大使の任命について | ① 町外において各方面で活躍している三股町出身者を、町のよさを広くアピールする「ふるさと大使」として数多く発掘していく考えはないか | 町 長 |

| | | | | |
|---|-------|----------------------|--|-----|
| 7 | 桑畑 浩三 | 1 公共下水道事業について伺う | ① 公共下水道事業は打ち切りとし、合併浄化槽を推進してはどうか | 町 長 |
| 8 | 大久保義直 | 1 来年の予算編成について問う | ① 本町は、自主自立を選択し、抜本的な改革の見直しを断行して9年目を迎えており、自主財源の減少も見られると思うが、塚原住宅第2期工事は計画通り着工できるのか。また、五本松住宅の建替え計画は予定されているのか | 町 長 |
| | | 2 単独補助事業の外部評価について | ① 評価委員は30事業の公益性、効果性等の評価をし、また結果として見直し14件、不要1件であったが、今後どのような基準で見直しを検討していくのか伺う | 町 長 |
| 9 | 佐澤 靖彦 | 1 町内業者の入札状況について問う | ① 各課で調達する物品はどのように入札決定しているか ② 町内業者の利用を中心に考えて優先的に発注を考えてみてはどうか ③ 安い業者から仕入れるのは当たり前だが、ほとんどが町外業者が落札すると、税収が町内に入ってこないがこのことについてどう考えるか | 町 長 |
| | | 2 総合体育施設整備の充実化について問う | ① 「アスリートタウンみまた」を宣言しているが十分な施設整備が行われていない。建設文教常任委員会で日置市の総合体育施設の視察研修を実施したが、本町も総合体育施設の充実化を進めるべきと思うがどう考えるか | 町 長 |

| | | | | |
|----|-------|-------------|---|-----|
| 10 | 池田 克子 | 1 防災対策について | <p>① 防災会議へ女性委員の積極登用と女性の意見を反映させる取り組みをすべきではないか問う</p> <p>② 今回の大震災において一番不足したものは、女性や子供、高齢者、障がい者に配慮した物資であった。当町の災害用備蓄をどこまで配慮できるのか問う</p> <p>③ 防災訓練の必要性は十分認識されてきているが、今、避難所運営ゲームHUG（ハグ）による模擬体験で意識や技術の向上が図られると聞いている。取り入れてはどうか</p> <p>④ 緊急速報の手段である携帯電話のメールの導入を検討できないか問う</p> | 町 長 |
| | | 2 高齢者福祉について | <p>① 高齢者の対応は様々な角度から実施されているが、一人一人の心のケアはどこまでされているか問う</p> <p>② 高齢者の孤独死や自殺等を未然に防止するため、「傾聴ボランティア」というものがあり、これをフォローしようという運動がある。「養成講座」を立ち上げて多くのメンバーを輩出できないか問う</p> | 町 長 |

三股町告示第36号

平成23年第8回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月25日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年11月29日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成23年 第8回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成23年11月29日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成23年11月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第84号上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第84号上程
日程第4 質疑・討論・採決
-

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 町長 | ----- | 木佐貫辰生君 | 副町長 | ----- | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | ----- | 田中 久光君 | 総務課長兼町民室長 | ----- | 渡邊 知昌君 |
| 地域政策室長 | ----- | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 | ----- | 原田 順一君 |
| 町民保健課長 | ----- | 山元 宏一君 | 福祉課長 | ----- | 大脇 哲朗君 |
| 産業振興課長 | ----- | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | ----- | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | ----- | 岩松 健一君 | 教育課長 | ----- | 野元 祥一君 |
| 会計課長 | ----- | 重信 和人君 | | | |

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから平成23年度第8回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、指宿君、10番、池田さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月25日に委員会を開催し、本日招集されました平成23年第8回三股町議会臨時会に関わる諸事項について協議を行いました。

その結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、本日提案される議案第84号については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される議案第84号については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される議案第84号については委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第84号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第84号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成23年第8回三股町議会臨時会に今回上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、人事院及び宮崎県人事委員会の給与勧告の趣旨や、現下の厳しい経済状況を勘案し、給与等の支給額を減ずるため、「一般職の職員の給与に関する条例」について一部を改正するものであります。すなわち、一般職の職員の給与については、若年層は、据え置くものの、年代層ごとに段階的に引き下げをし、最大でマイナス0.5%の給与表の改定を行うもので、全体で101万9,000円余りの影響額となっています。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 私のほうで、今、町長が提案理由を申し上げましたが、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

給与条例の改正ということで、条例案を説明する前に、まず最初に今回の給与改正の概要ということで、ご説明を申し上げます。

お手元のほうに1枚の資料が、概要資料があると思えますので、それに沿って説明をさせていただきたいと思えます。

まず、①番の国県の給与勧告のポイントということで、国については人事院、県については人事委員会がそれぞれ給与勧告行っております。

その内容については、国については月例給の引き下げということで、年間給与の平均で1万5,000円程度の引き下げ、そして、特別給、ボーナスについては3.95カ月なんです、これについては見送り。そして、民間企業との格差が899円、これを解消するために、給与表の

改定をするという内容になっております。

同じく、県の人事委員会では、月例給の引き下げが年間給与1万7,000円程度、それから特別給については改定見送り、民間月例給与の格差が1,071円、これらを解消するために、同じく給料表を改正するものでございます。給料表の減額改定ということで、民間給与水準を上回っている年代層について、50代を中心に40代以上を念頭においた引き下げが行われるということで、50代で最大0.5%の減、40代後半層で0.4%、前半層で0から0.3%の引き下げ、若年層については据え置きをするというような内容でございます。

新給料表については、国、県、町とも同じ給料表ということで、後で給料表についても説明いたしますが、町における影響額については、先ほど申しましたように101万9,000円となっております。12月から3月の引き下げ分ということになります。

それから、経過措置分の見直しとして、18年度から給与制度が大幅に見直しされまして、8級制から6級制への給料表になったんですが、そのときの経過措置として現給保障がございました。その率について、平成22年度にこの給与改定の中で99.59%の引き下げがなされているんですが、今回も平成23年度についても、その18年の4月の現給保障額に対して99.1%の引き下げということで、さらに引き下げがなされたところでございます。

それから、特別給、期末勤勉手当については、現行の3.95カ月分の改定ということで、改定は見送りをしたということでございます。

以上が概要ということになっておりまして、次に議案の説明をさせていただきたいと思っております。

あけていただきまして、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ということで、その一部を次のように改正するということになっております。別表第1を次のように改めるということで、改めた給料表がそこに、1ページから4ページまで給料表がございまして。これについては、次の5ページの後半のほう、一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表の中で旧と新の比較が出ておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

例えば2級で申しますと、8ページからの給与改定になるんですが、この黒く網掛けがしてある分、これが改定された部分ということになっております。例えば2級でいえば、2級の77号、8ページの77号、29万2,300円が右の表の29万2,000円に改定されたということになります。同様に3級、4級、5級、6級までの給与改定が、表が改正がなされています。実際には、本町においては2級、3級については、その網掛けの部分に対象者がいないということで、4級以上の方が、職員が対象となっております。大体79名の方が対象ということになります。

それから、もとに戻りまして、4ページの第2条のところですが、（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）ということで、第2条に「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」（平成18年三股町条例第18号）の一部を次のように改

正するというので、これは附則の部分になるんですが、附則の部分で、附則第7項第1号中「100分の99.59」、「100分の99.1」に改めるということで、先ほど概要のところ
で説明した部分でございますが、これを改正するものでございます。これについては、新旧対照表では5ページのほうに附則の第7項としてございます。

平成18年の6月27日に改正した附則の中で、第1号として平成21年度改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員、これは現給保障がされている職員ということでございますが、それが99.59から99.1に今回改正するものでございます。ということで、その分が減額になるということになっております。

以上が補足説明でございます。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第84号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

なお、全体審議の質疑は、会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 人事院勧告が、この最近ではほとんどがマイナス勧告になって、ますます公務員は労働争議も禁止されてる中で、人事院勧告だけが一つ唯一あれだったんですが、その中で本町の職員は毎年のように給料が下がって、ラスパイレスっていうのも、都城は97なのに本町では95.2で、ほかの市町村よりも低く抑えられております。おまけに40代、50代という年代は、1番教育とか子育てにお金のかかる時期であるのに、給料が減るということはやっぱり大変な思いだし、それにまた、その町の活性化、購買力の低下にもつながるのではないかなと思います。

よって、私はこの案には反対いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第84号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時16分休憩

〔全員協議会〕

午前10時17分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成23年第8回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 指宿 秋廣

署名議員 池田 克子

三股町告示第41号

平成23年第9回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年12月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 池邊 美紀君 | 佐澤 靖彦君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 福永 廣文君 | 指宿 秋廣君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 池田 克子君 |
| 山中 則夫君 | 桑畑 浩三君 |

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○12月20日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成23年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第85号から議案第98号までの14議案、諮問第2号、意見書案2件及び報告1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第85号から議案第98号までの14議案、諮問第2号、意見書案2件及び報告1件一括上程
-

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 町長 | ----- | 木佐貫辰生君 | 副町長 | ----- | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | ----- | 田中 久光君 | 総務課長兼町民室長 | ----- | 渡邊 知昌君 |
| 地域政策室長 | ----- | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 | ----- | 原田 順一君 |
| 町民保健課長 | ----- | 山元 宏一君 | 福祉課長 | ----- | 大脇 哲朗君 |
| 産業振興課長 | ----- | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | ----- | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | ----- | 岩松 健一君 | 教育課長 | ----- | 野元 祥一君 |
| 会計課長 | ----- | 重信 和人君 | | | |

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから、平成23年第9回三股町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、池邊君、9番、重久君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る12月5日、午前10時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日12月8日から12月21日までの14日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問1件につきましては委員会付託を省略し、第5日目の12月12日に意見書案第9号、10号については最終日に全体審議で措置することに決定しました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり本日から12月21日までの14日間とすることにし、議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問1件については、委員会付託を省略し、第5日目の12月12日に、意見書案第9号、第10号については最終日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの14日間とすることに決しました。また、議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問1件については委員会付託を省略し、第5日目の12月12日に意見書案第9号、第10号については最終日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第85号から議案第98号までの14議案、諮問第2号、意見書案2件及び報告1件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第85号から議案第98号までの14議案、諮問第2号、意見書案2件及び報告1件を一括上程して上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成23年第9回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第85号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、現在建設中の塚原団地が平成24年1月完成を予定しており、それに伴う所要の変更を行うものであります。

次に、議案第86号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、スポーツ基本法が本年6月に公布、8月に施行されたことに伴い「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称変更するものであります。

次に、議案第87号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例及び三股町立図書館の管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の資格要件等を条例で規定し

なければならなくなることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額93億3,631万4,000円から歳入歳出それぞれ5,824万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,806万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金については、常設保育所運営費負担金を増額補正し、子ども手当負担金や子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金及び地方道路整備交付金事業補助金等をそれぞれ増減補正するものであります。

県支出金は、常設保育所運営費負担金やワクチン接種緊急促進事業補助金及び放課後児童健全育成事業補助金等を増額補正し、子ども手当負担金等を減額補正するものであります。

繰入金は、事業費の減により公共施設等整備基金等からの繰入金を減額補正し、諸収入は民生費過年度収入等を増額補正するものであります。

町債は、島津紅茶園切寄線道路整備事業の減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款における人件費については、さきの臨時会で条例改正しました、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に伴うもののほかを、それぞれ増減補正するものであります。

総務費においては、ふるさと市町村圏基金県補助金返還金等を増額補正するものであります。

民生費では、保育所運営費負担金を見込みにより増額補正し、子ども手当費を減額補正するものであります。

農林水産業費は、口蹄疫発生による出荷調整に伴う口蹄疫緊急対策事業補助金等を増額補正し、土木費は島津紅茶園切寄線道路改良工事費と塚原住宅建設費の入札残等をそれぞれ減額補正するものであります。

教育費においては、小学校教師用指導書購入費等を増額補正し、諸支出金については、普通財産売却代金を積み立てしようとするものであります。

第2表債務負担行為の追加については、教育用パソコン導入事業であり、変更については、都城地域健康医療ゾーン整備事業の限度額を変更するものであります。

第3表地方債の変更は、制度改正による起債の名称を変更しようとするものであります。

次に、議案第89号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につい

てご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億6,737万9,000円に歳入歳出それぞれ4,361万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,099万3,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、出産育児一時金補助金、退職者医療交付金、保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金繰入金をそれぞれ増額補正し、財政安定化支援事業繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費及び平成22年度療養給付費等負担金精算による返還分をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第90号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億99万9,000円から歳入歳出それぞれ158万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,941万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険基盤安定繰入金を減額補正し、葬祭費を増額補正するものであります。

歳出につきましては、葬祭費分の扶助費を増額補正し、保険基盤安定負担金を減額補正するものであります。

次に、議案第91号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億8,721万円に歳入歳出それぞれ1,107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,828万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金をそれぞれ増額補正し、県支出金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料等により総務費を増額補正し、保険給付費、地域支援事業費を今年度の実績見込みにより、それぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第92号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億4,143万9,000円に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,158万円とするもので

あります。

歳入につきましては、公共下水道受益者負担金を152万5,000円及び一般会計繰入金を87万7,000円増額補正し、雑入を226万1,000円減額補正するものであります。

歳出の主なものにつきましては、工事請負費500万円を委託料へ組替えするものであります。これにつきましては、先般、県のほうから国庫補助金の追加要望の調査があり、550万円を今回要望したところでありますが、工期の関係から、来年度予定工事の実施設計を行うこととし、工事請負費から委託料に予算の組替えを行うものであります。

なお、補助金額が現時点では未確定であるため、国庫補助金については3月補正予算で対応する予定であります。

次に、議案第93号及び議案第94号の「工事請負契約の変更について」についての2議案は、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

現在、建設中の塚原団地A棟におきまして、建築本体及び機械設備工事で設計変更が生じたので工事請負契約の変更を行うものであります。

次に、議案第95号「工事請負契約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、現在施工中の弓道場建設工事、建築主体工事におきまして、建築確認申請による指摘事項等により、設計変更の必要が生じたので、工事請負契約を変更するものであります。

次に、議案第96号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、本町の防災行政無線移動系システムが設置後30年以上経過し、機械の老朽化が進んでいることや電波の入りにくい地域があることなどから、新たにデジタルMCAシステムを購入設置しようとするものであります。

そこで指名競争入札を行った結果、株式会社九電工都城営業所と3,139万5,000円で物品購入契約を締結しようとするもので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号「損害賠償額の決定及び和解について」ご説明申し上げます。

本案は、平成22年8月24日、町内大字長田3588番地2先路上において発生した、消火栓のふたの跳ね上げによる事故について、損害賠償額を決定し、和解契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第98号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成21年10月に締結した定住自立圏形成協定に教育及び文化の項目を追加し、協定の変更をしようとするものであります。これは総務省からの提言及びこれまで出された共生ビジョン懇談会等からの意見を受け、3市1町で教育・文化分野のワーキンググループを立ち上げ、

連携できる分野について検討を進めており、共生ビジョンに関連事業を盛り込むため、協定書の変更を提案するものでございます。

なお、他の3市につきましても、今回の議会で提案されるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にあられる黒木兼一郎氏の任期が平成24年3月31日付で満了となります。氏は1期3年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、14議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出しております。

報告第6号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」は、関係法令の規定により議会に報告するものであります。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） おはようございます。私のほうから補足説明をさせていただきたいと思っております。

全体審議となっている分については説明の機会がございませんので、ここで説明させていただきますと思います。

議案第96号の「財産の取得について」ということで、防災行政無線移動系システム設備を取得ということになります。「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございますが、議案書の次のページに内容が書いてございますので説明したいと思います。

契約の目的は防災行政無線移動系システムの設備となっております。契約の方法は一般競争入札でございます。契約の金額が3,139万5,000円、契約の相手方は都城市年見町15の1、株式会社九電工都城営業所でございます。

次のページに資料がついてございます。入札の内容ということになっております。予定価格が3,234万8,000円、落札価格が3,139万5,000円で先ほどの契約者が、契約相手方が落札したものでございます。落札率については97.05%ということになっております。入

札の状況として1から6まで上げました入札参加者が参加いたしておりまして、1回目は予定価格に達してないということで、入札比較価格3,080万7,619円より低かったということで不落ということになっております。2回目の入札を執行したところ、1番の九電工都城営業所さんが1番低い価格で落札をされたということになっております。

それから、この移動系のシステム設備について内容等を若干説明させていただきたいと思っております。お手元に資料1、三股町デジタルMCA無線システム系統図というのがお手元に資料が配付されていると思っております。これを見ていただきたいと思います。

まず、MCA無線というのは、通常、無線の複数の無線局がございまして、それを共有した形で一つの電波周波数帯を共同利用するというようなシステムでございまして。今回のシステムについては、一番上のほうに基地局というのがございまして、財団法人九州移動無線センター鰐塚制御局ということで、鰐塚山のほうにこの制御局がございまして。これを共同利用しているわけがございまして、例えば宮崎市の水道局、これもここを利用しております。それから、民間でタクシーとかあるいは介護関係の事業者、あるいは運送業等が、ここを利用して無線局を開設しているということになっております。

それで、町の行政防災無線については、下の図のように、ここから電波が飛んでいくというような形になっておりまして、まず三股町の統制局が1局というのが、一番左側の図表の中にあると思っておりますが、MCA無線の送受信機を初めいろんな設備を備えた統制局が1局ございまして。これは裏の次の次のページに、さつま町の消防本部の写真が載っていると思っておりますが、1番上に丸で囲んだところのちょっと見にくいんですけども、こういった操作盤が役場のほうについてくるということになっております。

それから、次に真ん中のところにGPS管理局を1局設けるということですね。これは移動してる車あるいは携帯無線がどの位置にあるかということGPS機能でわかるということなので、場所が特定できるものでございまして。

それから、それとほかに、このMCA無線ではデジタルですので、山をからった向こう側のほうですね、これには電波が届けにくいということで、例えば宮村の寺柱方面とか、あるいは田上であるとか、鰐塚山を中心にして電波の届かないところがあると前目もそうなんですけど、そういったところをカバーするために役場のほうの、役場の屋上にアンテナを立てます。MCA無線の鰐塚山からそこに送電電波を送って、それをこの役場の中継局からそういった届かないところへ送るというようなシステムになっておりまして、それが一番右側の図になっております。不感地区対策固定局ということになります。アンテナは役場の上のほうにつくということになっております。

それから、下のほうにございまして、それぞれ携帯型、持ち運ぶのできるのをMCAが20局、それから車に搭載する分車に取りつける分ですね、これが30局ございまして。それから、

簡易携帯型移動局、これは要するに電波の届かないところで使う分ですね。この分についても同じように携帯が20局、それから車が30局、それぞれつけるようになっております。

次のページに設備設置場所等が書いてあります。統制局は役場の総務課のほうにあるということでございます。GPS管理局も総務課のほうにつくと、そしてMCA半固定局というのがございますが、これについては役場の警備室と消防本部の詰所、それから都市整備課、産業振興課、それから環境水道課、それぞれ1局ずつ、そして先ほど言いました車載型ですね。これはMCAも出先無線移動局も同様に公用車に16台、それから消防自動車に14台ずつ、抱き合わせで車載型を搭載するという形でございます。

それから、MCAの移動局、携帯型がそれぞれ20局、そして出先無線移動局の20局、これも携帯型ですが、これもそれぞれ20局設置して、これは自由に持ち出しができるような形で活用するというような形でございます。

以上、この財産の取得についての議案については、以上で説明を終わらせていただきまして、議案第97号の「損害賠償額の決定及び和解について」ということについては、議案の次のページに事故の概況等が詳しく書いてございますので、読んでいただきたいと思います。

和解の内容としては、損害賠償額が100万9,507円、これは人身のほうですが、それから物損として71万8,200円を支払うもので、和解をしているところでございます。

以上で補足説明を終わりたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第9号について提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、意見書案第9号説明いたします。

「消費税増税に反対を求める意見書（案）」です。上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

政府は2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ、10%にする大増税計画を盛り込んだ「社会保障・税の一体改革」の成案をまとめました。「社会保障のため」と言いながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢の引き上げなどは、社会保障切捨てと一体のもので、消費税が増税されれば、過去にも経験したように国民の消費が落ち込み、また被災地をはじめ、本町の地域経済も大打撃を受けます。

消費税は、そもそも所得の低い人ほど負担が重い不公平な「暮らし破壊税」です。国民の暮らしや家計、地域経済を守るために、消費税の増税をきっぱりやめることを求めて意見書案を提出するものです。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

提案理由を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第10号について提出者の趣旨説明を求めます。桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 意見書案「原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）」を提出いたします。

福島第一原発で東京電力は未曾有の大事故を起こしました。9カ月たった今日、いまだに放射能を放出し続けております。収束までは何十年もかかります。人命、健康にかかわる影響ははかり知れず、また地域社会の崩壊など社会に与えた影響は深刻であります。

この都城盆地は、川内原発から80数キロしか離れておらず、しかも風下に位置しております。一たん九電が事故を起こせば、西風に乗った放射能で悲惨な状況に陥ることは火を見るよりも明らかなことであります。

この意見書は、全国54基の原発からの撤退を政府に求めるものであります。どうか皆様のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時35分休憩

〔全員協議会〕

午前10時37分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時38分散会

平成23年 第9回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成23年12月12日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成23年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問第2号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問第2号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | 総務課長兼町民室長 | 渡邊 知昌君 |
| 地域政策室長 | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 | 原田 順一君 |
| 町民保健課長 | 山元 宏一君 | 福祉課長 | 大脇 哲朗君 |
| 産業振興課長 | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | 岩松 健一君 | 教育課長 | 野元 祥一君 |
| 会計課長 | 重信 和人君 | | |

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての議案及び報告に対する質疑であります。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。また、くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、同一の議題について定例会では3回を超えることはできなくなっております。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。——ありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 5番、福永。議案96号の入札について、ちょっとお伺いしたいんですけども、入札の仕方についてでございますけども、ここでは消費税を抜きの価格で入札を行って、実際契約段階では落札価格については消費税込みの価格となっておりますね。これは、こういう慣習でずっとやってきておられるんでしょうけれども、あえて消費税を含んだ額を入札されるということは、そのほうがわかりやすいと思うんですけど、何か理由があるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 今、言われるとおり、消費税を込みにして入札できないかということもあるんですが、消費税が導入されたときの話なんですけど、その時点でこういった公契約の関係についての入札については、消費税を抜いた価格で競争をして、その後に消費税を加算して契約するという方式であったわけです。それを今までずっとそのような形で投資してきたというのが現状でございます。ですから、消費税抜きで入札して、その後に契約の段階で消費税相当額をプラスして契約するといった方式になっております。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

日程第3. 議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問第2号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第96号から議案第97号までの2件及び諮問第2号の質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

まず、議案第96号「財産の取得について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 96号ですが、これをもう少し詳しく、防災行政無線移動系システム設備、これももう少し詳しくしていただけませんか、内容を。

○議長（山中 則夫君） どういうこと、補足、先日補足説明がありましたけど、質問の内容しつかり。

○議員（8番 大久保義直君） これもう入札があったわけですね。それで九電とこういう、ここはわかるんですけども、地域全体で、この前ちょっと聞いたけども、ちょっとわからん点があったけども、本部に、いけば役場にどういう設備をするんだ、そして地域にどういう設備をするんだ、あるいは増設をどの程度するのか、その内容を教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） この前の補足説明の部分で、また足りない部分を説明させていただきたいと思います。

そしたら、まずデジタルMCA無線ということで、MCAというのはこの前申し上げましたとおり、複数の無線局が共有して使う部分になります。これが、鰐塚山のほうに制御局というのがありまして、九州移動無線センターというところがそこを運営をしております。それを役場のこの防災行政無線は、移動系についてはこれを利用すると、活用するというので、そのセンターが持っている周波域が約28局、28スロットル持っているということでございますので、その中で、町の無線を使うということになっております。そして使っているところは、例えば宮崎市水道局、こことかあるいはタクシー会社、あるいは介護関係の施設、運送業、そういったものが約33業者入っております。その中で共同利用していくという形でございます。ですから、そこから飛んだ電波が町内全域で無線が使えるということでございます。ただし、山手の部分についてはそこからの電波が届かない部分がございます。届かない部分は宮村の寺柱方面、それから田上、それから前目、そういったところは電波が届きませんので、そこについては役場のほうから無線局を立てまして、アンテナを立てまして、その部分については簡易無線を入れるということになっております。簡易無線というのは、これはそういった資格がなくても申請することで簡単に使える無線ということですので、一般の方々が常時その部分で活用はされてる部分、それと抱き合せて使うということになります。この簡易無線の領域については、町内全般が大体入るんですけども、長田方面は入りません。

それと、これを使う場合は同じ周波数を設定すれば、いろんなところが交信ができるという状況ですので、防災無線としては、ほかの無線利用者が入ってくるということもありますので、やはりこれは補完的に使うというような形で考えております。やはり、MCA無線のほうを主体的に使うということを考えております。このMCA無線については、非常災害時あるいはことが起こったときにはまず防災関係が優先されます。先に使えるということになっておりますので、そちらのほうを主体的に使うということになっております。

それから、これをどういった形で使うかということですが、まずこの前の資料を見ていただければよろしいんですけども、まず統制局というのが役場から発信する部分、これが役場の総務課のほうにございます。そこから飛んだ電波が鰐塚の制御局を通して町内全般にわたるということで、統制局が1局整備されます。

それから、今度はGPS管理局というのがやはり総務課内に入れるんですが、これは移動系ですので車載、車に積んだ無線あるいは携帯型の無線がどこに今いるかというのがわかるような仕組みになってるということでありまして。これを1局入れます。

それから、あと、関係課のところ半固定局として5局ほど入れるということになっております。これは、役場の警備室、それから消防本部、それから都市整備課、産業振興課、それから環境水道課、この5つが入っております。これは固定局ということになりますが、そこからも通信

ができるという形でございます。

そして、あと車載型移動局が30局、車に30局、これは消防自動車に14台、それから公用車が16台、これに搭載しますということです。それから、携帯型の移動局ですね。持ち運びのできる移動局を20局、これもつけます。

そして、先ほど言いました電波の入らない地域の対策として、役場の屋上に簡易無線のアンテナを立てます。そのアンテナは、例えば三股の統制局から鱈塚の制御局に飛んだものが、この役場の屋上のアンテナのところへ届きます。届いたものを、今度はMCA無線の届かない部分への、今度は飛ばすためにこのアンテナから飛ばしていきます。ですから、MCA無線から変換されたものを今度は簡易無線で飛ばしてくという形になります。これが1カ所あるということでございます。

そうなりますと、今度は車のほうにもこの簡易無線の無線局、移動局を付けなければならない。また、携帯型の移動局も必要だということになりますので、それぞれ30局と20局、MCAと同じ数の簡易無線を取りつけをするということでございます。

これは、いろいろと検討部会の中で検討したんですが、簡易無線局はそんなに必要がないんじゃないかということです。必要な部分だけを搭載すればどうかということもあつたんですが、それで例えば起動本部のところをこういったところを付けてればいいんじゃないかとか、あるいは役場の公用車でも一部付けばいいんじゃないかということもあつたんですが、災害時を考えますと、やはりそこになんらかの災害が起こった場合に、すべての車が集中する場合がありますし、そうすると使える無線と使えない無線が出てくるということで、すべてについてやはり搭載すべきだろうということ、結果として選んだところでございます。

それと、これが2つ付けられないわけですね。そうした場合には、これは1つにまとめられてないのかということもあつたんですが、これもメーカーさんのほうに問い合わせをしたところ、無線自体の周波数が違うということで、各無線ごとにアンプがつくられてるということです。今の現時点ではそういった開発がされてないということもございまして、例えば同じアンプで両方の局の周波数に合わせて使えないかということも検討したところではありますが、それもできないということでもあります。

そういったことで、それぞれ2種類の無線機を搭載するという形になったところでございます。

大体以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） その場合に、私もハムやら免許は持ってるんだけど、なかなか非常に難しいような形態やごとあつとですよね。今までに、今までの無線等各地域にありますね。これを増設するちゅう考えはないわけやな、聞こえないところとか。これで賄いができるち

ゆうこと。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 今、言われましたのは移動系じゃなくて、同報系になると思います。これについては今検討中でございます。来年度、一応設計等をやっていきたい、次の年、2カ年ぐらいかかるんじゃないかと思っておりますから、ですが、それについて整備をやっていくということで、この設計段階で十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 5番、福永。事故の状況等の説明がございすけども、町の消防団が消防車両に給水し、その後消火栓のふたを閉めたものの十分に閉まっておらず、ということが書いてありますけど、その当該の消防団員は、こういう表現で閉めたけれども確実に閉まってなかったというようなことを、因果関係認めておるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） その部分については不確かな部分はあるんですけども、事実関係として、ふたが開くということは閉まってなかったということになると思います。消防団がということで、消防団がそのときに確かにそこを利用して使っているという事実がありますので、そういうふうに使ったということで、十分に閉まってなかったということになっております。

その結果、いろんなところでの消防団の活動の中で、消火栓の点検活用をしてるわけですけども、その後十分ふたが閉まっているかどうかの確認というのをしっかりやる、ということを消防団幹部の中で話をしながら、今進めてきているところであります。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 私、現物ちょっと見ておりませんのでわかりませんが、相当重たいふたですよ。普通の車が通るところにあるふたですから、それが完全に閉まってなかったということは、要するにどこかすき間が開いてたというようなことですよ。そういう状態に、普通にこう閉める場合に、半端に閉まるものなんですか。普通はもうぴしゃっと固定すれば、状態がどういう状態かがちょっとわからないんです、半端だったというのが。そこらあたりの確認等は別にしていらっしゃるんですか。因果関係でこういうことしか考えられないから町の責任というようなことで賠償するわけですけども、そのところ徹底的に追求といいますか、どういう状態で車が乗った場合に跳ね上がったというか、どういう状態のときにそういう状態になるのかということも確認されたんですか。普通はあんまりそういう重たいものだったらぴしゃっとはまれば絶対普通は跳ね上がりませんよ。それが上がるというのはどういう状態かというのをちょっと検証されたことはないんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 結果として、それが跳ね上がるということはしっかり閉まってないということですので、そこにぴしゃっとした管理がなされていたかどうかというところは、町としては問われてるわけです。何もぴしゃっと閉まるとれば、そういったふうにふたが開いて立ち上がるということはないわけですから、その管理責任というところで損害賠償になるということです。

それと先ほど言いましたように、ちょうどそのときに消防団がそこを活用してやってたということですから、ほかの、しっかり閉めてたかどうかというところは消防団のほうでしっかり確認してたということでもないの、開いたということはそこにすき間があったということになると思います。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、議題になっている97号ですけども、2点お伺いをしたいと思います。

1点目は、この2次製品です。2次製品が欠陥があるとすれば、別な製品に変えざるをえないのか、要するに今三股町に何か所かあるでしょうか。

もう1点は、これを受けて再発防止のために、例えば消防団等、水道局もそうですよね、点検しますので。再発防止のための何かの方策を考えられているのか。2点、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） まず、消火栓自体の瑕疵という問題です。これについては、メーカーにのほうにも問い合わせをして、この構造上の欠陥というのはないのかどうかというのは確

認をいたしました。それは結果としてなかったということでございます。

それと、あと、これに対する対策、確かに後は開けた人がしっかり閉めるということしかないもんですから。消防団については先ほど言いましたように、すぐにそういった対策ということで、こういうことの周知徹底ということをやったんですが、これについては何回も繰り返し、やはりそういった点検の仕方っていうのを周知する以外に方法はないのかなど。特に、水道局についても常にそこを使うわけですから、そういった方法で意識を持たしていくということ以外にないと思いますので、今後も含めてそういった対策を周知していきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） その製品そのものが、こういうふうにしたら跳ね上がりますよとか、要するに業者が想定していない事態はこういうことが起きますよというのは知っておく必要があるのかな、いうふうに思いますので、この補償がどうだっという話ではなくて、再発防止という意味でもう一回、業者等と話をしながら、その次に、またその製品を採用するのかどうかということもふっくるめてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と可決されました。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時25分散会

議事日程(第3号)

平成23年12月19日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第99号の取扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第99号の取扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | 総務課長兼町民室長 | 渡邊 知昌君 |

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 地域政策室長 | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 | 原田 順一君 |
| 町民保健課長 | 山元 宏一君 | 福祉課長 | 大脇 哲朗君 |
| 産業振興課長 | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | 岩松 健一君 | 教育課長 | 野元 祥一君 |
| 会計課長 | 重信 和人君 | | |

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第99号の取扱いについて

○議長（山中 則夫君） 日程第1、追加議案第99号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会協議の結果について、ご報告いたします。

16日の午前9時半から議会運営委員会を開き、追加上程される議案第99号「平成23年度一般会計補正予算（第5号）」の取扱いについて協議いたしました。その結果、議案第99号については、あさって21日に委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。議案第99号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、21日に全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員会付託を省略し、21日に全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） おはようございます。師走に入り、1年の速さを皆さん感じられているかというふうに思います。ことしは、新燃岳の噴火に始まり、3.11の大震災など、想定外といわれることが相次ぎました。そのようなこともあり、国民全体がもしもの場合の準備の大切さ、当たり前だと思っている平穏な生活のありがたさを余計に感じましたし、さまざまな結びつきの大切さを感じた年でもあります。だからこそ、ことしの漢字は「絆」であり、その平穏な生活の重要性を国民が感じたわけでございます。ちなみに、日本漢字能力検定の2位のほうは「災」、3位のほうは「震」、震災の震という字であったようです。

12月15日の読売新聞に、日本全体でマグニチュード8規模の地震が起こる可能性が想定されるという、ショッキングな想定記事が、特集記事がありました。政府の地震調査研究推進本部がまとめた長期予測によると、南海トラフを震源とするマグニチュード8以上の地震が10年以内に発生する確率は10%から20%、30年以内では60%から70%になるということで、しかも、三股も含む、日本全国が地震の巣であると述べられております。

三股町は災害に強い町であります。例えば両側が山に囲まれている長田峡付近で大規模な土砂崩れが起こったと想定しますと、土砂ダムの可能性をこれは否定できません。また、大規模な地震があるとあちこちで火事が起こる、そういう可能性も高まります。3.11があったばかりの今だからこそしなければならぬ備えがある、想定外でしたと、そういうふうなことにならないように準備を整えていかなければならないというふうに思います。

また、今回の一般質問では、町民の感覚、町民感覚と行政の感覚、行政感覚のずれといいますか、認識の違いにも着目して質問をしていきたい、そのように思います。これから近い将来、三股町まちづくり基本条例が制定され、運用が始まります。そうすると、今までよりも町民の多種多様な意見を吸い上げて、運営をしていくというふうになるわけです。人によってはわがままに聞こえるような、そんな意見もあるかもしれませんし、批判的な意見も考えられます。そのような険しい道であっても、まちづくり基本条例という、三股町がみずから示した方向であります。解釈の違いなど、それぞれの町民意識の重みというものを感じながら、行政運営を行う、これはごく当たり前のことではありますが、これがまた実際には難しいということもきょうの一般質問でわかってくるかというふうに思います。

それでは、質問に入っていきます。

一つ目の質問をした後は、質問席に移動して続けてまいります。

それでは、災害時の行政組織対応についてであります。まず、緊急大規模災害における行政の体制はどのようになっているかを町長に伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま、池邊議員のほうからことしのいろんな危機事象に対する認識を踏まえながら、これからの防災対策についてのご意見、ご指摘があったところがございますけれども、町としましてもやはり、この地域防災、町民の安全、安心、このあたりは一番重要な観点だろうという視点から、これからのまちづくり、地域づくりに取り組みたいというふうに考えているところでございます。

では、このご質問にあります災害時の行政組織対応について、そしてその①緊急大規模災害における行政の体制はどのようになっているかというご質問でございますけれども、まず、前段としまして、今のところ、この地域防災計画の見直し中でございますので、現在の状況について取り組み、マニュアルといえますか、どういうふうな体制になつてくるかについて、答弁とさせていただきます。

災害時の活動体制につきましては、三股町地域防災計画におきまして、災害の種類に対応した配備体制が決められています。台風などの風水害においては、まず「警戒室」を設置し、非常体制や緊急体制が必要となる場合は、その後の状況に応じて、「対策本部設置」へ移行し、そして大規模な災害が発生した場合は、原則として全職員が参集するということになっています。

また、地震については、震度4以上で、災害の規模や被害の程度に応じて警戒体制、非常体制、緊急体制の3段階の体制をとります。大規模地震により、道路等が寸断された場合においても、活動できる職員は徒歩などにより、全員参集するということになっております。

先ほど、ご指摘ありましたように、これからの大規模地震、これに対する対抗ということは、まだまだ本町にとっては、この準備またその意識においてまだ低い段階といえますか、まだ、そういうところを想定していない部分も多々ありますので、今回の3.11を踏まえながら、この緊急体制を含めたところの対応について、今後十分検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 緊急事態に即応性が発揮できるようなマニュアルが、これからつくられるというふうなことを伺いました。

それではお尋ねしますが、これまで行政として、緊急事態に即応性が発揮できるような訓練が行われていたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ②のほうの緊急事態に即応性が発揮できるマニュアルまたその訓練、これについてのご質問ですけれども、これについて、先ほどの補足を含めて説明させていただきたいと思ひます。答弁させていただきます。

マニュアルにつきましては、現在行っています地域防災計画の見直し作業が完了した後に、消

防災活動要領マニュアル、避難所運営マニュアル、自主防災組織の活動マニュアルなど、順次整備する予定でございます。その間は、これまでの実績、また経験等を踏まえながら、自主防災組織、そしてまた消防団等との連携のもとに対応してまいりたいというふうに考えています。

また、土砂災害を想定した避難訓練につきましては、毎年、町内の危険箇所がある地域で順番に実施しているところでございます。

地震等を想定した総合訓練については、県が実施している総合防災訓練に、消防団幹部を毎年派遣していますが、町独自の訓練は実施していません。今回のマニュアル整備では、自主防災組織の総合訓練マニュアルも整備する計画であり、町独自の総合訓練を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とします。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、総務課長にお尋ねをいたします。

例えば、勤務時間外である朝の4時に震度7の地震が三股町を襲ったというふうに想定をいたしますと、この場合はどのようにお考えでしょうか。どのようなマニュアルが考えられますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 先ほどの答弁でありましたように、震度4以上については、警戒態勢に入るということでございます。震度7ということは、今までなかなか起こってない状況でございますので、その崩壊程度、そういったものを見ながら、まず、先ほど申し上げましたように、これはもう全員が役場に集結して、対策本部を設置した上でその行動に入ることになるかと思っております。ですから、役場までの距離と自宅からの距離等も考慮しながら、できるだけすぐに集まれる方については、すぐに集まっていただきたい。自動車あるいは、できない場合は徒歩といったこともございますので、距離に応じて、その参集の方法はいろいろと考えられると思いますが、とにかく、それぞれの各課長が対策本部委員でございますので、連絡をとりながらその体制状況を把握して集まっていただいて、その後の体制に備えたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の答弁でおわかりになるように、集合自体の、集合時間の算定はできていないということ、それから、各部局が初動体制までの確立の想定時間もまだ出ていないというふうなことがわかりました。

長野県庁では、大震災を想定して、抜き打ちの参集訓練を行って、実際の参集する時間を確認をしております。抜き打ちといっても、1カ月程度の時間は、この年この月に行いますというふうな周知はしてあったようでございます。この結果、1時間で900人、85%が参集したとい

う結果が出ております。

そのほか、インターネットで参集訓練というのを見ますと、たくさん出ております。静岡県、福井県、埼玉県の鳩山町、大分市、多くの自治体が抜き打ちの参集訓練を行っております。都市部のほうでは、1時間以内の参集が20%の市もあるようで、やることによって問題点が浮き彫りになるというふうなことでございます。

より具体的な例を挙げていきますと、福島県の郡山市では、午前8時10分にマグニチュード7.5の地震を想定した訓練を行っております。内容といいますのは、午前8時10分に発生したマグニチュード7.5の地震により、市内各地で倒壊建物と交通事故による負傷者が多数出ており、さらに電話、電気、水道などの施設にも被害が発生しているという想定でございます。それを前提にして、非常招集訓練、対策本部設置訓練、緊急広報訓練、情報収集・伝達訓練、災害対策各部局対応訓練、姉妹都市応援要請訓練、交通規制訓練、緊急出動の各訓練などを一度に実施をしております。つまり、これだけの訓練をしなければ、即時対応の安心はないというふうなことなわけです。

私は、時間外に、勤務時間外における参集訓練、対策本部設置訓練を今の時代だからこそ、一度はやっぱりこれは行うべきだというふうに思いますけれども、その辺は町長はいかがでしょう。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回の3.11を踏まえたり、またいろいろ台風等を踏まえて、大きな災害が出ているわけなんですけれども、そういうときにどのように本町の中で対応していくのかということ、そしてやはり、訓練をすることによって実際のときの対応が有効に動くかどうか、そのあたりがよく見えてきます。といいますのは、この前、口蹄疫関係の模擬訓練でございますけれども、非常訓練等をいたしました。その中で、町内でのある箇所が発生したという場合に、どこの道路をどう封鎖して、だれがどこそこに行って、そしてどれだけの人数が必要かという、ある意味では先ほど言われたような訓練とはちょっと違いますけれども、やはりそういう机上でも模擬訓練をやることによって、いろいろと方法、そしてまた今後改善すべき点等、明確になってきますので、今、言われたお話のようなことは、今後マニュアル等も作成していきますので、その中でも十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。やはり、宮崎が大きな被害を受けた鳥インフルエンザ、また口蹄疫などにもやっぱり関係をしていくわけです。

例えば、夜8時ぐらいに口蹄疫が再度発生してしまったというふうな情報が三股町に入ってきた場合に、よもや次の日に、設置本部を次の日にというふうにことはないというふうに思います。

けれども、役場として現在、これがどのようになっているのかをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 口蹄疫に関して申し上げます。口蹄疫の場合はまず、疑似患畜というのが出てきます。疑似患畜の調査に家畜保健所が入った後、その上で検体を東京へ送るかどうかという検証に入ります。その時点では、疑似患畜の発生の時点で、各市町村へは連絡が参ります。また、該当市町村である場合は、その時点で町長、三役に連絡、そしてその後、課長に連絡ということになっていきます。検体送付の段階ではもう既に集合という形をとっていくことになっております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そういうふうになるというふうに思うんですけども、私が今ここでお尋ねをしたいのは、どれくらいの時間で参集できるかというふうなことなんです。やはり、これは大規模災害と同じで、非常にスピードが要求される事象でございます。ぜひ、そういうふうなことも考えていただきまして、一度はやはり、こういうふうな参集訓練というのをやるべきだというふうに思います。

それから、ちょっとここで質問がまた変わりますけれども、AED、自動体外式除細動器に関してであります。災害時に使えるかどうかを考えた場合、どうしても、時間軸で使用できないことになるかというふうに思います。例えば、学校であれば、夜はやっぱり使えないことになりまして、土日は学校があいてなければ使えないということになるかというふうに思いますが、それについて、AEDの周知、町内のどこにあるというふうな周知が今後なされるというふうに聞いておりますが、そういう時間軸の対応というのは、どのようにやる方向で考えられてるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） AEDの緊急時の使用の候補ということだろうと思いますが、各公共施設そういうところには置いてあるわけですから、それが夜間にある場合は、そこのかぎを管理している者、そういったところに連絡体制をとるということ、それと、役場は常時宿直がいますので、そういったところのを使っただくということとはできると思います。今後、その使い方について十分即応できるような体制を考えていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、ホームページ等を使って、そういう周知のほうをお願いをしたいというふうに思います。

それから、総務省、消防庁の調査で、高齢者、障害者といった手助けが必要な要援護者につい

て、一人一人の避難先などを決める個別計画を策定していない、いわゆる避難支援計画未策定の市区町村は8割という言葉が出ておりました。三股町はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今、今年度からなんですけれども、ひとり暮らしで避難時に支援が必要な方ということで、1,000世帯ぐらいですか——ちょっと数字的なものをちょっと持ってきてないんですけれども——対象に今訪問中でございます。今、5地区からスタートしまして、現在2地区を巡回しておるといふか、調査をやっておる状況でございます。その結果を踏まえて、本当に支援が必要な人たちの個別計画というのを今後策定していくわけです。今年度中には約6割から7割は調査が終わるといふことで、あと3割程度は翌年度に、どうしても間に合わないといふことで、今年度。今そういう段階に入っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 文書を見ますと、来年度までほぼ全国の自治体で9割ぐらいが策定するといふふうなことになるようです。三股町も乗りおくれないように、その1割に入らないように、ぜひ進めていただきたいといふふうに思います。

ぜひ、三股町民が安心できる行政としての災害対策の取り組みを講じていただきたいといふふうに思います。

最後に、町民が安心できるような町長のメッセージをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この災害対策につきましては、行政だけでできるものではございませんので、やはり、地域の力をかりながら、そしてまた、消防団という大きな力をかりながら、地域全体でこの安全・安心のまちづくりをやっていきたいと、そのためのこのシステムづくり、先ほどもありましたように、要援護者の支援システムとか、それとかまた、この地域のそれぞれの実態に合ったところの防災対策、そしてこのハード面だけではすべてののが解決できませんので、やはり、ソフト面を含めてこの連携、つながる、この絆をつくる努力をこれからもやりまして、そして、安全・安心なまちづくりに取り組みたいと。そのための地域防災計画の見直しを早期に進めたいといふふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。町民が安心できるまちづくりに期待しております。

次に、「文教のまち」の取り組みについて伺います。町長は、公約に「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」の中に「文教のまちづくり」をうたっておられます。「文教のまち」としての取り組み状況はどのようになっているか、伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この「教育のまち」、「文教のまち」そして「アスリートのまち」と今回のマニフェストのほうで公約として掲げさして置きました。この「文教のまち」の取り組みにつきまして、教育長のほうから回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） おはようございます。それでは、「文教のまち」の取り組みについて、3点ほど出ておりますので、私のほうで関連がありますので、一括してお答えしたいと思います。

ご承知のように、「文教のまち」の由来は、三股町は三島通庸公が教育によって開拓した歴史と、教育を大切にすまちという伝統にあります。当時の教育は、活気、質素、時間厳守等の実践的な道徳教育でありまして、教育委員会では、これを「文教みまた」の伝統教育と名づけ、全学校で「あいさつ運動」「校門での一礼」「授業前の黙想・座礼」「無言清掃」「郷土に関する学校放送」などを実践しております。さらに、3のつく日を「みまたの日」と定めて、「文教のまち」を振り返るようにしております。さらに、三股町立小・中学校指導の手引きといたしまして「『文教みまた』の教育」を全教職員に配布しまして、「文教みまた」の伝統教育を徹底させるようにしております。

昨年の11月24日「文教みまた」子どもサミットを開催いたしまして、町内のすべての小・中学校の児童・生徒約2,600名が参加して、テレビ会議を実施いたしました。全学校で「文教みまた」の伝統教育について話し合いまして、「三股町児童生徒憲章」が作られたところがあります。これには、「気持ちのよいあいさつ」「校門での一礼」「授業前の黙想・座礼」「無言清掃」など、文教のまちの目指す児童生徒の目標が書かれております。各学校では、「みまたの日」にこの憲章を振り返るようにしております。

これらの教育は、さまざまな成果を生んでおります。まず、全学校で一つになって、小中一貫教育を実践したり、地域の踊りなどの伝統芸能に取り組んだり、「みまたの日」に郷土の歴史について放送したりするなど、歴史と伝統ある「文教みまた」への郷土愛を育てるような情操教育を行っているところであります。現在、学力向上やスポーツ・文化活動等において著しい成果が見られまして、現在の中学校の学力は、都城地区内でトップクラスにあります。このことは、小学校から取り組んでいる学力向上がこのように実を結んでいるものと思っております。今後とも、「文教のまち」としてふさわしい教育を実現できるように推進していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 「みまたの日」であるとか、教育現場では非常に「文教のまち」

というのをしっかりと推進されているというのがよくわかりました。

「文教のまち」の位置づけといいますか、「文教のまち」の認識のことについてちょっと説明をしていきますと、先週、私30名の方に聞いて回りました。「三股町は「文教のまち」ですが、何をもち「文教のまち」としていると思いますか」というふうなことを聞いて回りました。学力が高い、学校教育に力を入れている、文武両道など19名が学力に関することでもございました。次に、芸術文化に関するところが4名、図書館、文化ホールなど施設が充実しているというのが2名、そのほか、地域で子供を育てるとか、PTAがしっかりしているとか、習い事をしている人が多いとかそういう人がその他のほうで3名おりました。「文教のまち」は知らないというふうなことも2名おられました。40代以上の方は、三股は学校の先生が多く輩出されているという意見もありましたし、その一方で20代の方は、「文教のまち」知りませんというふうなことでありました。

つまりですね、こういうふうなことなんです。三股町民の「文教のまち」という町民意識はですね、学力と認識している人が多いというふうなことなんです。つまりは、行政、教育委員会が考えている生涯学習の充実でありますとか、そういう「文教のまち」の感覚と、町民の考えている「文教のまち」の認識に、これ、ずれがあっているんじゃないかなというふうに思います。

「文教のまち」の定着というのを、もう少し違う方向から考えていけない時期に来てるんじゃないかと思っています。これは大きな問題だというふうに私は思っているんです。

つまり、これから「まちづくり基本条例」が制定されます。そうすると、今よりもっと町民の意見というのが反映されてきます。そのための「まちづくり基本条例」です。その場合、これまでのずれ、一つの例で今回の例としましては、行政側は「文教のまち」は生涯学習の充実とかいうふうなことをよくうたわれますけれども、町民側は学習教育のレベルの向上というふうなことを考えた場合に、町民から、これ、不満が生じるということが十分予測されるわけでございます。ぜひ、行政の幹部の方々に、皆さんにお伝えしたいのは、キャッチコピーとかスローガンというのをもう一回考えていただきまして、町民がそれをどのように考えているのか、スローガンをどのように考えているのか、それにもうちょっと注目をしていただきたい。そして、行政感覚とのずれがあるとすれば、広報手段を考えて、より町民にわかりやすくやっていただきたい。これは、かなり時間がかかる作業かもしれませんが、大事な仕事だというふうに思っております。

もっと言いますと、町長、いまだに「いつごろ三股町は合併するんですか」と、そういう質問を受けるあたり、自立と協働で創る三股町、まだしっかりとこれ、伝わってないというふうに私は感じました。これは先週の話です。さらなる町民の満足度向上のために、町民の声、町民意識をさらに気を配ってほしいというふうに思います。このことについて、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま、この「まちづくり基本条例」こちらの制定に向けての努力をいたしておりますけれども、これにつきましても先般、地域座談会をやりましたけれども、なかなか参加者の方が少ないということで、これについての周知がまだまだこれからだろうと。ただ、この条例につきましても、この前の研修会でお話があったように、どちらかという行政を縛るほうの検討ということで、どちらかという町民の権利をこれから主張しやすくなるというようなこの条例でございます。といいますのは、やはり行政は情報を町民の方々に流しながら、そして町民の方々が参加できる土俵やステージをつくっていく、そのためのこの条例化であろうというふうに私は認識しております。

そういう意味合いでは、今、言われるように、この「文教のまち」というこのスローガンがございます。そして、「花と緑と水の町」あるいはまた「アスリートのまちの創造」と、いろいろな構想があるわけなんです、これが町民の認識とのずれ、あるということであれば、いかにこれを一体化させるためのそういう場をつくりながら、一緒に検討していく、そしてそれに肉をつけるために、血を通わせるためにはどうしたらいいのか、そういう場がこれから町民を交えての場だというふうに認識を得ますので、このずれを、ずれといいますか、認識を一体化させる努力をこれからこの「まちづくり基本条例」を踏まえながら、やっていきたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） やはりこれを広くとらえますと、自治公民館の加入率の問題にもこれ、つながっていく問題だなというふうに私は思います。現在、三股町としては、広報誌というのを一番大きな周知のツールとして考えてらっしゃるというふうに思いますけれども、今のように植木地区のほうでは40%台の加入率というふうになっておりますが、そういうふうなことを考えますと、広報誌だけに頼っていたのでは、やはり、いろんなことは周知できないというふうなことになるというふうに思います。

つまりは、やっぱりホームページというのをしっかり作っていかねばならないというふうなことにつながるわけです。情報発信から言いますと、東京の狛江市、それから日野市は、自治体ホームページ向上研究会を設立して、一層充実したホームページづくりを目指したいというふうなことで、行政の発信力も今の時代の変化に対応しないといけないというふうなことで進んでいるようでございます。また、佐賀県の武雄市のようにフェイスブックを活用してホームページを作り上げて、市民の意見を反映できるようにやっているところもあるようでございます。そういったこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

先ほど、教育長のお話の中でふるさとを愛する情操教育の話も出ておりました。そこで、ちょ

っと、ここで簡単な質問をしたいと思いますが、町長にまず質問したいと思います。「ふるさと」と考えた場合です。「ふるさと」というふうなキーワードから、簡単に言うとどういったことを思い浮かべますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は、風景、自然、そして自分のこの地域、そのようなものが浮かんできます。また、その心といいますか、人の顔とか、そういうふうのがふるさとかなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、教育長に同じ質問です。「ふるさと」、もう簡単でいいです。一言で結構なので、よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 私も今、町長がおっしゃったように、森と水と花、そして何といても町民の人情といいますか、そういうものがやっぱり三股町の映るふるさとだと思っております。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そうなんです。 「ふるさと」といった場合にはやっぱり自然というのは欠かせないですね。ふるさとを愛するためにはやはり、この自然のすばらしさというのを子供たちに理解をしてもらわなければならない。それはやはり、学校の教室だけではどうにもならないです。やはりその現場に、いろんなところに足を運んで体験をしてもらうということが非常に大切だというふうに思います。

今、三股町のほうでは副読本もすばらしいものができております。それも認識しておりますけれども、自然をもっと活用した、ふるさと学習ができないのかなというふうに思うところでございます。例えば、県のやっている「教育アシスト事業」というのがございます。無料でございます。こういったものを活用したり、宮崎県の環境保全アドバイザー、そういったものを活用すると、費用も格段に安くて、無料でできる場合もございます。ぜひそういう体験教室というのをやっていただきたいというふうに思います。

なぜ、こんなにこれをです。ね。声高に言うかといいますと、都城市のほうでは予算も先生方が引っ張ってきて、子供たちの思い出となるような自然環境教育ができないかという風に、知恵を絞ってやっています。ちなみに、都城の南小学校では3年連続、ふるさとの自然のすばらしさを体験する自然体験環境教育事業を行って、先生が東京のほうで事例発表されて、高い評価を得ております。鹿児島市の進学校であります志學館中学校、宮崎の第一中学校も自然体験環境学習教育ということで、三股町にこれ、来ております。ぜひ、三股町もふるさとを愛する自然環境教育と

いうのを行っていただきまして、ふるさとの思い出となるような、そういう体験をぜひやっていただきたいというふうに思います。

再度、教育長にお尋ねいたします。自然体験教育にもっとお金をかけてやっていただきたいということではなくて、ぜひ先生方にこの三股町の自然のすばらしさを認識していただきまして、子供たちの心に残るような自然体験教育をすべきというふうに思いますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、おっしゃるように自然体験学習は最も大事なところで、子供たちにはこれから体験を通じながら三股のよさを知っていただきたいし、それには、教職員がその認識でないといけないと思っています。今、初めて先生になった人には、三股町内を1周して案内をしております、それぞれ歴史のあるところを。そしてそれに伴って、特に小学校3、4年生は自然について勉強するようになっていきますから、それを先生たちも交えて、それで、三股町のいろんな自然環境、歴史のあるところやら、視察をしております。今後も、今、おっしゃるように、そのことは大事なところですから推進していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、進めていただきたいというふうに思います。よろしく願います。今、三股町、非常に中学校3年生が成績がよくてすばらしいなあ、すばらしい教育がなされているんだなというふうなことを認識しておりますが、学力向上というふうなことを、全体的なことを考えたときに、小学校全体の町内の統一テストができないか、いうふうに思うわけです。今、全体でやっているテストというのはないわけで、中学校になってから初めて自分の子供のレベルがわかって家庭で慌てると、そして、間に合わないというふうなことになっております。

私は子供が3人おります。ことし、大学受験で今、四苦八苦している息子と、中学生の2年生、3年生の子供がおりますが、そういう3人の子供の状況と周りの話からすると、やはり小学校時代にもうちょっと、注目をしなければならなかったんだなというようなことを、後になって、これ、わかるわけでございますので、これを小学校の統一テストをすることによって、子供云々よりも親がまずわかります。親の認識が変わって、家庭の教育が変わってくるというふうに考えられます。

それから、この統一テストをすれば、どうなるかというふうなことをある校長先生にお尋ねをしました。そしたら、統一テストがあると、家庭もそれぞれに認識をしますし、クラスごとの評価も出るので、先生方の学習指導も今以上に熱が入ることになるかもしれない、そのようなこと

でございます。三股町の校長会のほうでも、雑談程度では話に上がったとのことですが、予算関係が変わるといふようなことで、話がとまっているようです。

ただ、これ、調べてみますと、民間あたりが行うテストには、無料とか、格安のものも多数あります。ぜひ、そのあたりも活用していただきまして、小学校からの学力向上を目指していただきたいというふうに思います。都城のほうでは、小学校全域で統一テストを行う、そんな流れができたという情報はあったものですから、明道小学校の校長先生に確認の電話をしました。そして、まだ素案の段階というふうなことです。これは、学力向上委員会というのがあります、そちらのほうで話し合いがなされている。今、こんな状況でありますので、文教のまちとして、学力向上が命題だといふふうに思っておりますが、教育長はこれらのことについてどのような見解でしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 学力向上にかかわってですが、現在、テストは県内一斉に小学校5年生と中学校2年生が県内一斉テストをやります。そして、全国学力テストが中学3年生と小学6年です、ご承知のとおりですが。町内統一テストは実施しておりません。そのことを今ご指摘のとおり、町内の校長会でもお話をしております。それで、テストをやること自体は、悪いことではありません。ただ、それをやる気では動いていませんから、それはおいおい、利用されればいいわけですが、今後そういうことも校長会の中でもそれは上っておりますので、今後、検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 学力が高い三股町というふうなことになるれば、必然的に子供が生まれた場合に、三股に住みたいというふうなことに繋がるわけです。ぜひ、学力向上をもって、まちづくりとしてこれ、挑んでいただきたいというふうに思います。

最後に、町長と教育長に三股町の子供たち、将来の宝であります。その子供たちにメッセージをお願いします。教育の、こんな教育を目指していくというふうなことが、もしありましたら、町長、教育長一言ずつメッセージをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） では、私のほうで。要は、子供たちが、たくましい子供たちをつくり上げられないといけませんから、あいさつもしっかりできて、掃除もできて、そういう人間味あふれる子供たちをつくり上げることが、私は教育の根幹だと思っております。それで、それにはその素地としては、文武両道、そういうものもしっかりやって、そういう子供たちをつくり上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま教育長が申しましたけれど、やはり、勉強だけができる子でもいけません。やはり、スポーツもできて、そしてまた、人間性も豊かじゃないといかん、そういう意味合いでは総合的なすばらしい人間を育てる、たくましい子供たちを育てる、そういうふうな文教のまちにしていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 子供たちは町の宝でございます。その宝を光り輝かせるような、三股町で育ててよかったと、そういうふうに思える教育を心からお願いをしたいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移ります。長田峡の整備についてでございます。観光地の一つである長田峡をどのように考えているのか。遊歩道のルート整備、説明看板設置など、散策して楽しい場所にすべきではないかというふうに思いますが、それについてお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 長田峡の整備についてのご質問でございますが、観光地の一つであります長田峡につきましては、しゃくなげまつり、つつじまつり、桜まつりなど、春まつりシーズンには立ち寄る観光客も多く、そして、夏から秋にかけて観光協会が行っております、「よかもんツアー」の中でも長田峡に立ち寄るコースもあります。また、切寄から長田に至る「アトリエロード」につきましては、観光協会を中心に、新しい体験型観光企画も検討されているところでございます。

この長田峡の整備につきましては、もうご案内のとおりだと思いますけれども、これまで辺地事業や県の補助事業等を導入しまして、年次的に整備してきておりまして、長田峡散策の遊歩道として約300メートル、そして、展望所を兼ねる長田峡橋、そしてまた、第1駐車場と第2駐車場を結ぶ歩道橋、そして、約30台分となる第2駐車場やそしてトイレ、そして東屋など整備してきたところでございます。

今後の長田峡につきましては、長田地区観光のホットスポットとして位置づけ、既存の遊歩道と町道、農道を組み合わせた散策用周回コースや看板の書きかえ、それから設置などを検討しながら、それぞれの季節感が感じられる観光地として整備していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長にお尋ねをします。長田峡の広場で開催された長田の夏の祭りには、来ていただきました。そこでお尋ねなんです、直近で長田峡を散策されたのはいつで

しょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この前も長田のほうで、あれはグラウンドゴルフ大会がございました。あれが、11月後半のほうでしたけれども、そのときにそちらのほうをちょっと立ち寄りました。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 立ち寄ったというのは、トイレ休憩ではございませんか。あそこをずっと歩いたというようなことで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） トイレ休憩含めて、若干。全体を歩いたわけではございません。あの駐車場のところで、ちょっと風景を眺めたところがございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 申しわけありませんが、ぜひあそこを歩いていただいて、それから議論してみたいというふうに思うところです。担当課の職員が歩いていたというのは私も認識をしておりますし、話も聞いております。長田峡は緑があるので、四季を通じた季節感というのが物すごく出てきております。もちろん、渇水期は水量は少ないので、その、長田峡という感じでは、自然をあんまりいい感じではないときもありますが、春、夏、それから秋は非常にすばらしいところがございます。ぜひ、観光資源として観光地らしく進めていただきたいというふうに思います。特にきょう、私、先月も行きましたし、先週も行きました、きょう朝から歩いてまいりました。霜柱をざくざく踏みしめながら歩いたわけですがけれども、やはり説明書きも少ないし、あのあたりを歩いて、観光客の人に話を聞くと「どこを見ていいのかわからない」また、グループで来るとはぐれてしまう、そういった状況もありますので、説明書き、またルートの整備、そういったものもしっかりと行わなければならないというふうに強く私も思っております。

そこで、次の質問に移りますが、長田峡を活用したいという、具体的な長田地区過疎化対策協議会の案をどのように考えますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 長田峡の整備の②の回答でございますが、長田地区過疎化対策協議会の長田峡整備（案）についてどのように考えるかということでございますけれども、さきの9月議会でお答えしましたように、「長田地区過疎対策協議会」と連携しながら取り組むいうふうに回答したところでございますが、10月18日に「長田地区過疎対策協議会」の役員さんと意見交換を行ったところでございます。そこで、長田峡の整備につきましては、轟木農村広場の拡充と地元農産物即売所の設置についての提案がございました。

また、去る12月12日に県の「いきいき集落」への認定も受けまして、元気な集落づくりなどへの取り組みを始めるための経費支援の事業や、活性化のための補助事業が活用できるようになりまして、これを利用することによって農産物販売所の設置も可能となったところでございます。

町としましては、まずはこの事業を利用した農産物販売所の設置を行っていただき、事業を実施され地域の活性化を図っていただきたいというふうに考えております。その後、轟木農村広場の拡充、これにつきましては、「長田地区過疎対策協議会」と今後とも協議しながら、また財政状況や他の事業等も考慮しながら、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 長田地区の公民館連協の役員研修のほうでも日南市の酒谷の道の駅、それから南郷の道の駅に視察に行きまして、今後の物産館、物産販売所をどういうふうにやっていこうかと、そのような話も非常に盛り上がっているわけでございますので、ぜひ長田峡の活用というのも前向きに取り組んでいただきたいと、そのように思います。

最後に、町長のほうから長田地区過疎化対策協議会に対してメッセージをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど「まちづくり基本条例」のお話もしましたが、要するにこれからの地域づくりというのは、地域の課題を地域の方々がどのように受けとめ、そしてそれを行政と一緒にどう解決していくかということが大事でございますので、もう既にこの長田地区過疎対策協議会、いろんな提案等もされていますので、常に意見交換しながら、町としましてできるものはいろいろと協力はいたしますし、また行政として、この点はどうかなという部分についてはまだまだ時間をかけながら、地域にとって何が一番この活性化にとっていいのか、そのあたりを十分判断しながら、意見交換しながらやっていきたいということで、これからもこの過疎対策協議会の活躍、活動といたしますか、これからの展開みたいなところと行政とが連携をとりながらやっていきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 過疎化対策協議会としましては、やはり人口増加というふうなことが大きな命題となっておりますので、その前にやはり地域が全体となっていていろんなことを取り組んで、元気がある地域だなというふうなことをもっともっとPRしていかなければならないと、そのように皆さん、認識をしておられますので、ぜひそれに行政側もお答えをいただきました。

いというふうに思います。

それでは、次に参ります。続きまして、指定管理者制度について伺います。現在、三股のパークゴルフ場が指定管理者制度になっておりますが、どのような効果が上がっているのかをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 上米公園パークゴルフ場は、平成18年度のスタート時から町パークゴルフ協会が指定管理者となりまして、管理業務を行ってきたところです。これまでの5年8カ月間、指定管理者として、自治公民館を初めとする民主団体、町内の企業等に積極的に宣伝活動を展開されまして、数多くの団体にご利用いただいています。このほか、100人を超える大会等の企画や県大会等の誘致活動にも積極的に、利用者は毎年1万人を超えています。指定管理者制度は、公の施設の管理につきまして、適正かつ効率的な運用を図ることを目的に設置された制度であり、直営と比べ、コスト削減、サービスの向上が図られるメリットがあるとされておりますが、町パークゴルフ協会が指定管理者となっている効果としましては、都城市の2つのパークゴルフ場と比較しまして、コース数が少ないにもかかわらず、協会の会員の懸命な努力によりまして、利用者の減少はほとんど見られないと。また、協会の地道な活動を高く評価するとともに、管理運営費等のコスト面でも削減努力がされているところでございます。また、協会には公認指導員5人とアドバイザー12人がいて、初心者に対するルールや競技内容の説明、クラブの握り方、打法などきめ細かな指導を行っており、評判も高いというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） すばらしい運営ができているというふうなお話でした。利用者が多い、また指導員、公認指導員というのがいるというふうなことであります。契約の中で、利用料が予想よりもはるかに超えた場合に、その利用料に関しては契約はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） パークゴルフ場の利用料、これは協定の中で、指定管理者の収入と全額です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） その点は私も認識がなかったものですから、利用料はすべて指定管理者のほうになるということですね。ということは、それによって、やる気を引き出しているというふうに考えていいですかね。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。三股町の施設における指定管理者のさらなる導入というのを考えた場合、どのような施設が考えられるか、その管理費、人件費について伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 指定管理者制度のさらなる導入ということでございますけど、具体的なものとして、町中央部にある、この体育施設について考えているところでございます。対象施設としましては、町体育館、武道体育館、勤労者体育センター、弓道場、四半的弓道場、テニスコートの6施設ですけれども、現在、この6施設について、25年度の指定管理者制度移行を目指して、今、検討を行っているところでございます。さらに、導入の可能性ある施設としましては、都北衛生センターや町の最終処分場、くいまーる、町営住宅管理が考えられます。

また、他の自治体を見ますと、上下水道事務などの事務事業を指定管理している団体もあります。これらの指定管理につきましては、第五次行政改革大綱の実施計画にも「指定管理の導入の可能性について検討する」としておりますので、費用対効果等を協議しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。あと、この管理費及び人件費については、担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、今後、指定管理の導入の可能性ということで、施設につきましては、先ほど町長が言われましたように、第五次の行政改革大綱の中に指定管理の導入ということで、うちの室の方で指定管理の可能性についての施設については協議を行っております。まず、最初に文化会館、図書館なんですけど、これは年度としましてはもう数年前なんですけど、当然、部会をつくりまして、その中で指定管理が可能かどうかというのを検討しております。

文化会館につきましては、客席数が413席と少ない、食堂施設の施設もないということで、また、都城管内には受け皿となるいろんなNPO法人も団体もないというようなことから、ちょっと指定管理にはなじまないのではないかと部会の結論も出ております。また、図書館についても、図書館事業をしている業者が少ない、ノウハウの活用が見込めない、または、利用者の個人情報保護の問題等もありますし、また、県内でも図書館の指定管理を行っているところがあるんですけど、失敗例が多いということで、それともう一つは、図書館と文化会館というのは一つの建物になっておりまして、そこの維持管理費の管理運営というのがありますので、これを分割して指定管理するという自体にもいろんな問題があるということで、図書館、文化会館については、指定管理の部会の中ではもうちょっと検討が必要じゃないかということが出ております。

その他、ちなみに経費について、図書館、文化会館についてだけ、ちょっと申し上げたいと思いますが、図書館が現在、職員3名、委託職員5人の計8名で行っております。その他、時期的

には夏とかはパートさんも入っておりますが、人件費相当が2,813万7,000円、その他管理費が2,155万9,000円ということで、トータル4,969万6,000円のトータルの経費と。文化会館につきましては、職員が2名、委託職員が4名となっております。人件費相当が2,437万3,000円、その他管理費なんですけど、管理費の中の舞台装置の維持管理等すべて含めますが、それが3,768万6,000円で、合計の6,205万9,000円という経費がかかっております。その他、図書館、文化会館については、共用部分がありますので、共用部分の管理費ということで別に3,537万6,000円という管理費というふうになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） やはり、高額だなあという印象を受けます。皆さんもご存知のとおり、指定管理者制度というのは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設である公の施設について、民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度でございます。

私はこのように考えます。図書館、文化ホール、給食センター、保育所、老人ホーム、そういったものもやはり、指定管理者制度というのを十分検討の余地があるんじゃないかなというふうに思います。指定管理者制度というのを調べてみますと、管理費及び人件費で約8割に抑えられるというところがほとんどでございます。これは、金額だけで見るとあんまりよくないという行政側の主張もよくわかりますけれども、今後、指定管理者制度というこの問題は、一般会計にもかかわってくる問題で、自主自立を掲げる三股町はしっかりと議論をして、無駄を省いていく必要があるというふうに思っております。もちろん、町民に対してサービスが下がらない、これが前提条件でありますけれども、やはりこれは強く深く考えていくべき問題であるというふうに私は思います。いま一度、町長にお尋ねします。指定管理者制度の推進を今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど課長が申しましたけれども、第五次行政改革の中で、指定管理者制度の導入についての検討を行うというふうに掲げているところでございますが、一つ一つ個別に考えていくと、メリット、デメリットいろいろございまして、またその受け皿があるのかどうかを含めて、非常に迷う場合がございます。今回、先ほど言われましたけど、有料清流園関係、老人ホームもございまして、これについては指定管理はもう既にやっておりますが、また今後、期限が来ましたので、今回また指定管理の募集を行っておるところです。できるものはできるだけ早期に対応はしていきますし、また今後のやるべきものかどうか含めたところは十分検討させ

ていただきまして、これも、この先ほどの「まちづくり基本条例」じゃございませんけれども、やはり、皆さんと協議しながら方向づけをしていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 例えば、図書館で言いますと、民間に指定管理者制度を、NPOにお願いをした場合に時間が延長された、そして休館日が少なくなった、そういうふうな事例もあります。それは、現在の職員体制でも十分対応可能なような気もしますが、そういうふうなことも民間に、または、NPOに指定管理をお願いすることによって、より住民サービスが向上したという事例も、これ、たくさん出ておりますので、ぜひ、指定管理者制度のほうを進めていただきたいというふうに思います。

私の一般質問は、これにて終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） これより11時15分まで本会議を休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） おはようございます。去年に口蹄疫が発生いたしまして、もう1年ちょっと経過したわけですが、口蹄疫は平成12年度にも発生したわけですね。その前にBSE（牛海綿状脳症）が発生いたしまして、12年度は口蹄疫が連絡が早くて、早くも終わったんですけれども、去年に口蹄疫が発生いたしまして、対処の仕方が悪かったってことなんですけれども、この口蹄疫は法定伝染病になるわけですね。その中で、連絡、対応の仕方がまずさが、甘かったという、いろんな人からの情報を聞いたり、そういう助言をいただいたりしてるわけなんですけれども、これから先、そういういかなるときも法定伝染病等が発生したときには、早目の情報を、そういうふうに対処していただきたいと思います。その中で、早くくみ取れるところができるんじゃないかと思っておりますので、私はそのように考えますので。

その中で、3月11日に東日本大震災が起きまして、世界、全国からいろいろなボランティアの方々の活動の中の助け合い、連絡なされまして、いろんな情報もされまして、もう早いもので9カ月になるわけなんですけれども、まだ大変ですね。もう、東日本の復興を支援するちゅうようなことで、今、戦後の戦争と言われておりますけれども、戦争は人と人との戦いの場であって、その中で戦争は、日本全国民が犠牲になったわけなんですけれども、この場で、この東日本大震災は、東

北の一部が、よそだけが被害に遭われていまして、これは全国民の問題でもありますけども、また違った問題でもあると思います。今、いついかなるとき、どういうことが起きるかわからないわけですけども、いついかなるとき、そのように災害時に対策、対処されるものを行政におかれる責任もあると思いますので、そのへんたいのところもよろしく願いいたしたいと思います。

議会は有権者の代表で、有権者の代表である議員が有権者の代表として、行政に要望をすることであります。この中で、議員はストップもかけられるし、その中で、そういうこともできると思っておりますので、その辺のことを踏まえた上で、私はきょうは一般質問をさせていただきたいと思っております。議員になりまして、6月の定例会、9月の決算定例会、今月12月の定例会と、早いものでことしも残すところ少なくなつてまいりましたけれども、ことしは震災の影響で、本当にいろんなことがありましたけれども、ようやくこの議員活動にもなれてきた状況であります。

今回、私は農業について、その中でも農用地の問題、そして畜産、その中で和牛生産の問題。それ以前にも質問いたしましたけど、税金と各種料金の問題に質問をさせていただきます。

まずもって、今、新聞等でいろいろ取り上げておりますけども、農業を取り巻く諸情勢は極めて厳しいものがあります。後継者の問題、そして担い手の問題。

農水省は9月の27日、2012年度農林水産関係の事業の予算を固めて「新規就農者支援対策事業」を創設し、壮年新規就農者の倍増を目指す、担い手の農地集積対策として、「戸別所得補償経営安定推進事業」を創設するということでした。

その中で、11月の11日、野田首相が貿易やサービスの自由化を図る環太平洋連携協定、TPP交渉へ参加する方針を表明されたわけです。県内では、地域経済、県民生活への影響を危惧し、農林水産業、商工業、医療ほとんどの産業分野から批判の声が上がっております。原則として、10年以内の関税撤廃を目指す。最も影響が懸念されるのが基幹産業の第1次産業だと思っております。国民の声、党の議論を無視した禍根を残す判断であると、憤りの不満が出ている状況なのです。

本県は、農業の県だと思っております。本県の農業を考えて、本町の農業を考えたとき、この問題をどのように受けとめられているか、どのように考えられておるかお伺いをいたしたいと思っております。

あとは、質問席にてお伺いをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま農業問題について、そして、TPP参加で三股町の農業に与える影響をどのように考えているかというご質問でございましたので回答させていただきます。

アメリカをはじめ、オーストラリアやマレーシアなど9カ国で進められている環太平洋パートナーシップ協定、TPPについて、国は交渉参加に向けての関係国との事前協議を始めるというふうに聞いているところでございます。TPPにつきましては、物品貿易における関税の撤廃だけではなくて、金融や投資、労働、政府調達などさまざまな分野において、規制緩和や経済交流の自由化を目指すものであり、協定に参加することで社会や経済に大きな影響が生じると想定されています。

中でも農林水産省は、この関税撤廃が行われた場合、食料自給率は現在の40%から13%まで低下する可能性があるとして試算しており、農業を基幹産業とする本町や、宮崎県では大きな影響が出るというふうに予想されているところでございます。県の北諸農林振興局と本町で試算した農業における影響としては、農業産出額全体で、平成18年と比較しまして約29億円の減少となっており、影響割合は、マイナス56.5%というふうになっています。約半分以上の影響があるということです。その内訳としましては、水稻はほとんどが外国産に置きかわるため、農業産出額の影響はマイナス100%と。また、肉質3等級以下の国産牛肉が外国産牛肉に置きかわると見込まれまして、肉用牛や乳用牛ではそれぞれマイナス90%になると想定されています。

このTPP交渉参加につきましては、宮崎県やJAにおいても、交渉参加反対の立場で行動を起こしております。また、全国町村会も「TPPに関する緊急決議」を取りまとめ、要請活動を実施しているところですが、農業問題をはじめTPPの諸問題に対し、どのように対応していくのか、政府の見解、また説明が大変不足しておりまして、まだまだ農業対策等の見解が示されていないところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 基本は農用地だと思うんですよ。遊休農地の発生防止、各施設の点検、水路の泥上げ、ため池等の草刈り、農道の砂利等の補助、平成19年度から農村の資源をみんなで守ろうということで、農地・水・環境・保全対策事業が国と県と町のもとに始まったわけですけども、その事業が5年間事業ということでもう今回で終わるといようなことなんですよね。農地や農業用水路等の資源は、農業者のためでなく、農村の豊かな自然環境や景観をつくる上でも重要な役割を果たす、社会共通の財産であると思っております。

このような資源は、農家を中心とした地域の共同活動によって保全されてきたと思っております。近年の過疎化、集落機能の低下により、地域の農業者だけではなく、保全管理していくことが難しくなっている状況だと思っております。農家のみならず、多様な主体で構成された組織による資源の適切な保全、農村環境の向上につながる地域ぐるみの効果の高い共同活動などと思っております。現在、県内に301組織、都城、三股町で28組織、三股町で7組織あるわけ

ですけれども、今後、今までのような国と県、町のもとに水、農地・水・環境保全対策事業の継続事業をお願いするものであります。この話につきましては、ある程度話は聞いておりますけれども、その中で、県単位でやるというふうな話を聞いております。で、今まで同様に、国と県と町のもとをお願いをするものであります。このことに対しての返事を伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま次の質問、農地・水・環境保全対策事業についてのご質問でございましたので回答をさせていただきます。

農地・水・環境・保全対策事業は、平成19年度からの事業の取り組みがなされておりました、本町については、先ほど言われましたように7つの活動組織に対しまして、共同活動支援交付金が交付され、農地や農業用水、そして農道等の資源の管理活動、集落共同での資源保全の取り組みを推進していただいているところでございます。

また、この事業は、本年度、平成23年度から環境保全型農業に対する支援を切り離されまして、「農地・水・保全管理支払交付金事業」として名称を変えているところで。国の平成24年度概算要求によりますと、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、広域で地域資源の保全管理を行うなどの多様な体制を整備しつつ、老朽化が進む水路等の長寿命化の取り組みや、水質・土壌等の高度な保全活動を、取り組みの内容に応じて追加的に支援するとあり、平成28年度までの継続事業として要求がなされているところでございます。

本町におきましては、各地域の活動組織が行う、水路の草刈りや泥上げ、農道の簡易舗装など、農地、水路等の資源の日常管理、水質や生態系保全などの農村環境の向上活動、農業用排水路の長寿命化のための補修や管理などを共同活動ととらえ、国の予算化に合わせて支援していく考えであります。7つの活動組織が現在、活動しているということで、そしてそれぞれの地域がこの土地改良の組合とまた集落等の連携をとりながら、この農業の資源であります水路、農道、そして水、そちらのほうの管理保全活動に一生懸命取り組んでいます。ですから、この活動が5年を過ぎますけれども、やはり国のほうでもこの必要性っていうのは感じている、またその声を受けとめて、あと5年間のまた継続というようなことで、概算要求がされるということでございますので、町としましてもそれと合わせての取り組みをしたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、この事業に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、続きまして畜産のほうに入らせていただきます。宮崎県、鹿児島県は全国でも優秀な畜産の基地であるわけですが、その中で、日本全国からも和牛、子牛、素牛を買いに来られて、その中で、その子牛は各地区で銘柄牛に化けるちゅうか、銘柄牛となっていくわけですが、和牛に関しましては、血統として環境が大きく左右すると思っております。肥育関係

に対しては、技術的問題。

今、TPPの問題で、月齢20カ月齢牛が緩和されて30カ月齢という、また問題ができ上がっております。そうしたときには、いよいよ和牛は並みの血統じゃあいかなくなると思っております。上物率をつくらなくてはいけないわけですので、上物率をつくるためには今よりまだ血統が重視されると思っております。和牛の問題に関しましては、牛を見たときに一概的には言えない部分があるわけですよ。血統もさることながら、月齢とともに発育状態、血統が悪くても母方に似てる、父方に似てる牛が、そういう問題もあるわけです。

そうしたときに、平成22年度におきましては、口蹄疫、そして新燃岳の噴火、火山灰が降り、粗飼料確保が困難であったわけです。口蹄疫の感染拡大のため、県内の全域で和牛の人工授精が自粛されました。その影響で、12月の県内の各市場は、出荷される子牛の量が物すごく少なくなっているわけです。購買者も少ないからどうしようかちゅうような状態で、宮崎に子牛を買いに来るかという、値段はどうかなという農家の方々はそこへんたいの採算的な問題とかいろいろ状態を考えている。

12月の牛に関しましては、月齢は少なかった割に、値段としてはまあまあの値段で取り引きはされました。来年の1月から5月まで供給過多が懸念されます。本町の和牛生産農家の話を聞くときに、人工授精が自粛されて、母牛の発情周期がおかしくなってきた。和牛生産を営んでおられる方は外見上ではわからない、いろんな精神的苦勞もあろうかと思っております。

16日の産業振興課の課長の話がこの前、なされたわけですけども、説明の中で、276日以内が補助金を出すというような連絡が入っております。月齢的な話を聞きたいと思っておりましたけど、1月に関しましては30頭、2月に対しましては100頭ということです。今後、これは1年で終わるものじゃないと思っております。この周期がすぐ崩れるわけじゃない。今いろいろこうした施策事業が行われております。役場からの文書を見たときに畜産振興の牛の貸し付け、町有牛です。それから都城市と都城農協の助成によります、子牛によります早期出荷に対する子牛の助成金、補助金ですかね。そういうことも考えられていますけど、その中で、この役場の技術員さんと農協の技術員さんが農家を巡回されるわけですよ。で、276日以内、発育良好な牛がその中で適早期出荷になるわけですよ、対象牛として。

なかなか牛っていうのは、思ったときに、見たときに、状況判断ばかりじゃあできないと思うんですよ、結局。ちょうど300日齢になったときに発育状態がいい状態のときもあるわけですよ。そこへんたいは、肥育農家さんの素牛選定だと思いますけども、この中で276日以内いろいろ、農協さんとか行政さんの中で審議されたものだと思っております。その中で、276日以内じゃなくて、300日以内で、その中で300日以内ぐらいだけ役場の技術員さんと農協の技術員さんが農家を巡回して回られるわけですから、見たときにわかると思うわけですよ、対象

牛つつたら。

いろいろこれから先も審議なさるといいますか、いろんな役所関係を通じて話せる、話す機会あると思いますけど、今後、ことしばっかりじゃなくて来年、再来年もそういう状況が続くと思っております。これは、今から先。そうしたときに、ことしも来年の1月から5月まで出ますけど、そこへんたいを私は意見を言いますけど、そこへんたいの価格と色々な人たちの意見を参考に、自分たちはこういう意見を持っておりますので、そこへんたいを参考にしながら、できれば300日齢ぐらい以下、276日を。大体、前は300ちょっとぐらいだったんですけど、今、月齢出荷が早くなってるわけですよ、結局。農協さんが今、9カ月ぐらいで出したり、10カ月とか、今、子牛がだいぶ大きくなっておりますので、今。そこへんたいのことを取り組みの要求をお願いするものでありますけど、1月から40万を下回った場合に、1頭当たり2万円、2月から1万5,000円ですか、こういうことが組み立てられておりますけど、ぜひ、そういう300日齢を基準にしてもらえるところをお願いするものであります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 質問の趣旨に沿ってちょっと回答させていただきまして、この月齢出荷については、また後で回答させていただきます。

都城農協の家畜市場での子牛の競りですけれども、JA都城管内における、口蹄疫発生前の平成21年12月は子牛1頭当たり41万6,919円、そして口蹄疫発生後、平成22年12月では平均42万3,392円、直近のことしの先月ですけれども、11月では子牛1頭当たり43万9,115円で、今のところは順調に推移しているというところでございます。

しかし、ご指摘にありますように口蹄疫によります、人工授精の禁止期間が設けられました昨年の4月から7月までの影響として、来年2月には人工授精禁止解除後の一斉受精による出荷子牛の頭数がふえることが予想されまして、その販売価格が下落する可能性が指摘されているところでございます。これらの対策としまして、出荷頭数の少ない来年の1月、2月に早期出荷を推進しまして、子牛の上場頭数をある程度維持させること、肥育農家に対し、素牛導入支援策を講じることで、購買力の向上促進を図るため、今、12月定例議会の一般会計補正予算におきまして、来年1月から2月にかけて、早期出荷される子牛と購入肥育農家等への助成を予算化しているところでございます。この助成案は、低迷が予想される価格への一つの対応策というふうに考えているところでございます。

今後、またその影響があるんだというお話でございまして、それについてはまたJA、また農家の声を聞きながら、どのような対策がいいのか、結果等を踏まえながら検討させていただきたい。そしてまた、月齢出荷の260日以内という一つの基準を300日以内というようなお話がございましたけど、これについてもやはり、都城、三股、そしてJA、足並みをそろえての対

応を常にやっておりますので、その中で検討をさせていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 答弁いただきましたけれども、ぜひ、300日齢ぐらいの、技術員さん、役場の人と農協さんも回られるわけですから、専門の方ですから、牛見たときに、対象牛、対象牛じゃないちゅうようなことの区別は、判断でわかると思うわけですよ。そこへんたいを見た時に、農家さんの、やっぱ、一応、許可をもらってからそういう対象牛となるわけですので、そこへんたいのところを、よろしく願い申し上げるものであります。

続きまして、6月の定例会のとき、税金の対象者のことについて質問いたしましたわけですが、滞納者に対しては、督促状、催告書を出している。そのとき、私が質問したときに、50件のタイヤロックをしましたと返事をいただいております。納められる、納められないとか納めないとかいう調査をした上で、納めそうにあるのに納められないというところが対象になるというところでした。

9月に決算がありまして、この決算書を見たときに、滞納者の家庭見たときに、町民税、固定資産税、軽自動車税、負担金——児童福祉負担金ですね、使用料及び手数料、奨学資金貸付金元利収入このようにあるわけです。その中で、不納欠損額、収入未済額、現年課税分、滞納繰越分、これはあるわけです。私が、私の、自分なりに、ここで発言させていただきますけど、不納欠損額というのは、もうちょっと取り立て——難しい状態だと思っております。いろんな状況の中で、収入未済額ですか、この中で現年課税分と滞納繰越分があるわけですよ。で、滞納繰越分に対して、これは、どのぐらいの年数で滞納繰越分になっておるわけですかね。もう、繰り越しは、何年かしたら、もう抹消されるわけでしょうか。で、これ、足りなかった場合は、もうそのまま放置でしょうかね。そこへんたいのところをちょっと伺いたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 税金の対象者についてのご質問でございますが、その中で、特に、「払えるのに払わない人」、これについての質問でございましたので、その件について、どのような取り組みをしているかについてご説明申し上げ、そして、ご質問であります不納欠損あるいは滞納繰越ですね、そちらについては担当課長のほうで回答させていただきたいと思っております。

この、「払えるのに払わない人」で、自分の生活や趣味等を優先し、税金を後回しにする方々もいらっしゃいます。これに対しましては、町としましては、厳格な対応をしているわけなんです。行政の滞納対策としては、この、「払えるのに払わない人」を中心にした対策として、次のようなことを、現在、やっております。

まず、預金の差し押さえ、それから、給与及び報酬等の差し押さえ、土地建物の差し押さえ、そして、車の差し押さえ、次に、町補助金を受ける際の滞納のないことの証明書を添付する、その証明書の添付がなければ、この町補助金等の受け取る資格はないという形で対応しています。

それから次に、入札等資格審査時の滞納のないことの証明書の添付と、要するに、行政あるいは広域的な事業に取り組む場合には、この、滞納のないということが前提でございます。前提として、その資格を得るといようなことに考えてますので、証明書の添付をさせてます。

それから、あと、地方税法48条によります県税の職員、県税——町と県のほうの職員が、両方、連携をとりながら徴収活動をする、などの方法によっているところでございます。また、来年度から新規としまして、個人住民税の特別徴収制度の推進と、特別徴収ということで、会社、個人、やれますけれども、従業員がいる場合は、その使用者が税金を徴収しまして、そして使用者が払って代理で払うというやり方による推進で、この滞納対策に取り組むというふうに考えているところでございます。

あとは、担当課長が回答します。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 決算状況を見たときに、繰越金——繰り越す、滞納繰り越しているのが、多額に残っているとございませうけれども、これについては、何年分ぐらい、その分があるのかなというようにございませうけれども、県町民税については、平成4年度分からのが残っております。それぞれ違うんでございませうけれども、固定資産税関係につきましては、昭和62年度からの分が残っております。いわゆる、途中で不納欠損という形でなるところもあるんですけども、これらは、例えば、資産が全くもうなくなってしまったとか、あるいは死亡して亡くなったとか、そういった方が不納欠損でございまして、そうでない限りについては、ずっと残っていくという形になります。そういうことで、すべての資料を持ってきておりませうけれども、一番、固定資産税関係で、62年度から残っていくと、今後も、62年度の分が納められなければ、まだ残っていくと、その方が途中で亡くなるとか、そういうようになると不納欠損ということで落とされていくということになります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろんなことが、わからない面とかが多いものですから、この場で質問させていただきましたけれども、11月の1日と2日、鹿児島県の日置市へ、常任委員会のほうで研修に行っていました。日置市では、特別滞納整理課というのができているそうです。それで、1年になっているそうです。その中で、問いですね、成果はどのような状況にあるかということで、答えがですね、各課の職員士気も上がり、法的な手段、整理も可能で、成果が上が

っているということでした。

で、このような状況ですので、少しでも滞納者を減らすように努力をしていただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） それではここで、食事のために、1時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位3番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 通告に従いまして、発言してまいります。

まず最初に、ごみの減量化対策について質問いたします。

ごみ問題というのは、出たごみをどう処理するかという考え方では、絶対に解決することはいかないのではないかと思います。

ごみ問題解決の根本は、いかにごみを出さないようにするかです。これからは、地球の未来を見据え、環境や資源問題を考えた取り組みこそが、大げさですが経済全体を活性化させることもできる、そのような社会の仕組みをつくっていくことが求められているのではないのでしょうか。

都城の郡元の清掃工場も、まだ30年しかたたないのに老朽化やごみ量の増加によって受け入れに支障をきたす状況にあるということで、新たなごみ焼却施設クリーンセンターを建設することになりました。クリーンセンターは、今までより遠くなるため、ごみ運搬費用が高額となることは明らかです。平成27年1月の稼働まであと3年です。

混ぜればごみ、分別すれば資源と言われるごみ。ただ、収集して運んで燃やす。莫大な費用がかかります。このごみの分別を町民に呼びかけ減量する、また、生ごみ、廃油などを回収して資源として活用を図る施策を導入すべきだと考えますが、どのように考えておられるのか伺います。ごみの資源化、減量化には、住民との協働がなくてはできません。生ごみの資源化事業は、町全体が一体となってこそなし得る共同事業です。自治体も住民も、軌道に乗るまでは大変なエネルギーが要ると思いますが、地球温暖化などの環境問題が深刻し、また、自然エネルギーへの転換が必要となる将来を思うとき、どうしてもやらなければならない課題だと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

あとの質問は、質問席から質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ごみの減量化対策についてというご質問でございます。これにつきまして、回答させていただきます。

ごみの減量化につきましては、4 R運動の啓発普及、つまり、リフューズ、ごみの発生源を断つとか、リデュース、また、減量する、リユース、繰り返し使うと、リサイクル、再利用、と、この考え方の啓発、普及や、マイバッグ運動などとともに分別の徹底が効果的だと考えます。先ほど言われましたけれども、捨てればごみ、分ければ資源、のとおり、今後とも自治公民館やリサイクル・ごみ回収指導員と連携しながら、啓発に努めたいというふう考えております。

そして、生ごみの減量化対策としまして、現在のところ、本年度から再導入いたしましたところの生ごみ処理機購入補助制度の活用や、EM活性化液の無料配布による自宅での堆肥化を推進するとともに、剪定くずや草木のクリーンヒル三股への持ち込みによる堆肥化にも、現在、取り組んでいるところでございます。

また、今回のこの質問の中にありますけれども、この生ごみや廃油の資源化でございますけれども、生ごみの資源化というのは、回収した生ごみを生ごみ単体で、または、し尿や汚泥等と混合して発酵させ、堆肥や家畜の飼料にする方法や、メタンガスを生成する方法などがありますが、この資源化事業の重要なかぎと言われます、厳格な分別や徹底した水切りの上で、バケツや専用の袋など、ごみステーションへの排出することについて、町民の方々のご理解、ご協力が不可欠という高いハードルがございます。先進自治体では、このような取り組みをやっているところはあるわけなんです、生ごみの回収というのは、今、言いましたように、町民の理解、協力、これなしにはできないという高いハードルがあるところでございます。

そのようなものを踏まえて、今後どうあるべきか、生ごみの減量化については、先ほどの、現在、取り組んでる方法プラス、また、その以外の方法についても、いろいろと検討させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） まず、私は、もう2年前から、ごみ問題を何回か発言してまいったんですが、まず、最初に聞きたいのは、2年前に廃油回収をしている滋賀県の近江町に行きました。それと、建設文教では、大木町にも行って視察報告もされてるんですね。そのそういう調査、政務調査の視察受けての報告なんかで、どう、町でもしたらいいのかどうか、話し合ったことがあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 議会のほうでも、その県外視察、そして、それから近くでは大崎町のほうの視察などもされたというふうに聞いてますので、そして本町の行政のほうでも、その大崎町のほうにも行きました。そして、そのバイオディーゼル、廃油からのディーゼル燃料の方法を含めていろいろと研究しましたけれども、まだ実現化には至っておりませんけれども、これにつきましては、家庭からの廃油をいかに回収するか、また、回収したものをどんな形でそれを精製するか、そして、それが実際そのバイオディーゼルとして使えるかどうか、そのあたりのところを十分検討しながらやっていかなければならないと、また、都城市のほうの一部で、この廃油回収等をされているモデル地区もございますので、そのあたり踏まえながら、今後、実現化に向けて検討したいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この、ごみを分別化するっていうふうなことは、本当に大変なエネルギーが要るわけです。私たちも、ごみステーションに出して持ってってもらえば一番楽なわけです。だけど、やはり、町全体のごみ処理施設費用なんかを考えたときに、1億3,300万ですか、22年度決算で。し尿処理も1億4,000万円ぐらいかかっております。そういうごみの——経緯では、1年に8,700トンぐらいですか、そういうふうにかかっているわけです。普通、生ごみっていうのは燃やせば温室効果ガスの一つである一酸化二窒素を発生させて、そしてまた、水分が多いから、焼却の際に灯油とか重油とかいった燃料が必要となるわけです。そういうふうなことで、今から、限りある資源でそういう油なんかを使うこと自体も、また大変な費用がかかっていくわけですから、本当に、10年先の本町を考えた場合に、今からそういう研究ちゅうんですか、学習を、町内に本当にやっていくことが、やっぱり大切になっていくのじゃないだろうか、そういうふうなことを私は思うんです。

昨年、いやことしから、剪定くずなんかも別に回収するようになったわけですが、ちょっと環境水道課長にお尋ねいたしますが、それらの効果をちょっとお尋ねしたいんですが。堆肥化されるようになって、今までよりも全体のごみが減ったのかどうか、そのあたり、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 5月ごろから、堆肥化事業ということで剪定くずを集めております。草木等につきまして刈り草についても集めてるところでございますが、現在のところ、250トンという形で数値は上がってきております。しかし、これが、実際、今までもこのごみが——剪定くずが、この250トンが、丸々清掃工場に運ばれた——運ばれていた量かどうかが、ちょっとつかめない状況でございます。自宅で処理されていたとか、どっかに埋められていたとかというのもあったのを、うちのクリーンセンターで集めるようになったから持ってきたという

方もいらっしゃるかもしれませんが。そこ辺が、ちょっとつかめないんですけども、次年度の決算等に前年度の数値が使われるようになりますので、その段階で比較ができるかというふうに思いますので、そこで大体わかってくるかなあというふうには思っておりますけども、量としては、結構な量が入ってきておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その剪定くずとか草なんかも、まだまだ町民に徹底されていないんですよ。それで、うちの支部のごみステーションには、草なんかをごみとして出してる方がまだまだいらっしゃるわけですから、私は、広報がやっぱり少ないと思うんです。やはり住民に対して、環境問題としてごみ問題を考えて、行政と一緒に取り組んでほしいという熱意を町民にわかってもらう取り組みが、まず、私は、ごみ減量化の第一歩じゃないかなあと思うんです。いろいろ、ほかの自治体の調べたところ、やはり、ごみの分別をしたり、それから徹底して分別するという方向をとったところの住民は、やはり意識が変わってくるって言うんです。ごみそのものを減らそうという気分がわいてくると。だから、やはり、本当に細かく分別して出すちゅうことは、私たち主婦にとっても本当に面倒くさいことなんですけど、この、今から、ほっとけば、ますますふえていくわけですから、それをいかに減らしていくかということを実際に考えていかないと、マイナス予算ですよ。ふえるばっかし、予算——ごみ処理費用がかかる。で、これを生かしていけば、1億かかってたところが1,000万円——仮に10%減らせば1,000万円浮くわけですから、そういうふうなことを、やっぱり町民と一緒に学習していく、そういうふうなことをまず取り組んで、ごみ減量化対策を軌道に乗せるちゅうんですか、そういうふうなことをしていく必要があるのではないかと思います、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われるとおりですね。ごみの減量化については、住民の協力なくしてはできません。そういう意味合いでは、住民へのPR、啓発、これが一番大事だというふうに思います。この10月に、地区座談会しまして、そのときに、環境基本計画、環境基本条例をつくるというお話をしまして、それに基づいて環境基本計画を作成していきます。この環境基本計画は、具体的に、ごみの減量化もそうですし、それ以外の分野につきましても、いろいろと具体的な数値目標を設けて取り組んでいきますので、このごみの減量化については、今、言われましたように、多くの予算を費やしながら、どちらかという捨ててるお金でございますので、それをいかに有効に生かすかということは、やはりごみの減量化が効果的でございますので、そのような取り組みを自治公民館、また、地域のいろんな環境団体を含めたところと連携をとりながら取り組んでいきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これは、ほかの自治体のこととして参考例として書いてあったんですが、住民に対して、環境問題としてごみ問題を考え、行政と一緒に取り組んでほしいということで、2カ月に1回、ごみに関するニュースを発行して全世帯に配布していると。情報提供であると同時に、啓蒙活動としても大事なことだと。それと、京都市、大きな都市なんですけど、ここは、ごみ減量推進委員というのを募集して、1年に6回ぐらい研修を行って、この人たちは何をするかといえば、地域のごみ減量活動のリーダーを養成するのが目的だと。そういうふうなことをしてる自治体もあるわけです。だから、うち——町なんかは2万5,000人で、割といろんな活動に、前から住んでいらっしゃる人たちは、そういうふうな意識が高いわけで、やりやすいと思うんです。だから、やはり新興住宅地の人たち、若い人たちに対しても、そういうふうな今、いろいろ、若い人たちはまた、特に地球環境問題とかいうのは関心がありますので、いろんな面で啓蒙活動していけば協力して下さるようになると思うんです。だから、やはりごみ問題というのは、そういう、ただ漠然と、したいとかするとかいうんじゃないで、年次目標を決めて、何年までに10%減らすんだとか20%減らすんだとかいうふうな数値目標を決めてやることも、一つの手じゃないのかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 情報提供と広報活動というふうに言われましたんですけども、我々もそれは一番大事ななというふうに思っております、今までは定期的にはやっておりますので、ある程度定期的に出していこうかというふうに思います。それには、やっぱりお金がこのぐらいかかっているんですよとか、そういうことも含めて町民の皆さんに出していけば、町民の皆さんのほうからも、それに伴ってまた考えていただける機会になるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。例えば、一番簡単なのは、生ごみを絞って出すという、乾かして出していただくちゅうのが一番でしょうけど、それはできませんので、ぐっと絞って出していただくだけでも相当な量、重量によってお金を負担しておりますので、大分それでも減ってくるかなあというふうに思いますので、そういうことを努めていきたいと思っておりますけども、まず情報発信、これを積極的に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。（「数値目標」と呼ぶ者あり）

数値目標ですね。数値目標は、どのぐらい取り組んだらどのぐらい減るかというところから積算しなければいけませんので、そういう、各家庭に置きかえまして、どのぐらい減らしたらどのぐらい減ってくるかという形に持っていきたいと思っておりますので、今、6,300トンぐらいの——燃えるごみは6,300トンぐらいですけども、これを積算して目標を立てていくということで、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 生ごみは、本当、水分が多いわけです。私は、このごろ自分ところで網のネット——台所のシンクに網のネットだけして、あと、野菜くずとかそんなのは、まな板の上でむいて紙の袋に入れるんです。そして、1日1回、そのシンクタンクの下の水分の含まれてるのを、網のネットですから、ぎゅーっと絞って、そして、紙の袋に入れて捨てるようにしているんですけど、今、ちょっと、ごみの乾燥機が壊れたもんですから、そういうふうなことをしてるんですが、随分と違います。それと、本町の場合は、リサイクル率が10%——この資料をもらったのを見ると10%ぐらいですよ。全国の平均を調べたところ、国は20%——大体、平均20%らしいんです。で、リサイクル率がですね。で、本町の場合は、まだ10%なんです。だから、この不燃ごみのリサイクルをきちっとすることも、ごみ減量に役立つんじゃないかなと。やはり、国が定めてるわけじゃないんですけど、平均20%するだけでも、また、ごみ減りますよね。そういうふうなことに関しての、やはり、少し、いろんな面から、国からの地方交付税っちゅうのは、ふえる——今から余りふえることはないと思います。だから、いかに今までの予算を減らすか、処理費用を減らすか、そういうふうなことを考えていかないと、財源はないわけですから、そこら辺をもっと、課だけで取り組むんじゃなくて財政的な面からも、もっと討論してもよろしいんじゃないかなと思うんですが、町長、いかがお考えですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話ししましたけれど、やはり処理費用がかさむということは、限られた財源の中で、そちらのほうの費用負担で、一般財源、ほかのほうに使うところ減るわけですから、いかにそこを減らして行って、そして自由に使えるお金をふやすかということになりますので、そのような分別を徹底する、そしてまた、ごみの——生ごみの減量化を図ることによって、この一般財源のほうに使えるお金をふやしていく努力をしたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、ちょっとほかの質問なんですけど、クリーンセンターが完成した場合、ストーカ方式で1日当たり230トンというふうなことなんですけど、私が勉強したところによると、大型の焼却場ができた場合に、かえって燃やすごみをふやさないといけないから、ごみを集めてこいって言われるとかいうふうなことをちらっと読んだんですが、この都城の場合は、そういうふうなことはないんでしょうか。今までどおりでよろしいんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 今回の山田のクリーンセンターにつきましては、現在、出しておりますプラスチック、ビニール等も含めて燃やせるごみになるということでございますので、それが助燃の働きをするのかもしれませんが、それが足りなければまた燃料をつぎ込むという形にはなると思いますけども、大型だから、何か助燃剤がたくさん必要というような話は、ち

よっとまだ聞いたことはないんですけども、とにかく、そのビニール、プラスチック類が助燃の働きはするというのは聞いたことがございます。で、燃やせる——燃える——今までより助燃を使わなくてもいいというような、助燃剤ですね、というのものもあるようでございますけども、大型になるからそれがふえるというのは、ちょっと聞いたことはございません。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今までどおりで、集めてごみにして持っていく、そういうことでよるしいんですね。そうすれば、今までどおり、重さで業者にお金払うと。ただ、今度は、遠くなるわけですから余分にかかるわけです。そのあたりはどういうふうに試算されていらっしゃるんですか。今までどおりとしたときに、どれぐらい費用がかかるのか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 距離が大分長くなりますので、今、運んでいらっしゃる事業者の方に、試算を出していただくということでお願いはしてあるんですけども、あちらも、生ごみは週に2回、必ず運ばなければ、においもしますので、そういう対策も必要だろうと思っておりますので、時間がかかる分を車をふやされるとか、回収される人間をふやされるとかいうふうになってくるかと思っておりますので、今までよりはかかるかとは思うんですけども、それが、今、どのぐらいかかるかは、まだ、そういう積算——数値をいただいているところがございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本当に、今度、あと3年でクリーンセンターになるわけですが、やはり、そこら辺を本当に真剣に、本当にごみを減量しないと、こういうふうにごみ処理費用がたくさんになるんだっていうふうなことを、もっともっと町民にも訴えて、いかにごみ減量をすかかっていうふうなことを真剣に考える必要あると思うんです。

それと、今、先月も、能登のほうの珠洲市というところに行きましたけど、珠洲市では、生ごみと尿とのバイオマスで肥料をつくってたんですが、大木町でもそういうふうなバイオマスでやって、今までの処理費用よりも、珠洲市の場合は4,000万ぐらい経費が浮き出したと、今までのし尿処理とあれすると、処理費用、いろんな面を考えた場合に4,000万ぐらい経費が浮くと。と、大木町の場合も、2,000万ぐらい、生ごみを使って肥料をつくった場合に2,000万ぐらい経費が浮いたから、建設費用は、国から半分ぐらいお金が来るから、10年ぐらいしたら元を取り出すようなことなんですね。だから、そういう、最初、今、本当にごみっていうのは資源にもなるわけで、特に今度、山之口かどっかに生ごみと鶏ふんとでの、何か、工場ができるとか、そういうふうな取り組みも、県内でも宮日に最近載ってたんですが、そういうふうなことも行われているわけです。行えるようになっているわけですから、そこら辺も、減らすだけじゃなくて学校給食とか町内の商工——営業してらっしゃる大手のごみを、食品販売店と

か飲食業とかのごみなんか、生ごみ、食品残、食料品なんか捨てられるもの、そういうふうなことを一体として、原料とバイオマス、そういうふうな資源化っていうふうなエネルギーに変えるとか、そういうふうなことも含めて、やはり、取り組んでいってほしいっていうふうなこと思うんです。そして、住民にも負担がかかるわけですが、ごみの減量とか分別、で、行政はそれを地域資源として循環させて、食べ物とかエネルギーをできるだけ地域で自給する。で、自然を大切に助け合い、汗を流し、何一つ無駄にしないという先人の暮らしの知恵に学んで、九州の大木町がごみゼロ宣言をしたように、私たちの自治体でも、そこら辺、本当に、今から考えていかないといけない重大なことじゃないかなあっていうふうに、私は考えるんです。だから、ぜひひとつ、数値目標とかも決めたり、そしてエネルギーに変えるにはどうするかとか、もう本当に、今ある仕事をこなすだけじゃなくて、将来を見据えた形で取り組み、研究していってほしいっていうふうなことを申し添えて、この質問は終わります。

と、2番目なんですが、町長の去年の選挙のときのマニフェストである「安心して子育てできる環境づくり」について質問いたします。

本町は、これまで福祉のまちづくり、子育てしやすい町を目指しております。おかげで県内の市町村では、わずかですけど人口のふえてる自治体となっております。保育料の上乗せ支援で、他の自治体よりも保育料が安く設定されているので、子育て世代の方々にとってはうれしい限りですが、ただ、この支援も、公立保育所に預けている人だけとなっているのではないのでしょうか。三股には、無認可保育所に預けておられる共働きの方も多数いらっしゃると思います。この上乗せ支援の分だけでも、この方々の子供にもひとしく援助するべきだと思います。やはり、この子供たちも、三股の大事な子供です。そのあたり、どうお考えになっていらっしゃるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 保育料の上乗せの支援、これを無認可保育所のほうもどうかというご質問でございますけど、保育所は、保護者が働いているなど何らかの理由によって保育に欠ける児童を預かり、保育することを目的とした施設でございます。町内の認可外保育所は、認可保育所と同等の保育水準にあるというふうに思いますが、一般的には、保育に欠ける状態にない園児がいることや、児童福祉施設最低基準を満たしていない保育施設として位置づけられています。

そのような中、保育所の支援については、国・県の施策に沿った対応が基本であると考えており、現在は、保育従事者と園児の健康診断料について国・県に合わせて補助しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、認可保育所の方々も言われてるんですが、この最近の経済状況で、生まれてきたばかりの子供を預けて働きたいと、とにかく何とかしてほしいというふうなお母さんたちが、今ふえてると。これは、認可保育所の方から聞いたんですが、本当に切実だと。だけど、定数が決まってるから、ある程度の定数オーバーは受け入れているんですけど、もう後半になると、とてもじゃないけど預けられないと、そういうふうなことなんです。と、無認可の保育所も、もう30年以上実績のある保育所もあるわけで、きちっとした教育も——保育所も、子供たちも育ててるわけですが、やはり、ちゃんとした保育をしているにもかかわらず、少し基準に満たないということだけで、全然補助金ももらってないというふうなことなんです。やはり、調べたところ、54人の方——三股町の子供、54人の人が無認可にいるわけです。やはり、ほとんどが、やっぱり働いてらっしゃる人の子供さんなんです。だから、認可保育所に預けられない方々も行ってるわけですから、そこら辺、町単で保育料が上乘せされているんだったら、何らか、やっぱり支援をすべきだ、考えるんです、私は。そこら辺、もう一回、お考えできないのかなあとと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 認可保育所に近い保育形態であれば、できたら認可保育所の資格を取っていただければ、町としては、支援ができるわけです。この、児童福祉施設の最低基準というのが、保育士の数とか1人当たりの面積云々で、それでやっぱり子供を育てる環境を確保しようと、そのための基準があるわけですから、それに合致しないわけですから、今のところ、この保育料関係の上乗せ基準の対象には、町としてはしてないところでございます。これは、国・県に準じたところで取り扱ってるわけなんです。町としましては、できるだけ認可保育所に入りたいという方については、定数の枠を拡大しながら、できるだけその希望に沿うような形での取り扱いはしてるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私は、もう40年前に宮崎にいたときに、今みたいに保育所が少なかったときに、産休明けからの保育所が、あそこ、ほとんどなかったんですね。学校の先生とか看護婦さんたちが本当に困って、今みたいに育休もとれないような状況でしたので、40日過ぎてからの子供を預かってくれるところがないというふうなことで、我々——私たち——何人かの人たちが、そういう人たちの声にこたえようっていうふうなことで、自分たちで家を借りて、乳児保育、乳児を、2歳までの子供を無認可で預かったんですね。そのときに、宮崎の市のほうに無認可保育所の子供たちにも補助金をちゅうことで、署名活動をして、そして、とにかくあそこ1年か2年か運動したんですが、1人当たり600円、あの当時のお金で600円、1人当たりもらうことができるようになったんですが、その後、認可保育園が乳児も預かるちゅ

うことで、割と乳児を預かる保育園がふえていった経過があるんです。やはり、今、本当に子育てを支援っていうふうなことであれば、ほとんどの方が、今、経済的な問題で働いてらっしゃるわけですから、そのあたり、無認可の方々も一生懸命子供たちを保育されてるわけです。教育もされてるわけです。実績もあるわけですから、そのあたり、国の保育料を安くせいって言うてるわけじゃなく、町単でやってる上乗せ支援の分を分けることはできないのか、その方——人たちにも、それが、やはり子育てに優しい福祉の町三股じゃないかなあっていうふうに考えるんです。町長の決断をもって、ぜひ、してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 認可外保育所の役割、果たしているいろんな取り組みなどについて否定するのでは、全くございません。それなりの教育理念を持ちながら、それぞれの子供保育、含めたところの役割をきちっと果たしていらっしゃるわけなんです。ただ、町としましてのスタンスというのは、やはり、認可保育所に対する支援というところを、保育に欠ける子供たち、保育に欠ける児童を、この認可保育所が受けているわけですから、その姿勢で、今後もいきたいなど。言われるように、この上乗せ支援のところをどうにかっていうことですが、全く今のところ、検討したこともございませんし、お話はお話で伺ったところかなというふうには思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そのほかに、固定資産税を免除するとか、そういうふうなことだけでもできないのかなど。実は、消費税が1,000万円免税が——になったときに、限度額が1,000万円まででした。前、3,000万円あった。そのときに、無認可の保育所も消費税がかかるようになるというふうなことで私に相談があって、私——うちの衆議院議員の方に問い合わせたところ、全国的にそういうふうな保育所は、無認可保育所であっても営業団体じゃないんだと、だから、大事な子供を育てているんだっていうふうなことで、無認可保育所は税金もかからないちゅうんか、消費税がかからなくなった経緯があるんです。四、五年前ですか。そういうふうなこともあるわけですから、やはり、何らかそういう施設に対しては、子供を育てている教育機関であるわけですから、考えていただきたいなあっていうふうに思うんですね。検討課題としても、ぜひ、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、この改築するときの支援——保育所にやっておりますが、それらの基準とかいうふうな——は、どうなっているのか、お伺ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ②のですね、保育園の改築支援をする場合の基準、どうなってるかというご質問でございますが、子供たちが健やかに育っていくためには、ソフト面だけにとどまらず、

健康に配慮した環境や安全面に考慮した施設の整備が大変重要であるというように考えています。このことから、認可保育園については、老朽度や各園の整備状況などを勘案し、計画的な施設整備の推進を図っており、基本的には、2年に1園を対象に改築費用の一部を補助しているところです。なお、補助額等については、国が定員ごとに示す基準額のうち、国が2分の1、町が4分の1を、それぞれ補助しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これは、老朽度ちゅうのは、何年以上の建物とかいうふうなことで、公平に、順番にされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 社会福祉施設の耐用年数というのが出されておまして、そちらによりますと、木造の場合は22年、それから鉄骨づくりの場合はそれぞれの柱の大きさによって違うんでしょうけれども、19年から34年ということで、こちらの耐用年数を一つの目安ということで、参考にしております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、ことしは、こぼと保育園がやっているんですかね。と、次は、もうどこか、もう順番というふうに、それは決まっているんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 23年度から25年度までの計画を、皆さんのほうにもお示ししておりますけれども、3カ年実施計画という形で、25年度は、要望がございましたみどり保育園のほうを、今、計画で入れております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これは、町内の保育所では、もう支援——建替えてないところでは、一番古いちゅうわけですか。あと、古い……。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今、みどりさんを計画ということで、25年なんですけれども、あと、残っているのが、1回も建替えをしていないところというのが、あと3園ございます。で、園名は別にして、建設年度が46年、47年、56年という、3園がですね、今、1回も建替えをせずに、次の27年ですかね、27年に要望は、このうち2園が27年にぜひということで、要望されてる状況です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 公平な目で見ても、ちゃんと、危ない——危ないっちゅったらおか

しいんですけど、古い順番からきちっと支援をしていただきたいなあというふうに考えます。

やはり、それと、また保育の人数も、子供たちも、何かふえるっていうふうなことも言われておりますので、増員をする場合のことも考えて、していただきたいなあっていうふうに要望しておきます。

それと、次、3番目に移ります。来年の春とか言われておりますが、九州で3番目の売り上げを持つと言われる大型スーパーが、本町にオープンする予定だと言われております。この大型スーパーは、多種多様な商品を扱い、薄利多売、24時間営業の店だと聞きました。このようなスーパーが進出してくれば、本町の個人営業の店は、物すごく影響を受けるのではないのでしょうか。町としてこの大型店の進出は、町民にどのような影響があると考えますか。まちづくりの観点からもどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 大型店の出店について、本町での影響についてということでございますが、大規模小売店が町内に店出されることにつきましては、以前から話を聞いておりますが、現在は、大規模小売店立地法の届け出に必要な出店計画概要書を作成しているという段階だというように聞いてます。

この出店による影響をどう考えているかというご質問でございますけど、現在での状況、出店予定地近隣の小売店にお聞きしましたところ、生鮮食品、日用雑貨など低額での販売が実施されますと、同種商品を扱っている小売店への影響は、大きなものがあるということでした。また、出店予定地は都城市とのアクセス条件も大変よく、多くの来客が訪れるというふうに思われます。このようなことから、既存の小売店は、本町内だけではなく都城市も含め、来客数や販売額などに影響が出るのではないかというふうに推測されるようです。

本町としましては、その対策なんですけれども、商工業の振興並びに中小企業育成対策として設定されております、商工会が窓口となっておりますけれども、貸付金等の融資制度の活用、あるいは商工会において開設されている無料経営相談窓口や専門家派遣事業などの活用などを推進するとともに、既存の商店の皆さんや商工会とか意見をお伺いをしたいと、そしてまた、中小企業、中小零細企業を対象としたプレミアム商品券、こういうものを、プレミアムつきの商品券を発行するなどして、地域活性化を図っていきたいというふうに考えてます。まだ、具体的にそれ以外に何をすべきかという事は、また商工会のほうと十分お話し合いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この大型店の出店を簡単にできるようにしたのは、13年前の小

泉構造改革によって、規制緩和の名のもとに大型店の出店とか撤退、深夜営業などを野放しにする政策をとったことによるわけですが、許可とかそういうふうなことなんかも、三股町は、もう頭ごなしにやってくるっていうふうなことなんですが、そういう道路交通とか問題とか環境対策とか、予定されてる場所は、病院もあるんです。だから、24時間営業とかされると、病院の入院患者なんかにも物すごく影響があるんじゃないかなというふうなことも考えられるんです。そのあたりを、県とかそういうふうなところと連絡を密にして、話し合いができないものなのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この「大規模小売店舗法」ですね、これについて、今、お話がありましたけれども、それをかいつまんで、また、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

大規模小売店の立地につきましては、以前は、「大規模小売店舗法」により中小小売業者が保護されていましたが、平成12年にこの法律が廃止されたところです。その後制定されました「大規模小売店舗立地法」では、周辺地域の生活環境の保持を目的としており、大型店と地域社会との融和の促進を図ることを主眼としているため、出店に関しては規制がなくなりました。なくなったというふうに言えます。よって、「大規模小売店舗立地法」では、都市計画法、そして農地法などに基づき判断されることとなり、土地利用規制上、立地が可能と判断されたものについては、届け出が提出されるということになります。また、この届け出につきましては、出店業者から直接、県への申請となっており、該当市町村につきましては、申請途中における県からの意見照会に回答するのみとなっています。本町では、この法の趣旨にのっとり、地域住民の意見を踏まえ、騒音・交通・防犯など生活環境の保持の見地から意見を提出していくということをしていというように考えてます。

質問ですけど、質問の中で、条例をつくることができないかということでしたけれども、この大規模小売店舗立地法の第13条におきまして、先ほど言いましたように、地方公共団体は、騒音・交通・防犯など生活環境の保持の観点からの意見だけということで、立地への規制ということとはできないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 商店の人たちは、私が住んでいるところは商店街なんですが、やはり、すごく心配されているわけです。九州で3番目の売り上げ、24時間営業、それと来年は日向——今、日向は、つくってるんですかね。小林、宮崎、三股と。4店舗に、県内でなるというふうなことでおっしゃってたんですが、所によると話し合いで深夜営業を規制して、9時にしたところもあると。だから、やはり、そういうふうな、本当はさっき言ったように病院があるわ

けです。だから——と、道路も2車線しかなくて、もう夕方、もう両方込み出すわけです。都三線と、キャベージの前の太陽銀行の前の道路と、本当、私たち、家に帰れないような事態が起こるわけですが、そういうふうな道路の問題、それと、先ほどの方の話によると、商店街がなくなると、と、自分の代では何とか持ちこたえても、後継ぎの問題なんかを考えたときに、本当、このままで商売ができていくんだらうかというふうな心配があると、そういうふうなことをおっしゃっていました。

だから、まちづくりの観点から、本当に考えて、それと、やっぱり中小の小さな、本当に個人の商店をいかに守るかというふうなことを真剣に考えて、やっぱり国なりにも、この大型店の規制緩和というふうなことは、都会だけを有利にして田舎をつぶしていくというふうなことになってるわけですから、意見を、国に対して物申す形でもっとしていく必要もあるんじゃないかなあというふうなことを考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この大型店の出店につきましては、平成12年以前までは、地域の商工会やらその半径エリア何キロ以内の住民の方々に、この出店の説明会等をしながら、そして、その面積含めて、そして、営業時間、いろんなことが調整できましたけれども、規制緩和によって大型出店の規制が実質的になくなったような状況で、非常に、町の空洞化というか、中心市街地がシャッター通りになってるという状況等もございます。特に、隣の町なんかも、中心市街地が、本当にシャッター通りになってる状況であります。今回の本町の場合は、誘致企業の跡地への立地ということで、ここについては、将来的には何らかの形で企業が立地してくればいいがなあというふうに思っていましたけれども、今回このような大型出店でありますので、これが地域への影響が大きいということでもありますので、先ほど言われましたように、交通の問題とか、それからまた、医院が近くにあるというその観点からは、意見を述べさせていただきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、本当に、県を通じてでも、本町の頭ごなしに何もかも決めてやり方じゃなくて、立地場所の自治体も、きちっと要望は言えるように、県なりを通じて少しきちっと言っていたらかないと、もう、そういう、薄利多売のお店が24時間営業でされて、消費者にとっては便利な人もいるんでしょうけど、もう、すべての商店が、この三股みたいな2万四、五千のところになくなってしまって、そして、商店がなくなってから15年先、20年先に、もう撤退とかいうふうなことになったら、大丸とか寿屋のあたりに住んでらっしゃる方、今、本当に買い物に不便をこうむってらっしゃるわけです。そういうふうになりかねないわけで

すから、そのあたりも、ちゃんとしたまちづくり基本条例ちゅうのもできるわけで、そこら辺も含めて検討をお願いしたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） それでは、皆さん、こんにちは。3番、堀内です。

それでは、通告にしていました2件の中でも、最初に都城広域定住自立圏共生ビジョンに関することで進めていきたいと思いますが、3月11日の東日本大震災発生から9カ月余りがたち、ようやく3次補正予算が成立し、政府は、復興に向けて全力で取り組んでいるところでございますけども、今までにない厳しい冬の到来で、寒さによる健康の心配や将来への不安が募り、被災者の方々は、大変つらい日々を送っていらっしゃると思っております。心痛む中、一日も早く復興が進むことを切実に願っているところでございます。

また、福島第一原発事故に至っては、放射能の怖さはもとより今季の冬の電力不足の心配が再浮上されていることはご承知のことと存じますが、これにより、もはや大企業は、生産拠点を国外へ移し、円高の影響はあるものの、国内の人口減により、今後、需要と供給の減により経済が縮小すると予測されております。

しかしながら、国内企業のほとんどが中小企業であり、日本経済を下支えしているのが言うまでもありません。地方においては、地場産業として地域経済と癒着して活性化しているゆえに、たやすく国外に移転することもできず、また資本力もないわけでございます。さらに、地方において、TPP協定の締結により、農業を中心に第1次産業への影響ははかり知れなく、地方が一層疲弊することが考えられます。

さらに、原子力安全神話の崩壊は、国のエネルギー政策に大きな転機をもたらしました。8月には再生エネルギー特別措置法が成立し、本県は、太陽光やバイオマスといった再生可能なエネルギーが豊富であり、さまざま取り組みがなされているところです。

こういう現状から、協定の締結により、今後どのような効果が見込めるか、質問させていただきます。

あとの件につきましては、質問席に着いて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 都城広域定住自立圏共生ビジョンについてってということで、①ですが、協定の締結により事業計画として3つの政策を平成26年度までに実施・計画するとなっているが、どのような発展効果が期待されるかというご質問でございます。

回答させていただきます。定住自立圏構想は、3大都市圏の人口も減少するという過密なき過疎の時代とも言われる人口減少社会において、地方圏においても安心して暮らせる地域を形成し、人口流失を食い止め、地方圏への人の流れを創出しようとするもので、一定の都市機能を持った中心市と、それに近接し、経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図るものでございます。

本町では、都城市と平成21年10月に協定を締結、平成22年3月に共生ビジョンを策定し、平成22年度から26年度まで事業を実施することとしております。

この事業には3つの政策があり、1つは地域医療の充実、2つ目に都城志布志道路の開通促進とアクセス道路の整備、3つ目には行政人材の育成、地域活動人材、民間人材の育成及び活動支援があります。

これらの事業を実施することにより、まずは、救急医療センターの移転・整備につきましては、都城インターからのアクセス性が向上し、医師確保に期待ができ、夜間救急医療体制等の充実も図れるというふうに考えてます。

また、この圏域の災害拠点医療施設として非常に重要な役割を担っており、本町といたしましては、本町を含む圏域住民の安心、安全確保につながるものと期待しております。

次に、都城志布志道路の開通促進とアクセス道路の整備により、農畜産物や工業製品等、物流の効率化・高度化が図られ、また、地域連携の強化が図られ、医療施設や商業施設などの都市機能の共有を容易にすることが期待できるものであります。

最後に、行政人材の育成、地域活動人材、民間人材の育成及び活動支援を行うことにより、行政とNPOや民間活動団体、あるいは団体相互の交流・連携も、定住自立圏構想の推進とともに進化し、新たな連携による施策を次々と展開されるものと期待しております。

なお、この議会におきまして、この協定の変更を提案しておりますが、これは、教育文化分野を新たに取り組むこととしたもので、具体的な事業については、今後検討する共生ビジョンにおいて明確にすることだというふうにしております。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） ここで、2時35分まで本会議を休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時35分再開

○議長（山中 則夫君） 引き続き、本会議を再開します。

堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 休憩により眠気もとれたかと思えますけども、先ほど答弁があっ

たように、地方圏においては、3大都市への人口流失を食い止めたい、その3大都市さえ人口が減少しているというふうで、地方圏での人の流れを創出する必要性から推進された施策と聞いております。

都城市と近隣の地域経済を活性化していくには、企業と行政が連携し、地方機能を持った中心市とその隣接する市町が、経済や文化で密接につながりを持ち、集約とネットワークにより地域の物的、人的資源を生かし、産業の協力化により一層促進し、地域の発展と文化の振興が図れるとありますけれども、さらに、定住自立圏においては、中心地に都城市、先ほど申し上げましたように、関係市町村に三股町、鹿児島県の曾於市、志布志市で構成されており、計画期間が、平成22年度から26年度までの5年間とし、毎年度、所要の変更を行うものとあります。で、あえて言うまでもありませんけど、目的及び概要として、生活機能の強化として、広域緊急医療体制の整備や充実、産業の振興、交通インフラ整備の地域内外の住民や観光の交流、結びつきやネットワーク化及び定住促進、圏域の宣言中心市とのNPOや民間人材の育成、交流や事務事業の構築などマネジメント能力の強化図り、大きくは3つの取り組み内容となっております。

三股町は、23年度は定住自立圏推進事業として、医療・防災・アクセス道路整備などを地方債で行っている状況ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） ただいま議員が言われましたように、3つの柱としまして事業を推進しているところでございます。で、まず、生活機能の強化に係る事業医療、広域医療ということにつきましては、ご承知のとおり、今、救急医療センター、市郡医師会病院の移転に一緒になりまして、参加をしているところです。それ以外に、救急情報の共有化、あとは夜間救急、休日救急医療の充実ということ、都城市と一緒に広域機能の強化ということ掲げています。また、そのほか、志布志道路の促進についても当然なんですけど、志布志道路につながる町内道路についても、年次計画を持ちまして計画どおりやっているところでございます。また、人材育成につきましては、都城を中心としまして3市1町で合同の特定課題の研修等も行っているところで、先ほど言われましたように、毎年度、この事業については、見直しまたは変更等があればやっていくというふうに、今、いろいろやっているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 交通インフラの整備については、都城志布志道路と機運醸成とアクセスへの向上を図るための事業として考えてもよろしいんでありますか。よろしいんでしょうか。

○地域政策室長（西村 尚彦君） はい。

○議員（3番 堀内 義郎君） はい。で、志布志道路がいつごろ完成するかで、そういうことは、まだわかってないっていうか、予算の関係があるんですけども。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 完全な完成については、今のところ、まだ予定の年度はわかっていないところです。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 特に、先ほどの事業で島津紅茶園切寄線が、先週、減額補正とか説明があったと思いますけども、これが完成すると山之口町や移転する医師会病院へ行きやすくなるかと思っておりますけども、志布志道路と宮崎自動車道が連結すると交通量もふえるかと思っております。そのために、付近の道路の交通路の整備とか調整、そういったことも必要かと思っておりますけども、例えば、今の都城インターあたりが、さらに混むと思うんですけども、そのほかにまたいろいろ、山之口とかそういったところにインターを構えるとかいった、そういう交通に対しての対策とか考えられないか、伺います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今おっしゃったように、アクセス道路の整備としましては、三股町は島津紅茶園切寄線、あとは三股駅小鷲巣線、高才原餅原線、あと蓼池南三原3号線というようなアクセス道路の整備を、今、年次的に行っているところでありまして、ただいま言われましたインターチェンジ等についても、今、まだ都城のほうで原案の段階で、これからまた、いろいろ三股町のほうにも相談があると思うんですが、あと、高速道路へのアクセス道路についても、現在、都城市と協議中というところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、今後、志布志道路との連結によって産業振興等が活性化し、誘致企業のさらなる誘引で新規の雇用創出に弾みが増し、都城広域の定住区が促進されることを期待しながら、人口の流失に歯どめがかかればよいかと思っております。

次の質問ですけれども、都城広域定住自立圏の将来像についてですけれども、産業振興の将来として、志布志道路と志布志港の整備により、工業製品や農林水産物の輸出により、国内はもとより海外戦略を含んだ高次の都市機能が形成されると思います。定住自立圏の形成も、将来的には県境をさらに越えて、南九州の広域都市圏の実現を目指すと書いてありますけども、この地域は、ご存知だと思いますけど、日本有数の畜産農業地帯であります。また、豊富な森林資源があります。さらに、日照条件にも恵まれてるちゅうことで、特に、都城圏域は日本有数の食糧基地——供給

基地でありまして、中でも畜産はトップクラスで、それに伴って志布志港の外貨の取扱貨物量の約8割が、飼料用穀物で占められていると聞いております。

さらに、木材生産量のうち杉材の素材生産量は、宮崎県が日本一でありまして、この中で、大淀川流域が、県内有数の搬出量を誇っているわけでございます。

そこで、先月の15日の新聞のことですけれども、この中に、原発と地域防災計画についてというアンケートが記されておりました。これは、県知事と県内の全市町村長に実施したということでありまして、原発に関しては、段階的に縮小あるいは段階的に縮小し廃止と主張したのが90%以上であり、考えられる代替エネルギーとして、ほとんどが、自然エネルギーが挙げたと記載されておりました。中でも三股町長は、原子力発電にかえるエネルギー政策は、今、すべきである。再生可能エネルギー特別法案の趣旨を踏まえ、風力、小水力、太陽光、バイオマス、地熱などの自然再生エネルギーを代替エネルギーとしてその割合を飛躍的に上げ、20年、30年後をめどに脱原発、縮原発への転換すべきであると回答を紹介をされております。

で、質問になりますけれども、こういった状況の中、自立圏構想として再生可能エネルギーの開発や普及あるいは関連する企業の誘致に取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この定住自立圏共生ビジョンの中で、再生エネルギーに関する開発、普及、企業誘致、これの将来像ということまでのご質問でございますが、次のように回答させていただきます。

再生エネルギーといえば、太陽光発電、風力発電、そしてバイオマスエネルギーや太陽熱の利用、小規模水力発電などがあります。これらは、火力発電に比べると地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギーがほぼ無限であります。しかしながら、気象条件により稼働率が低く、出力も不安定なのが欠点とされております。国では、大胆な技術革新により、2020年代の早期に総電力に占める自然エネルギーの割合を20%に拡大することを打ち出しました。今後、さらなる技術開発と施設の大規模化によって、さきの欠点が徐々に克服されていくことを期待しておるところでございます。

再生エネルギーの開発、普及、企業誘致につきましては、官民挙げて実現すべき課題であり、町としましては、現在、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っておりますが、町単独で取り組める部分と、定住自立圏で近隣市と連携して取り組む部分、また民間企業や国・県の動向を見極めながら対応する部分もございませう。

このことから、町としましては、特に、国の新たなエネルギー政策の動向等を十分見極めながら、これからのエネルギー政策の方針、方向性を探っていきたいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 再生可能エネルギーとして考えられるのが、畜産に関しては毎日排出される牛や豚、鳥の排出物、相当な量になるかと思えますけども、というのは、排出物については、高城町にある会社、バイオマスエネルギーとして自社で発電、使用しているということで、高城町にありますけども、林業関係においては、豊富にある森林資源による林地残骸や、製材廃材、木造建築物の廃材などで、チップや木質ペレット化で、まあ、木質ペレット化は発電——原料ですかね、農業ハウスや家庭でのボイラー原料として利用され、これが平成21年に小林に会社ができまして、宮崎ウッドペレット（株）ということで設立されたと聞いております。

この会社、主に発電用ペレットの生産と聞いていますけれども、ここでちょっと質問ですけども、再生可能エネルギーのうち、先ほど、町長が申しましたね、太陽光発電とバイオマス発電は同じ自然エネルギーですけども、そもそも、大体大きな違いは何だとお考えになるかを、答えられる範囲内で、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 太陽光につきましては、太陽からの光というか、そちらのほうをエネルギーに転換するわけですから、自然エネルギー——本当、自然エネルギーというのかなと思います。あと、バイオマスというのは、そういう木材とかの、それから人間が出す生ごみとか、あるいは家畜から出すものですから、生物、そちらのほうの廃棄物、あるいは排出物を資源化していく、それをエネルギーに転換する。そのあたりが違うのかなというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） そのとおりだと思いますけども、太陽光発電はご承知のように二酸化炭素は出しませんが、バイオマスは燃やすと二酸化炭素を排出します。しかしながら、植物が成長する段階で光合成により吸収するからプラス・マイナス・ゼロということで、大きな違いはそういった点で、太陽光パネルは、まだまだリサイクルができていないかと思えますけれども、それがすぐかどうかわかりませんが、だんだん太陽光が発展していくと、行く行くは産業廃棄物になってしまうかもしれないという懸念も出てきます。木質系バイオマスは、先ほどあったように、林地残骸だとか間伐材、森林資源で循環して利用していますので、利用することによって森林の活性化につながるということが大きな違いだと思います。例えば、ドイツとか欧州などが先進国でやってですね、循環型社会ということで形成可能だと思いますので、これは温暖化防止に貢献する事例だと思いますので、そういった国があるということだけで知っていただければいいかと思えます。

再生可能エネルギーに関しては、発電効率や、先ほどもありましたように、供給安定、燃料調

達、まだまだいろいろ課題が多いんですけども、都城、南九州地区は、物的、人的地域資源が豊富と思われまますので、まあ、先ほどもありました、20年、30年後には、それを生かしたベストミックスの自然エネルギー施策で、圏域の産業、経済産業等が促進されればいいかと思っておりますけども、先ほどもありました町単独の事業としては、大変難しい面がありますが、広域の中でも、できれば、三股町が主体となるようなことができてもいいかと思っております。何しろ、今まで都城に対しては何もできないように、都城のすることにはノーとは言えないものがたくさんありましたもんですから、できれば三股主導の事業が、こういった共生ビジョンでも出てきて広域が発展するように願って、これが質問にかえさせていただきました。

続いて、2件目の質問でございますが、三股小学校の児童数が、年々減少していると聞いております。ことしの10月16日に運動会が開催されたもんですから出席したんですけども、昨年度が口蹄疫と体育館の建替えて、多分できなかったんだかと思っておりますが、当時は天気も大変よく絶好の運動会日和で、子供たちも、競技や応援に最後まで一生懸命頑張って大変すばらしく、元気をもらった運動会だったと感謝しております。

そこで感じたんですけども、私の子供が在籍していた3年前ぐらいには、団の数が赤団と白団と青か黄色、3つがあったと思うんですけども、実際この前、運動会で見たときは、赤団と白団の2団になっていたということです。運動会の開会式のあいさつで、校長先生が、ことしから児童数が減少するというので、したということで、2団となったということのお話でありました。ちょっと寂しくなったんですけども、それに負けず子供たちは一生懸命頑張っていたんですけども、以前から、児童数が減っているということは聞いていたんですけども、私の、さっき言った子供がお世話になった三、四年前は、三股小の児童数は530人ぐらいいたと思っておりますけども、今は、何人いらっしゃるかご存知でしょうか。何人ですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） いいですか。現在、三股小学校は428名。ですから、今おっしゃるとおり、60近くが――50ですね、近くが減っています。ことしの1年生は、特に少のうございました。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） おっしゃるとおりですね。ここ三、四年で100人近く減っているということでもあります。

そこで、小学校に出向いて、児童数の変移ということで資料をいただいて、ここでちょっと紹介したいと思いますけども、平成17年度から本年度と、さらに26年度までの予想のことということで新1年生の人数と全児童の人数が示されておりました。

これらを見ていくと、恐らくこのままではずっと減り続けることが予想されるというのは感じ

たんですけども、このような状況であります、これの原因と対策はとられているのかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股小学校の児童数減少についてということで、①、②のご質問がございしますが、①、②とも関連がございしますので……。あっ三股小学校の児童数の減少のところ、回答させていただきます。

児童数の減少につきましては、少子化の影響によりまして、全国でも毎年2万人規模で減少しており、ピーク時（昭和33年）の約半数に落ち込んでおります。

また、県におきましても、昭和58年に11万7,000人だった児童が現在6万5,000人と、約5万人、45%減っているところでございます。

本町の児童数も、ピーク時の平成6年には2,049人だったのが、ことしの12月1日現在、1,620人と。429人、約25%の減となっており、県に比較しますと減少率は低いんですけども、ほぼ三股小学校1校分の児童数に匹敵するということになります。

現在の三股小の地区別の児童数を見ますと、山王原が88人、仲町が81人、上米が64人、東原86人に対し、中米24人、谷22人、櫛田18人、五本松11人と、児童数も地区によっていろいろと差があるところです。

本町としましては、この児童数の減少対策としまして、長田、梶山、宮村小学校区においては過疎対策奨励金や、宅地分譲などを行っておりますが、これは児童数の減少が特に著しい校区に対する複式学級解消対策というふうに位置づけているところです。

三股小学校区におきましては、現在、塚原住宅の建替えを行っておりますので、これも児童数の増に期待できるものと思っております。

また、今後その簡平町営住宅の統合というのも考えておりまして、その跡地利用についても、児童数増につながるように活用方法を検討してまいりたいというふうに思います。

そしてまた、町全体としましては、医療費の助成とか、子育て支援とか、放課後児童対策等行って、子育てに優しいまちづくりを目指しまして、特に児童数の減少の著しい地区等につきましては、PTAとかいろいろなご意見等伺いながら、対策を協議していきたいというように考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今おっしゃられましたとおり、私がPTA役員をさせていただいた当時、平成17年か18年のころだと思んですけども、当時の教育委員会と学校長とPTAの代表と、減少に対する対策協議会みたいなものが開催されたかと思えますけども、その場で出

たのが、校区域の割り振りがちょっと今までよくなかったとか、東植木地区ですか、そこを三股小に持っていけばどうかという、あったんですけど、そういったのも自治公民館とか地元の反対で達成できなかったんですけども、その中で結果として出たのが、校区域内に町営住宅を建替えて、増加を図ったらどうかということが出たかと思います。

今おっしゃったとおり、塚原住宅が入居、入居というか建替えが始まってるんですけども、この住宅の入居に関してですけども、これは入居に関する制限とか、独身はだめとか、そういった制限は設けられているのかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 町営住宅の入居基準というのが決まっているわけですが、今、大体月額15万8,000円以下の方が入れるという基準が新しくできております。そういうクリアをすれば、特殊の方でも入れる住宅というのはできておりますので、そういうものは対応できます。

塚原については、もと入っていらっしゃった方を、23年度今建てている住宅については優先権とかありますけど、24年度つくるやつについては、一般の方も入れてくれるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 塚原住宅に関しては、児童数の増加も含めてということではないかと思っておりますので、できるだけ家庭のある世帯を中心にしていただければ、増加などにつながるかと思っておりますけども、ほかの町営住宅の建替えとかは考えていられないかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 町営住宅につきましては、長寿命化計画というのをつくっておりますので、その中で計画を立てております。その一環として、今、塚原住宅を建替えというところでやっております。

あと、特に長屋の住宅、これがまだ結構ありますので、それについては長寿命化計画の中で年次的に改修しようという形で計画しておりますが、とりあえず24年度までは塚原団地を建設しますので、その後、手法判断ということで、どの団地をどうやって整備していくかというのを計画していくということで予定を立てております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 三股小は本校となりますので、将来廃校となるということはない

と思うんですけども、できるだけ減少が歯どめがかかるように早目の対応をお願いしたいと思えますけども、私が17年か18年のときの、町営住宅を建替えたらいいいんじゃないかというときから、四、五年たちますかね、そのうちにも100人ぐらい減っておりますので、早急な対策ができればいいかと思っております。

続いてですけども、2番目の、谷と中米、櫛田地区の児童数減少について伺います。

町内の小学校のほとんど減少していると思えますけども、勝岡小だけは唯一ふえているかと聞いておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 町内の学校は軒並みに、軒並みほとんど横ばいか減少です。ふえているのは、三股西小もふえているかなあとと思えますけど、やっぱり横ばいです。勝岡小学校も横ばいのような状況です。そんなに極端にふえておりません。極端に三股中学校もぐっと落ちておりますので。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。ありがとうございます。

先月の県内の各市町村の人口が示されていたんですけども、新聞にですね。その中で11月、三股町は28名の増加だったと思えますが、この増加は、ほとんどが中央地区のほうに移り住んだんじゃないかと思っておるんですけども、数字だけの増加かもしれませんけども、特に減少が著しい長田、梶山、宮村地区は、先ほど町長がおっしゃったように過疎地域として指定されて、定住促進奨励金ですか、それを設けたり、宮村、新設の町営住宅を建てたりなどの具体的な対策がなされていますけども、地元の谷、中米、櫛田地区は、過疎まではいかないかもしれませんが、このままでは高齢化で、人口もふえる当てもないと思えます。どっちかといえば、自然現象で、将来的には跡継ぎもなく過疎になっていくだろうということ考えていますけども、そこで、谷と中米、櫛田地区の子供会の協力を得て児童数をちょっと調べてみましたので、ここで示したいと思えますけども、23年度現在、谷地区が、先ほどもありましたかもしれませんが、27人、中米地区が24人、櫛田地区が18人ということで、大体合わせて70人ぐらいしかいないということでした。

私が小学校のころは60人ぐらいいたんですけども、その3分の1まで減っているということで、仮に新1年生がいなくなると、予測として、谷地区は、28年度には、児童数が10人以下になる。ほかの2地区については、これより早く10人以下になるだろうということ予測しております。

まだ、今後ふえる見込みはないだろうとのことで、過疎地域に指定されなくても、将来、先ほども言いました、過疎化するのではないかと思いますけども、このような児童数が減少していま

すが、何か、谷、中米、櫟田地区に対策が考えられるかどうか、あればお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど教育長のほうもお話ししましたが、どの地域もこの児童数の減少あるいは横ばいという状況で、ふえてる状況はないんです。

それで、また、特にこの三股小学校区については、中心市街地の空洞化というようなことで高齢化が進む、あるいはまた、高齢化進むけれども、若い人たちが後から入ってくるという状況が少ないということで、児童数の減少につながってるわけなんですけど、ただ、先ほどお話ししましたように塚原団地、とりあえずまた塚原団地の空き地といいますか、集約しますんで、一部が残地として残ります。そちらのほうを、やはり処分という形で宅地分譲等も考えられます。

そしてまた、中央団地とか、それ以外の簡平の住宅についても廃止・統合しますので、そちらのほうの分譲関係ということで、できるだけこの中央地区含めたところにこの人口増の対策をとっていきなさいなど。そのときに、販売するときに、子供さんのいるところとか、何らかの形での方法もございますので、そういうのも一応出したいなと思いますが、ただ、谷、櫟田、そして中米地域ですけれども、今のところ、具体的にこうありたいという、こうしたい、こうしなければならぬというような案を持っているわけではありません。

また、ぜひ、いろいろと、そういう方法とか、方策がございましたら、ご提案、また地域のほうから声を上げていただければ、ぜひ検討をさせていただきたいというように思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 第四次国土利用計画というのがありまして、それを見ていますと、土地利用図というのが出ていました。それでいうと、将来的には若干宅地がふえてきているようなことになってはいますけども、こういう地域の中は農用地と宅地が混在していて、それが将来宅地になっていくんじゃないかと思えますけども、それが宅地化されてもすぐに家を建てて住むということはないかと思えますが、その間に児童数が減り続けているということでありまして、また、この地区は町営住宅とか県営住宅といった、そういう公の住宅はないと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 町・県営住宅につきましては、今現在あるのが、今市地区に花見原住宅みたいなあります以外は、もう今のところ県営住宅はありません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） その分、谷、中米、櫟田は、こういった公営住宅はないかと思えますが、それらの建替えとかも、もちろんできないわけじゃあないからですね。

だから、将来的にはそういった農用地の緩和とか、そういうのは、できれば、とにかく宅地がないから進まないということもあろうかと思っておりますので、例えば、数年になりますけど、数年前、私の知人が実家の家業を継ぐということで、よそから帰省してきたんです。それで、結婚されるということで、実家の家に家を建てようとしたところ、谷ですけども、そしたら、農振地ですか、申請がちょっとおらないということで、仕方なく奥さんの都城のほうに家を建てて、それで、今、子供さんが3人いらっしゃるということをお聞きしております。

先ほどの示した第四次国土利用の将来の人口推計表を見てみても、ゼロ歳から14歳までの人口の割合が減退、17.4%から、26年度、31年度が15.5%になるということをお聞きしておりました。

谷、中米、櫛田地区を定住するために、質問なんですけども、農振地の緩和とか、奨励金を設けるとか、そういう制度とかはできないのかお聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 農振区域関係につきましては、農用地区域の見直しを現在やっておりますので、これにつきましては、この食料自給率の確保というような観点から、非常に、この農地転用、農振地除外というのは非常に難しくなっておりますので、ある程度具体的なものが見えないと除外は難しいという流れになっておりますので、もし、そういう声がありましたら、ぜひとも今回の見直しの中で検討させていただきたいと思っております。

それからまた、奨励金関係ですね。それにつきましては今のところ小学校区のほうで特に著しい減少のところ限定しておるところでございます。これにつきましては、またどうするのか等含めて、額やら含めて、今後のあり方含めて検討しなければならないだろうと思っておりますが、今のところ三股小学校については考えていないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 以前、青年団という組織がありまして、現在も壮年会が自治公民館組織でほとんどが主力になっていると思っておりますが、一昔まで児童数も多く、その何人かが地元に残って、消防団とか壮年会組織に加入してきたわけです。

しかし、先ほど言いました地元地区の児童数が減ってしまうと、将来的には消防団や壮年会の組織が危うくなっていくということでありまして、消防団については、勤務地が三股町内であれば加入できるというようなこと聞いております。壮年会などは、よそからボランティアを募るといことはいけないわけございまして、結局児童数の減少というのは自治組織にも影響が出てきますので、ぜひ、そういった地域特性を生かした町土の均衡ある発展を望みながら、早急に、対策があればとっていただくようお願いしながら、要望にかえさせていただきます。

以上で、質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位 5 番、指宿君。

〔6 番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6 番 指宿 秋廣君） 発言順位 5 番ということで、大分疲れられると思いますが、少しおつき合い願いたい思っております。

それでは、通告いたしておりました案件についてご質問をいたします。

まず最初に、地下水保全条例の制定についてということで、質問いたします。

人が生きていく場合、食物、水は絶対に欠かせません。しかし、食品、食物等はよく報道されますが、水の問題は余り報道されていません。

外国から日本にいられた方が、日本国内の駅、公園など、蛇口から直接飲むことができるのは、大変珍しいことだそうでございます。

日本国内は表流水を主に水源といたしておりますが、本町は、町民すべての方に提供している上水道の水源は、地下水に頼っています。

3. 1 1 のような地震が起きた場合、現在使用している井戸は崩壊すると思っております。そこで、そのときを想定した川の表流水からの採取も考えなければならぬほどでありますので、ぜひ、災害対策としての検討もしてほしいと思っております。

今回は、現在採取している地下水に限って質問をいたします。

都城市での砂利採取はほとんど見かけていません。三股町に入ると、農地での地下の砂利採取現場をよく見かけます。まだ本町の地下水源に影響のある場所ではないようですから問題はないと思っておりますが、この砂利採取が上流に來ると大変であります。

本町の上水道の水源は、梶山の眼鏡橋から広域農道の橋、また三股中学校までですべてを賄っています。そこで、この現状を踏まえて地域を指定して、地下の砂利採取の禁止ができる条例制定はできないか質問をして、あとは質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 地下水保全条例の制定についてということでのご質問でございます。

水道の水源は、すべて地下水に頼っている現状で、農地の砂利採取は、地下水汚染になると考えられる。地域を限定して制限することはできないかということでございますが、ただいま、本町の水源についても説明がございましたけれども、繰り返し答弁になりますが、繰り返しとなりますけれども、答弁させていただきたいと思っております。

本町の上水道の水源については、平成 2 1 年度の長田地区事業統合により、現在、中央地区 8 本、長田地区 2 本の深井戸により、地下水を取水して利用しております。

井戸の深さは、約60メートルから100メートルの掘削であり、取水するストレーナーは、地盤から約30メートルから80メートルに位置しており、鱈塚山系から浸透した水を、基盤岩の下に堆積している砂れき層から取水して水道水として利用しておりますが、この地下水については、町民の財産として、未来永劫にわたって残しておきたい本町の貴重な資源というふうに位置づけております。

本町の現状は、このように恵まれた状況であります。全国では、外国資本による山林の買収による水源・水質確保の問題や、工業・農業用水としての地下水の過剰揚水問題も発生している自治体もあり、平成23年3月現在、517の自治体で地下水採取規制・保全に関する条例等が制定されております。

本町では、地下水保全に関して特別な対策は今のところ講じておりませんが、最近、砂利採取によるものではないかと思われる水質、水量が変化した民間での事例や、民間企業による大規模な山林買収もございましたので、他市町村の条例等も参考にし、上水道の水源確保や、環境保全に重点を置いた条例制定の検討や、関係機関との情報交換等を行い、対応策を検討してまいりたいというように考えています。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、答弁の中にもありましたように、地下水の保全条例というのは、近くでいうと熊本市が制定をしています。

熊本市の場合を見ますと、地下水を利用した企業、もしくは上水道もそうですが、ところに、水の涵養を求めています。その一環として、熊本市の水道局は、阿蘇山系に休耕田を借りて、そこに水をため、それが何年か後には我が町へ還元されるという、長期的なことをやっているようであります。

本町においても、木だけではなく、田んぼ等の、そういう農地を利用したかん水も必要になってくるのかなと思いますが、今回の質問では、一番問題なのは、農地をユンボが届く範囲、どう見ても10メートル、20メートルではきかないところまで砂利採取を行っています。その後ですが、砂利を入れたら何も問題ないんでしょうけど、砂利をとってるわけですから、必ず、見てみると、シラス、シラスも本当にシラスかどうかはわかりません。わからないというのは、地下に埋設して、それを行政とかそういうところが監視しているわけではないわけですから、そこに埋めてしまったらもう終わりということになります。とても業者の人を100%信用して、将来飲むであろう水を託すわけにはいかないと思っています。

今、ある、私の住んでいる近くは、物すごく、今、砂利採取を行っています。あそこの地盤というと、三股町が上水道として水、水脈がないところですから、そう問題はないと思いますが、

一番懸念しているのは、眼鏡橋のすぐ下流の、通称中川原と言われるところです。そこは、上水道の井戸も1本あるんですけども、多分、川の中州ですから、相当の砂利があるだろうと思っています。そういうところに目をつけられて、砂利をとるために掘られて、ストレーナー30メートルか40メートルぐらいということであれば、ストレーナーと同じ高さまで掘るといふことになるので、表流水が流れ込む可能性がある。もしくは伏流水が流れ込む可能性が多分に考えられるというふうに思っています。

都城市は、この条例はないんだんですけども、都城市は、ほんなら、どういうふうにしてブレーキをかけているのかをお聞きをしますので、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 都城市の規制についてお答えいたしたいと思います。

都城市におきましては、平成17年3月に高木原土地改良区内におきまして、砂利採取の申請がございましたときに、当時の理事会、あるいは総代会で許可しないという決議をし、その後都城地区の骨材協同組合に回答をしたということをお聞きしております。

その後、この砂利採取につきましては、農業委員会に5条の許可申請が出された後、土地改良協会の意見を求められます。その時点で、都城市においては、土地改良協会と意見の中で許可を出していないという形になっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 理事会と言われましたけど、何の理事会ですかね。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 土地改良区の理事会ということです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 土地改良区、農業を保全する立場から、土地改良として許可をしなかったんだろうと思っています。

中を見てみると、とても土地を改良する現場とは見えない、表土はとりますけれども、その後はどうなるのかなど。底なしではないでしょうけども、水があれば、シラスは少しずつ下流に流れていきますね。そうするといつかは陥没、不等沈下、これはもう避けて通れんだろうというふうに思っています。

何回も言いますが、今、町長の答弁であった保全条例の考え方について、すべてをってなるとなかなか難しいんだろうとは思いますが、そういう地下水のところ、それから家畜ふん尿等の地下浸透もあろうと思いますので、そういう観点からこの問題を、答弁を願いたいと思います。

もう1点、長田の水道も、2本掘ってますけれども、あそこも物すごい砂の量です。多分、今、島津さんからですかね、新しい土地の人にかわってるようですが、あそこは表土っていったら

う隣は沖水川の上流ですけども、あの川底よりももっと下まで砂利があります。そうすると、あそこに目をつけられて、県道を走り抜ければ大丈夫というふうにされると、長田は一発でアウトということになりかねません。

そういうことも踏まえた上で、地域指定について何か、こういうふうにやりたいとかあれば教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この水の問題、地下水の問題ですけれども、やはりこれは本町にとって大変すばらしい資源と。これをいかに守っていくかというのが、これからの大きな課題だろうというふうに思います。

長田地区で、今、この水道水をこの水源に頼って、2本の井戸に頼ってやっておりますけれども、これも無限ではございませんので、やはりその取水関係を含めて、今後どうやって、民間資本が入ってきたときに、どうやってそのあたりのところを規制していくのか、そのあたりも念頭に置かなくちゃならんと。

それと、今、ご指摘のように、砂利採取の件。農地の一時転用のところで、この本町の上水道の水源に近い部分での掘削が始まると、この影響についてというようなことでございますが、本当、土地改良区が農地の管理含めるとか、土地改良区がやっておりますので、そのあたりと十分連携をとりながら、どういう方策ができるのか、そして規制ができるのか、そのあたりを十分、本町として、この条例化も含めたところで検討させていただきたいというように思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、上水道の、人間が無防備に体の中に入るのは口から、これは当たり前のことでございます。

一つ一つ、水道汚染については、目に見えているわけではありません。そうすると、信じて飲む町民に、安心して安全なものを提供するのは、これ、行政としての務めだろうと思いますし、もし、汚染されたと言った瞬間に、地下水ですから、表流水をとっていけば取水口を変えればどうにかかります。けど、地下水で下に行く以上はもうちょっと無理かな、それよりも上流を探さざるを得ない。上流を探すと、眼鏡橋から向こうはほとんど取水するところがありません。

これだけは都城市に言ってほしいんですけども、三股町が地下水に一生懸命になればなるほど、都城市は三股町に感謝せにゃいかんと思っています。これは首長の会議でも言ってほしいんですが、都城市の人口の約半分は、三股町からの地下水脈に頼って生活をされています。

そういうことから、三股町が行う地下水脈に対する行使等は、都城市も全面的にバックアップしてもらおうというぐらいの気持ちがないと、これについては、三股町が困るということは、都城市もすぐ困るということだろうと思います。

私も水道の現職のときに、都城の水道局長に言いました。あそこに矢板を200メートルばかりのずらっと町境に打ったらどうなるのと。都城は三股町に、参りましたと白旗を上げざるを得ないわけですね。地下水が豊富な都城市といえども、三股町の沖水川の地下水脈にほとんど頼っている、旧都城市という訂正させていただきますが、旧都城市です、旧都城市、合併前の都城市についてはそういうことになっていますので、今からこの地下水の保全条例をされるときに、都城市も前向きな検討を、全面的なバックアップ体制もとっていただけるようお願いをして、この問題に対する質問を終わらせていただきます。ぜひ、緊密な連携を都城市とお願いをしておきたいと思います。今から先にいっぱいあるでしょうから、そういうこともお願いをして、熊本市なんかは、もう、綿密に書いたのを条例として持っています。うちのあそこは深層地下水ではなくて、ほとんど伏流水ですから、熊本市の場合は、自噴している水前寺公園で見られるように伏流水なので、より問題意識が高いというふうに思っていますので、そこら辺をお願いをしておきたいと思います。

次に、2番目の問題ですけれども、レアアース回収のための小型家電のリサイクルはできないかということで、質問をしておきました。

レアアースは他の金属に微量だけまぜると、各金属の性質を飛躍的に向上させることができるという、共通した特徴を持っているんだそうであります。

強力な永久磁石や、青色の蛍光灯など、レアアースにより実現可能になった技術は、枚挙にいとまがないと言われています。そして、その多くが電気自動車や、DVDのようなハイテク製品の製造に欠かせない技術となっています。

レアアースの産出は、1980年代半ば以降、中国が9割以上のシェアを持っているとのこと。他の地域でも産出されないことはないんですが、安価で大量に産出する中国の台頭によって、ほとんどが市場を撤退している現状にあります。

このことは、今、問題になっているTPPの問題と酷似しているというふうに思っています。

2000年代後半、中国は自国の産業の発展による事業拡大に伴い、レアメタルの輸出を大幅に削減しつつあり、ハイテク技術の動向や、貿易摩擦に関する懸念が起りつつあります。

そこで、これは経産省ですけれども、都市鉱山という銘を打って、日本に眠っている小型の、携帯電話に代表されるものについて、回収をしようということになっています。

それをちょっとご紹介いたしますと、大体、日本に携帯電話が1億という説から3億という説まであるんだそうですが、家庭に眠っている携帯電話、これがもし2億台というふうにすると、その大半がたんすに眠っているということになるんだそうです。一部には、例えばカメラであったり、計算機能であったりということで、別に利用されているのもあるんだそうですけれども、その2億台というふうを設定すると、約200億円と言われているんだそうです。そういう観点

から、日本も、この都市鉱山と言われるものについて、ただ廃棄するというのではなくて、行政が回収する手伝いをするということを想定して質問をいたしました。その1点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、回答いたします。

現在、資源の有効利用促進法の対象となりますパソコンや家電リサイクルの対象となる家電4品目以外の家電の回収については、本町では最終処分場か都城市のリサイクルプラザへの持ち込みをお願いしているところでございます。

ただ、町民のほうから役場に運搬の問い合わせ等があるのは、現在のところ、たんすとか、ソファーとか、テレビ、洗濯機等で、小型家電の運搬とか、問い合わせとかは、今のところないところです。

家電4品目につきましては、条例に規定しております手数料をいただきながら、役場でも運搬を行っておりますが、そのほかのものについては各自での対応というふうをお願いしております。

しかし、高齢化社会というのを迎えます、先ほど言われました都市鉱山というような、そういう貴重な財源でございますので、今後、これについての取り扱いについて、いろいろと検討しなければならないというふうに思います。

そこで、この資源ごみの回収所、そちらのほうでも収集ができないか、これについて、回収所等を管理されている自治公民館と協議しながら、回収方法・体制などについて検討してみたいというふうに考えています。

ただ、いろいろとこれ以外の家電、小型の家電リサイクルもあるわけなんですけれども、最終処分場への持ち込みというのも一つの方法でございますけれども、できるだけ処分場の現状を見ていただくというのも一つの環境政策への取り組みということですから、そちらのほうの持ち込みもお願いしながら、リサイクル資源ごみ回収所、こちらを検討させていただきたいというように思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この小型家電と称される物は、今、現状は、持ち込まれた後はどういうふうになっているのか、環境水道課長をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 小型家電につきましては、扇風機とか、トースターとか、アイロンとか、そういうのが多いんですけども、それぞれ鉄として資源になる部分をばらして回収業者のほうに処分しているという状況でございます。

リサイクルプラザ、都城のリサイクルプラザに持ち込まれたものもそのような対応だというふうに思っております。強いて言えば、最終処分場のほうではそのようなリサイクルということで収入として上げてきている状況でございます。

それと、レアメタルとか含んだのは、もうごみっち形で処分しているという状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 多分、自治体において、いろんなところがあるんでしょうけども、鉄ということになると、今、この質問をしているレアアースとはちょっと違う問題。違う物も回収してますと、要するにばらした上で、ということですけども。例えば、テレビのリサイクル出しましたと。リモコンはちゅうたら、ごみっていう話になってますね。私が言ってるのはそういうところですよ。だから、そういうのを回収して、それを有償で引き取ってもらうというのが、小型家電のリサイクルということになるんだろうと思います。

これは、自治体における小型家電リサイクルの先進的取り組み事例ということで、ちょっと引張ってみると、九州にはないんですよ。中部、北海道からずうっとあるんですが、で、やってみるところと、この前視察に行った輪島が出てきましたので、輪島の例をちょっと、この輪島市の例をとると、小型家電の売却は、キロ3.6円で売却してると。ちなみに、輪島市は約、人口が3万ですから、うちと似たり寄ったりの人口ということになります。という、どういうこと、対象範囲は何ですかと思ったら、金属類と、コンセント、もしくは電池で動く電化製品全般——要するに家電回収4品目以外ちゅう意味ですね——ということになっています。

この事例の中でいうと、分別変換期を迎え、よりよい分別を検討したところ、ある会社のアドバイスにより、逆有償であった小型家電が有償で引き取るということがわかったということなんです。だから、携帯電話とか、テレビなんかのリモコンとかっていったら、そんなに大きい場所をとるわけではないわけですから、そういうその町長の答弁にあったリサイクルプラザだ、最終処分場だ、もしくは自治公民館だっていうことじゃなくて、過去にも少し事例がありましたね、電池というのを自治公民館に置いたり、お店屋さんをお願いをしたりして、もう投げ込んでもらうと。それを回収するというような形を電池ではした経緯がありますが、そういうふうに気軽に、そういう小さい物から回収をするということが、一つ、次に大きい物にするためにどうなのかなと。ちなみに、この輪島市は、パッカー車で、その日を決めて、多分月1とか、2カ月に1で十分だろうと思いますので、そんなことをやってるんだそうなんですが、鉄以外に、そういう考え方をぜひともとってほしいと思うんですが、町長、再度、こういう、これ、まあ、自治体的に言うと多分30ぐらいあつとか思いますが、それぐらい全国でやっているようですけども、ぜひとも検討してほしいと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この（２）の回答の中に、一応用意した中に、この平成２０年度から経済産業省の小型家電回収モデル事業というのが始まりまして、平成２３年度においては全国８カ所、宮崎市もことしの６月１５日から市内４７カ所に回収ボックスを設置しまして、携帯電話とデジタルカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ゲーム機などの回収を始めたという報道があるというふうに聞いてます。

それで、２４年度から、この法制度を前提とした先行事業だというふうなことでございますので、本町としましても、先ほどありましたように電池のような取り組み等も含めて、どういうやり方ができるのか、先ほど言いました収集所がいいのか、あるいはそういうお店とか、あるいは役場とか、公的機関とか、何らかの形で取り組みたいというふうな考えがありますので、検討させていただきたいと思ってます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（６番 指宿 秋廣君） １番と２番が一緒になってしまいましたのであれですけども、ぜひとも、私が中には、宮崎は入ってませんでした。多分、公表の時期がちょっと前だったのかなというふうに思いますが、特に地球上の資源ということであると、永遠に腐らない物を地下に埋めるよりも、都市鉱山として利用すると。

先ほどありました、ちょっと言いましたように、この問題も中国の大きな戦略の中に巻き込まれてしまって、いろいろ国的にあるんだそうですけども、価格的に太刀打ちできんということで、中国のなすがまま、言うがままという形になっているんだそうです。

少しでも、自分の家に眠っている鉱山と称される物を利用できるような方策もお願いをしておきたいと思えます。

次に、３番目の問題ですが、役場での中学生の職場体験学習受け入れについてということで質問しておきました。

三股中学校は、１番目の問題として、教育の一環で行っている職場体験、中学校２年生でやってるんですけども、将来の職業を決める大変重要な学校の行事であるというふうに思っています。

そこで、役場の、行政をふっくるめた役場での職場体験への受け入れを行う予定はないのか伺いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 中学生の職場体験は、生徒の発達段階に応じた、望ましい勤労観や職業観を養い、進路の選択や決定に必要な能力、態度を身につけてもらうために、学習の一環として、２年生を対象として毎年取り組まれております。

平成２３年度は三股町内や都城市内の多種多様な職種の事業所に、学校から依頼をされまして、１１月１７日から１８日の２日間で、９１事業所において受け入れされているようであります。

生徒の希望する職場での体験学習が行われたところですが、特に保育園や学校、飲食店、病院等での体験が上位となっています。全体では289名が職場体験に参加し、そのうち三股町内での受け入れは152名で、都城市内での受け入れは137名となっています。

また、平成23年度の自治体での受け入れの状況ですけれども、都城市役所は、総務課や、情報政策課、歴史資料館などで8名、本町役場では、学校を除いて、図書館と子育て支援センターで5名となっています。

役場内では、過去に福祉や企画、地籍、公園管理など十数名の体験学習を受け入れており、今後も、希望があれば体験メニューを工夫して、積極的に受け入れてまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この質問の大きなところは、先ほど町長の答弁にあった、都城市役所は受け入れているんです、三股町内にある三股中学校の生徒を。何かちょっとこれ、ちょっとおかしくないかなと思うんです。

都城市、まあ、三股町内でいっぱい、都城市とすれば人間も多いですし、セクションも多種多様に分かれているのでということもあるんですけども、先ほどあった情報関連ということで受け入れているんです。1名だそうです。話を聞きました。どうやったったちゅうたら、要するに、こんなことを小さいところからずっと積み上げてるといのにびっくりしてたんです、その子供。

そういうことからいうと、役場が何をしてるんだとか、どういう仕事をやってるんだということから、見地からも町民に広く、その子供さんには、必ず親御さんがいるわけですから、その人に、要するにこういうところをしてるよという報告も、必ず親子の話の中では出てくるだろうと思うんです。

そういう観点から、三股町は一日二日という長丁場無理だけれども、各課がそれを受け入れる体制の中で考えれば、何かなるんではないのかなと。

要するにそこに、体験学習ずっと縛るということではない。例えば、お店屋さんであります。腕章、実習中と書いて店歩いてますよね。たら、三股やっても、例えば、受付のところで実習って、町民の皆さんが「どこですか」って言ったら、そこにつれて行くということもできるでしょうし、体験の中で、何すかね、電話のとり方の模擬的な練習もできるんじゃないのかなと思うし、各課がどういう仕事をしているということを勉強するのも、また一つ体験学習の中にあるんだろうと思います。

将来的に、優秀な人材が本町に住んでもらう、もしくは興味を持ってもらう、もしくは皆さんのところに広報塔になってもらうためには、積極的な受け入れが必要だろうというふうに思いま

す。

うちのセクションではなしということ、多分各課に、総務課長の名前で出されるんでしょうけども、各課は、自分の仕事ばかり言ったら、これ、大変です。どっちかったら足手まといかもしれません。その子供さんがいることによって、個人のプライバシーを隠さないかんかったり、いろいろすると思います。

しかし、そこを、半日なら半日というふうに分けてでも、そういう形ができないのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 今、議員のほうから言われたとおりでございます。

中学生の体験学習といいますと、やはり、上位占めております保育所とか、学校とか、あるいは飲食店とかいうのがございますが、具体的に言えば、非常にわかりやすい職業だというふうに思います。

役場はなかなか、その中で何をしてるんだらうというのは中学生にとっては見えないのかなという気がしてますので、今、議員が言われましたように、中に入れてもらうと、いろんなことが体験できるんじゃないかというふうに思います。

今までは、どういったところができるのかなという、こちら側の配慮もあつたのではないかと思いますけれども、例えば、現場での作業であるとか、あるいはイベントのお手伝いであるとか、ちょっと、そういったところができる部分については、かなり受け入れをしてきた部分もございますけれども、今、言われましたとおり、やはり、一つの体験学習ということを踏まえまして、いろんな課の中の実態、そういったものが少しでも触れるような、そういった体験メニューというものを今後作りながら、受け入れをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひそこら辺を、例えば、町長に秘書をつけるんだって、副町長に秘書をつけるんだってできるんだらうと思いますよね。町長のところに、そんなに個人からのプライバシーがいっぱいあるということではなくて、全体をされる場所ですので、例えば、各課長に秘書みたいにつけるっちゅうのも一つの手かもしれません。

そこで、最後の質問のところも入れてですが、県内でどういうことをやっているのかっていうのは、質問しておりましたので報告をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 県内の受け入れの状況ということでございますが、一応は本町と同じぐらいの人口規模というところ、以上のところについて、若干調査をしてみました。

全体的に見ますと、受け入れの数というのは余りしてないようでございます。

特に多い、人口の多いところというところで見ますと、都城市がやはり一番多く受け入れしているということでございまして、あそこの場合は、全体的に受け入れ窓口があるというのが一つです。

ほかの大きな市については、それぞれの課の対応だろうということで、全体的なところで受け入れはしてないということでございます。

それで、あと町村、市町村の、小さいほうの市町村ですが、そこについてもそれほど多くの受け入れがなくて、多くても数名程度、年間受け入れているというのが実態でございます。

特に、歴史資料館とか、教育委員会が持ってるような部分、そういったところの受け入れというのが多いようございます。

都城市については、先ほど言いましたように、情報政策課であるとか、統計であるとか、そういったところまで受け入れがなされているようございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 質問②がありますので、教育委員会としては何か論議されたのかお伺いをいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、町内の、いわゆる教育委員会が受け持つ施設等への、職場体験学習ですが、現在、図書館での受け入れを行っております。これは、図書館の整理や貸出業務、それから利用者に対する接遇、図書館の業務が、職場体験学習に適していることを、大きな要素になっております。

教育委員会の、そのほかの職場での受け入れですが、まず、給食センターが挙げられます。ここは、調理や、多分その手伝いなどが考えられますが、給食センターの内部に入りますと、衛生管理上、検便を実施したり、非常に衛生的なことを言われてきますので、ここは慎重にいかないといけない。恐らく、この分野にはちょっと無理であろうと思っております。

その他の施設として、文化会館があります。文化会館は常にイベントが実施されている状況じゃありません。それで、ちょうど職場体験学習をするときに、それらと出会うと適合するわけですが、ないときには、ただ座っての業務ですから、ここも非常に考えないといけないというふうにして、業務上等も含めながら、ここは事業を見ながら、そのときには受け入れていけばいいというふうを考えております。

また、教育委員会内には、適応指導教室を設置しております。ここは、学校に通えない、いわゆる不登校気味の子供が通っているところですが、ここには子供たちを入れてということは、ちょっと考え、難しいだろうと。個人的なこともありますし。そういうことで、現在のところは、教

育委員会が所管する施設は、図書館ということになっております。

今後、その状況によりまして受け入れていこうと思いますが、要するに、町内にある施設で体験を積みながら職業観を育てていくということは、大変大切なことだと思っておりますので、今後も十分前向きには検討していきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 例えば、給食センターの話をとりますと、受け入れるか受け入れないかは別にして、ここで受け入れる場合には何月何日までに検便が必要ですよと。こうやると、ああ、そうなんだと、自分たちが食べている給食は、検便までして自分たちの体を全部検査して、そして提供されてるんだという学習になりますよね。

だから、行政側から、だからだめっていうことではなくて、募集をかける、要するに、こういうことに、例えば配送のトラックの中に乗ってもらおうとしても、こういうことをしてもらいますよっていうのを、やっぱりすべきだろうというふうに今、思うわけです。

だから、教育委員会の常識は、三股中学校2年生の常識ではないと思っておりますので、ただ、その同じ土俵に乗ってもらうためにも、例えばほかの食堂に行ったときには、そんなことはないわけですよね。ああ、違うんだと。例えばラーメン屋、うどん屋に行ったときには何も無いけど、昼には食べさせてもらうけれども、ああ、給食センターは検便をしないと中にも入れてもらえない、扱うこともできないんだということを知ってもらうのも、一つのこの職場体験の中の大きな意義ではないのかなというふうに思っておりますので、それはそういうふうにこのハードルをクリアすることが条件ですよ、こうやるべきだろうというふうに思っておりますので、もちろん教育委員会の中に何人入れろとかちゅう話をやっているわけではありません。ありませんが、その、たとえ文化会館ですると、あいてても、だれも利用者がなくても、こういうふうに、例えば照明はこうやってやるんだとか、例えばマイクはこういうふうにセッティングしてこっからやるんやとか、ということ全部模擬をさせることも一つの経験かな。自分たちは、学校行事の中で文化会館利用してるわけですから、ただ、利用しているだけです。裏方さんがどんだけしているのかちゅうのはわからないわけですから、そういう、日がな一日それをするのではなくて、先ほど言ったように、これとこれとしたら、その分が1回の子供たちのになるんじゃないのかなという考え方を練ってもらう必要があるのかなというふうに思っておりますので、この子供たちが将来の進路を決定するかもしれない一つの判断材料になって、友達同士、もしくはクラスの中で話を出すはずですよ。ここはこうやったとか、こういうことであつたというのを。そういうことをするためにも、広く、だめっていう、最初からぼんとするのではなくて、こういうハードルがありますよ、ぐらいはするべきだろうというふうに思っています。教育委員会に対して、そこ、よろしくお願

いしておきます。

行政についても、これはプライバシーの関係がありますので、すべて、例えば税務の徴収を行ってくれとか、そんな無理な話をしたってこれはしょうがないので、そうではなくて、いろんなことをする。毎年やるわけですよ。中学校2年生は毎年いるわけですから。たら、そのためにこういうことを受け入れる段取りしとこうじゃないかと、アンケートをとったときに、例えばアンケートの集計をするためには、こういうことをそれに合わせてやろうじゃないかとかっていうことを課の中で話すような、話して、もしくは全庁的に対応できるようなことをしてもらえると、まるっきりゼロっちゅうのはおかしいのかなと。

総務課長の答弁でもありましたけども、小さい町でも数人は受け入れるという実態も、これ、あるわけですし、だから、過去にあったような処分場の瓶洗いとか、掃除だけをやれば、これは子供たちはおもしろくないですよ。

だから、そうではなくて、そういうのもあり。例えば、午後からは町長の秘書で宮崎委員会つれて行くよとか、まあ、そんなないとしても、会議があるからこうするよとかっちゅう秘書がわりもさせてみるとか、いろんなこともあるんだろうと思うんです。

だから、流れ的などころを受け入れるためにはどうするかという観点から、広く論議をしていただくことをお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、4時5分まで本会議を休憩します。

午後3時57分休憩

午後4時05分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 質問順位6番、福永でございます。時間も大分経過いたしましたので、単刀直入に質問に移らせていただきます。

まず、三股町のシンボルカラーについてということで、ご質問いたしたいと思います。

三股町には、町の木イチョウ、また花サツキ、町の鳥ホオジロなど、それぞれシンボルとして決められておりますが、町のシンボルとしてのカラー、色ですね、これは現在決められていないとのことでございます。

町旗の旗の色はバックがえんじで、中に町の木のイチョウの葉っぱが3枚書いてあるのが町旗でございます。この町旗のえんじのカラーは、町の色としては別に認定されていないわけござ

いますので、できますれば、町の色というものを決めていただいて、いろいろな場でこの三股を売り出すときにその色を使ったらいいんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以下の質問については、質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町のシンボルカラー選定について。町のシンボルカラーは現在決められていない。シンボルカラーを選定することでスポーツ大会などのイベントでも町の存在をアピールできると思うが、つくる考えはないかというご質問でございます。

シンボルカラーは企業や団体の理念やイメージに沿って制定したり、イベントや運動などの趣旨やテーマに沿って選定される場合が多く、宮崎県では、心の悩み相談で「みやざき青Tねっ」とを構築し、シンボルカラーである青いTシャツや、青のウインドブレーカーを職員が着用して、運動のPRをしているところでございます。

行政機関の業務は多岐にわたるため、テーマに沿ったシンボルカラーの制定や、町の風景やイメージに沿ったシンボルカラーの制定は難しいと思われ、制定する市町村も少ないようでございます。

スポーツ大会や活動など、その趣旨に合った各大会ごとのシンボルカラーを制定するほうが取り組みやすいと思われ、町のシンボルカラーの制定については、町民や有識者の意見などをもとに慎重に判断すべきであるというふうに思います。

このシンボルカラーについて、今回このようにご質問があったわけなんですけれども、今までこのように制定すべきではないかというご意見等は、私、初めてのことでございますので、これについて町民からの要望等があれば、そのことはまたいろんな機関等をつくりながら方向づけしなくちゃならんのかなと思っておりますけれども、今のところは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今のところは考えていらっしゃらないということでございますけれども、町旗のえんじの色は、どういう経緯でえんじ色になったかということはおわかりになりますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町旗の、バックのほうはえんじ色でございますが、このルーツについていろいろと調べてきました。

三股町の町章については、昭和46年8月1日に、現在の図案として制定されております。こ

れは三股小学校前にあった旧役場庁舎が現在の場所に移転改築し、庁舎落成記念として町章が定められております。

シンボルマークである「町章」は、町の木「イチョウ」をモチーフにしたものであり、扇形は前途洋々たる希望と将来に向かって躍進する文教のまち三股を象徴し、3枚のイチョウの葉で三股町を表現しました。

町旗については、この町章の黄色が映える色として、バックの色は白系統の色ではなく、えんじ色が選定されたのではないかと推測されますが、定かではないところです。

ですから、ちょっと、ルーツはちょっとわかりませんが、イチョウの町章については、今、言ったように、町の躍進三股町という表現でありますけど、それがえんじ色がバックになったのは、その色が映えるためではないかというふうな推測でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） ただ、色が映えるからえんじにしたというような答弁でございますけども、これは大河内町長時代にちょっと大久保議員とも議長室でちょっと話した中で、ぴんとひらめいたんだけど、町長も早稲田ですよ、早稲田のえんじがスクールカラーですよ、だから何となく前大河内町長はそういうイメージでえんじをバックに選ばれたんじゃないかというような気がするんですよ。ほかに考えられないから、だから、バックの色がただ漠然と黄色が映えるからというのは、根拠がないからそういうふうに申されたんだろうけども、できればやっぱり町旗ぐらいいはちゃんと色にも何か根拠をつけるぐらいいの、町のイメージカラーだったらそれでいいし、だから、それを制定することについては、先ほどの答弁で、いろいろなイベントごとに、こう決めていってもいいんじゃないかというようなありましたけれども、やっぱり三股町を、県内でこうアピールするには、いろいろな大会で三股のカラーのユニフォーム着た人がおればすぐ三股とわかる、ですよ。大学のいろいろな大会でもどういう色のカラーの、スクールカラーですぐわかります。そういうイメージを持たせるためにもいいんだろうと思うし、またいろいろな町の、例えば、包装紙なり、産物なりにしても、ある程度、こう、イメージカラーというのを持ったほうがアピールするにはいいんじゃないかという気がしますので、ぜひ、制定する方向で前向きに検討をお願いしたいんですけども。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） えんじ色の選定ですね、町旗のえんじ色の選定、これについては、まだ十分なる調査というにはいたしませんけれども、今の時点での調査では、ちょっと選定された理由というのは定かではないとでございますが、そしてまたこの町の色というものについての、シンボルカラー、これも言われるように何か制定すれば、それが一つの町を代表するような形で

のイベントを含めて、効果がある使い方もできるんじゃないかなというふうには思いますが、これをどうするか、これについては今のところ考えてませんけれども、どうなるかについては、またいろいろとご意見を伺いながら、検討になるのか、そういう、もしつくるということであれば、そういう委員会等設置しながら、十分町民の声を聞きながらやっていかなければなりませんし、そのあたりについては、今後の課題と、ご意見があったということで、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 前、産業振興課長ともちょっと語ったんでございますけれども、町の五感というか、そういうのをいろいろ考えておられるようなこともお伺いしたんですけれども、産業振興課長、そういうことに関して意見があったらお願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 確かに議員とちょっとこの話をしたことございますが、観光面、あるいはイベント、先ほど町長がおっしゃったように、それぞれの部分でのイメージカラーもありかと思えますし、それを、このことについてはいろんなところに広範囲な見識を持ったところと相談しながら、またいろんな協議ができたとは思っています。

イベント、観光等で言いますと、そういうシンボルカラーがあったらいいなどは考えてます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） この件については終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、現在、町民の高齢化が進むにつれ、川北に当たる6地区方面の高齢者が、いろんな役場に用事がある。証明書なりをとりに来ることに、非常に不便を感じておられます。このことについて、できますれば、川北の、できれば公民館なり、特別新たな施設をつくるというわけではございませんけれども、あいてる施設を利用して、役場の出張所みたいなものを設置できないかということをお願いしたいわけでございます。

過疎対策とか、要するに人口が減る分については、いろいろ町は施策打っておられますけども、人口がふえることによって、また必要ないろいろなものも出てくるというようなことも考えられます。

6地区方面は、小学校は先ほどもございましたけども、生徒数はほぼ現状をずっと維持している中で、人口は若干ふえているものと思います。特に大原地区を住宅専用地域というような形でしていただきました関係で、続々新築の家等もできております。

そういう観点で、人口が増加することによって、やっぱ必要とされるそういうものの対策もお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 昼休み時間帯での証明書発行事務について、蓼池方面での取り扱いができないかというご質問でございますが、ことしの6月から役場のほうのロビーで、この昼時間帯の証明書の発行を取り扱って実施しておりますけれども、利用状況は1日平均で6件ほどということでございます。

6地区分館での証明書発行事務を行うためには、役場と6地区分館を結ぶコンピューター用の専用回線を整備する必要があります。そして、設備費、運用コスト、配置する職員体制など総合的に考慮しますと、現在の体制では大変難しい状況であります。

現在でも、今、昼までやってますけれども、昼の窓口証明書発行、要するに、職員が本来ならば4名のところを、1名が昼の時間帯に窓口をしますので、ある時間帯は3名でしなくちゃならない。そういうふうに、こう、人を、ある時間帯のローテーションで、こうやっておるわけなんです。また広げていくとなると、もっと人的体制が必要になってくるということになります。また、コストの面もあります。

証明書につきましては、委任状により、本人以外の方が代理でとりに行くこともできますし、費用対効果や必要性について考慮すると、現時点では、証明窓口にかかわる移動事務所というのは、考えていないところでございます。

そして、自動交付機を設置したり、あるいはコンビニでの住民票交付とか、いろいろ、ITが進んで、そういう方策あるわけなんですけれども、ただ住民票をとる理由として、やはりいろいろと相談しながら、どこまで必要なのか、住民票も謄本、抄本とかいろいろございますので、そういう意味合いでは、やはり、この窓口に来られて、いろいろ話を聞きながら、そして交付していくというようなシステムのほうが、住民の方々にとっても大変親切なやり方かなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） いろいろ経費の面とかご説明いただきまして、大体納得はできますけれども、将来的にもやっぱり人口がふえることによって、必要な施設なりはやっぱり考えてほしいというふうに、減少する方向だけに寄与するんじゃなくて、ふえるほうに対してもある程度いろいろな対策は考えてほしいというふうに思います。

次に移ります。ふるさと大使の推薦についてということで、以前上原さんでしたっけ、1回推薦いたしましたけれども、いろいろ在京県人会なり、近畿の県人会ですかね、そういう中で、町出身で、町外に出ておられて、活躍されている方が多数おられると思います。

ぜひ、このふるさと大使という、この任命を、なるべく多くの方に任命していただくように、ぜひお願いしたいんでございます。

ここで、私、梶山出身の作詞家でございます山田孝雄氏をぜひ推薦してもらいたいというふう
に思います。

山田氏は都城商業高校の応援歌の作詞などをされ、地元の宣伝のために、必ず力をかしてもら
えると思いますので、ひとつ、ご推薦方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ふるさと大使の任命につきましては、本町の第1号としまして、ことし
のふるさとまつりにおきまして、本町出身の料理家であり、現在、東京のオークヒルズクラブの
総料理長として活躍されております上原雄三さんに委嘱したところであります。

上原さんは、世界のフランス料理会で数々の実績と豊富な経験を有する方で、料理の専門知識
と豊富な経験から成る情報、アイデアと本町で生産される農畜産物を融合することで、新たな商
品開発からPRに至るまでの協力、指導のできる人材であります。

また、現職場において、料理を取り巻くさまざまな要素の中で、本町の特徴ある食材や工芸品
等をPRできる立場でもあり、その効果は大きいものがあるというふうにご考へます。

このように、ふるさと大使は、本町の豊かな自然を生かした観光資源や物産品を幅広くPRす
るため、有効な手段ではないかというふうにご認識しております。

つきましては、各分野において本町の魅力や、よさを全国に普及広報し、町のイメージアップ
を図るための新たなふるさと大使の発掘については、さまざまな機会において、情報の収集に努
めたいと考えておるところでございます。

ただいまご紹介いただきました、この山田孝雄さん、何回かこの三股町のほうにも来られてい
まして、奥さんも歌い手、歌手でございます、いろいろと全国的に活躍されております。十分
検討させていただきたいというふうにご考へております。

また、この方以外にいろいろとございましたら、議員各位においても、またご提案、ご推薦い
ただければありがたいというふうにご考へてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） よろしくご推薦方を検討お願ひいたしたいと思ひます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問は、これにて終了します。残りの質問はあす行うことと
いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後4時24分休憩

[全員協議会]

午後4時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午後4時25分散会

平成23年 第9回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成23年12月20日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成23年12月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 谷口 光君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | 総務課長兼町民室長 | 渡邊 知昌君 |
| 地域政策室長 | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 | 原田 順一君 |
| 町民保健課長 | 山元 宏一君 | 福祉課長 | 大脇 哲朗君 |

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 岩松 健一君 教育課長 …………… 野元 祥一君
会計課長 …………… 重信 和人君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） 本日は長田小学校の児童の皆さんが傍聴に見えております。これを許可しております。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それでは、日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問をお願いします。発言順位7番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 公共下水道について質問したいと思います。

どうもこの公共下水道というのは金がかかりすぎるんじゃないか。都会向きのプランだと、田舎にはなんとかそぐわないんじゃないかという気がします。それで、その点について、今年度で一たん、公共事業建設を打ち切って、ここで見直すべきじゃないかというように考えています。だから、ぜひとも見直しの作業をしていただきたいと思います。

あとは向こうで質問します。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 皆さん、おはようございます。ただいま公共下水道についてのご質問が出ました。公共下水道事業は打ち切りとし、合併浄化槽を推進してはどうかとのご質問ですが、本町の公共下水道事業については、平成9年度から事業に着手し、平成17年3月から供用開始をしておりますが、現在、第7地区全域、一部地域を除く稗田地区、東植木の一部、東原の一部が接続可能区域というふうになっているところでございます。

接続推進に当たって受益者負担金免除制度や利子補給補助金制度も設け、個別訪問、住民説明会、広報活動などにより対策を講じておりますが、その接続率はことしの11月末現在、38.7%と、下水道事業を実施している県内17市町村の平成21年度末平均、86.7%と比較してもかなり低い状況であります。このような状況を踏まえ、早期解消のためにも今後もさまざまな方法で接続推進を図っていきたいというように考えています。

この公共下水道打ち切りというお話との関連ということで、若干現状等の背景等も含めて説明をさせていただきたいと思いますが、現在、老朽化が進んでおります衛生センターのし尿処理施設についても更新の時期が迫っているところです。国では、し尿処理施設や農業集落排水施設を公共下水道に取り組みることができるミックス事業というものが平成7年度から可能となっております。このことは現在の衛生センターではし尿と汚泥の前処理と希釈だけを行い、中央下水道処理場へ接続することや、公共下水道の管渠が早馬神社あたりまで来ますと、三股橋を利用して梶山農業集落排水事業との接続が可能ということになり、中央処理場での下水処理が一本化されまして、し尿処理施設の延命化や維持管理費のコスト削減というふうにつながるというふうに思います。

しかし、この事業を行うためには生活排水処理人口の2分の1を下水道事業で処理する必要があるという条件がございまして、今後、どのエリアまで下水道事業を継続するか、衛生センターを更新した場合の事業費、梶山農業集落排水事業の今後の維持管理費、前処理と希釈だけを行うだけの衛生センターにした場合の事業費などを算出しまして、どのような組み合わせ、選択が本町にとって最善の生活排水対策となるか検討する必要があるというように思います。そのため、先ほどご提案ございましたけれども、来年度公共下水道事業の全体計画を見直す予定であります。

このことや、ただいまご意見等もございましたけれども、そういう意見等も踏まえ、公共下水道事業、合併浄化槽の事業、農業集落排水事業、それぞれの事業のエリア、区域を設定しまして、そして住民への周知を図って方向づけをしたいというように考えているところです。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 全体的計画を見直すということではありますが、非常に結構なことだと。だから、ぜひ、そういう方向でしっかりとした計画を立ててほしいと思います。

今、計画区域はどこまでですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、私のほうからお答えいたします。

今、現在、認可区域を平成22年度に新たにいただいたんですけれども、この区域がこの役場の東側、この通りまでの区域で認可区域をいただいております。これが95ヘクタールでございまして、前いただいたのとあわせまして290ヘクタールを今、整備しようということで進めているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 全体の計画区域、樺山4部落とか、6地区とか、全部入るのかどうか。計画は。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 全体は蓼池まで入るわけですが、現在認可をいただいて行っていこうというふうに進めているのは中央地区でございます、この中央地区が564ヘクタールございます。そのうちの290を認可をいただいて進めているというところでございます、蓼池まで含めると、ちょっとはっきりした数字は覚えていないんですけど、790幾らだったかというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 蓼池前目、向こうまで全部完成させるとなると、総工事費はどのくらい見込んでいますか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） その数字ははじいておりませんが、平成22年度まで工事を進めてきました事業費が、43億3,800万円でございます。この比率から行きますと倍ぐらいいきます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今までに43億の工事費を支払っている。そうした場合にこの工事に対して、43億に対して国や県の補助はあるんですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 工事費だけでいきますと22年度末で28億9,600万使用しております。用地費に2億9,400万、そして公債費、借金の返済に4億8,500万払っております、国庫補助金のほうは21億500万円いただいております。県の補助金は9,396万5,000円いただいております。起債のほうを22億3,800万起こしております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 大体、国が50%ですか、県はもうないのと同じ、しれたこっちゃ。要するにその工事費の半分は町が持つわけですね、そういうことになりますね。そうした場合に、その工事費の何%まで起債が認められているのか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 工事費、そして補助金残の90%を起債が借りられるということになっておりまして、一般会計からの繰り入れを現在までに7億8,900万いただいておりますが、半分ほどは交付税で措置されますので、7億8,900万の半分、約3億9,000万ぐらいは交付税からバックが来ているというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 総工事費の９０％までは起債が認められるということは、全部起債は丸々９０％まで借りてやっているわけ。そしたら、純粹に町が町の一般会計から持ち出しは１０％ぐらいやな。そうか、そうなると、この起債の利子は幾ら。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 今、ちょっとそこはあれなんですけど、現在、大分低くなっておりまして、２％は行ってないかというふうに思っているんですけども——３ですか。大分低い状況ではございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） そして、こうやってつくっていくわけだけだが、それに国が起債を９０％認めたりあるいは補助があつたりするけれど、いよいよ利用開始となって、この下水道終末処理場の維持管理、これには補助金があるんですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 委託料という、維持管理事業費については補助金はないというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 全くないわけ。国から。町が運営していくわけだけ、それに対する補助金は全くゼロね。よく後で交付税措置するとか、なんとかってあるがね。それはないの。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 先ほど申しました基準内繰入金と、基準外繰入金ということで、繰り入れがあるわけではございますが、繰り入れを先ほど平成２２年度まで７億８，９４１万９，０００円ではございますが、その中の基準内繰入金というのは、交付税で措置される分ですけども、これについてそういう事務事業に入れるというはっきりした場所等あれなんですけれども、見てくれる部分はあるのかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） この基準内、基準外ってどういう意味。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 基準内繰入金っていうのは、総務省の通達で公費負担が妥当して一般会計から繰り入れをされるものでございます。水質規制にかかる経費とか、水洗普及にかかる経費の２分の１とか、公債費の元利償還金の５５％とか、特例措置分については１００％とか、そういうものでございます。

基準外収入というのは、自治体が政策的な判断で公費負担が妥当として一般会計から繰り入れ

されるものということで、町独自の費用については町単独で繰り出しをしなさいというふうなものでございます。用地取得にかかる経費とか、先行投資施設にかかる資本費の相当額とか、いろいろ該当する項目はあるわけですが、そこで算出されまして、基準内、基準外の繰り出しの割合が決まっております。毎年同じ率ではございませんけれども、このようになっております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今の7億っていうのは、建設工事費に対する交付税じゃないの。この運営に対する交付税なの。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 歳入歳出収支を取るためにどうしても一般会計から繰り入れをいただきます。ずっと平成14年からですから。10年から。その総額が7億9,400万ということでございまして、工事費、事務費、人件費、すべて含んで。そういうことでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それじゃ、運営に対する交付税の措置が幾らあるかはっきりせんわけだ。全部含んでいるんだから。そういうことですね。

運営に関して交付税措置が幾らあるかというのはわからんわけで、それがわかれば非常にいいんだけど。わからんか。交付税に来るということは一般会計化されるわけでしょ。するとこの7億は公共下水道に全部使うというふうにやっていますか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 7億9,400万円、それだけ繰り入れを一般会計からいただいているわけですが、この下水道事業をやっていなければその半分の3億9,000万は交付税に入ってきていないというふうに考えますので。だから、純粋に一般会計から今まで一般会計から一般財源の普通交付税という形でいただいたのは3億9,000万という、年間に3,900万ぐらい。10年から22年度で12年ぐらいですから、まあ、三千七、八百万でしようか。そういう形になろうかというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この公共下水道の要するに運営、加入率が何%に達すれば採算が取れるんですか、ペイするのは。それを聞きたいんですが。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） そこをまだ、今回の——先ほど町長の答弁でもございましたように、来年公共下水道の全般的見直し、全体計画の見直しを行いますので、いろいろな経費の算出を専門の業者に頼もうというふうには思っているところでございまして。東京都何かが

100%加入でございますが、下水道は。そこでも赤字なのかどうか、ちょっとあれなんですけれども。その下水道の単価とかが低いとかも聞いておりますけれども。その辺の兼ね合いとかもありませんでしょうし。本町の加入率も100%近くなれば交付税措置等もあわせれば赤字にはならないだろうというふうには思っておりますが、来年度そういう積算をいろいろな事業費の組み合わせを算出していただくということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） そういう積算とか、そういうこともしないで何で下水道料金は水道料金の1.3倍と決めたの。1.3倍でしょ。何でその数字が出るの。1.3という数字が。おかしいじゃないか。だって、処理費に幾らかかるから水道料金はこのくらいもらわんとペイできんというのが、それで何%したらペイできるというのがなくちゃ。しかし、下水道料金は水道料金の1.3倍と。その数字はどこから出てきたんですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） これも平成14年度に当初計画を立てたときに、コンサルなんかをお願いしておりますので、その時点ではじかれた数字だろうというふうに私は思っているんですけれども。その当時の計画でいけば、平成22年度では74%ぐらいもう接続率があるような数値が出されておりますので、現在は先ほど町長のほうからございましたように38.7%ということで、まず、接続率が半分もいってないという状況もございまして、今後を見直すために来年度にちょっと予算をかけて委託してみようかというふうに思っているところです。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） なぜ、そのコンサルは接続率が74%ということで水道料金はこれだけだということを設定したんでしょうね。1.3倍。だけど、現実は今何%だったっけ、接続率。38.38%しかない。そうすると、74と38%の間の当然赤字ですな。それは一般会計から出しているわけ。赤字分は、補てんしているのは。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 先ほど申しましたように、収支が取れませんので一般会計から不足する分はいただくということで、先ほどの7億8,400万が累積の繰入額というふうになっております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） それでなぜみんなつながらないのかということが大問題ですよ。つながらない。

私が思うのに、まず、家があって、本管が通っている。それへつなぐのに金が要りますよね。10万とか50万とか要りますよね。そのまとまった金というのがなかなかない。そうすると一

たん入ると水道料金に加算される、1.3倍。ということは1万円の水道料金を今払っている人は2万3,000円になるわけですね。毎月。そして、これはずっと続く。よだきいわけですね。だから、なかなか進まんだらうというふうに思うんです。

だから、1万の水道料を払っている人がプラス1万3,000円でなると、それは今までより年間15万6,000円ぐらい負担になるわけですね。今までの水道料金プラス15万6,000円ぐらいの負担になる。そうしたら、とてもよだきいねとなるわけですね。その点をどう解決するかということです。

すると下水道料金を引き下げるしかないんじゃないかとなるわけですよ。引き下げると町の財政がもたんということになってきて、これはやはり都会なら1反歩あれば、ぽんと8階建てなんかのビルを建ててわんさと人がいますね。都会がそのビルがずっと並んでいます。こっちは1反歩に老夫婦が2人です。1反歩屋敷に。そういう全然条件が違う。そこでこのほか高い公共下水道を引くってというのは、どうももうやめたほうがいいと思います。

だから、むしろ合併浄化槽を推進したほうがいいんじゃないか。国の補助金流して。そうすれば、町の負担はないですね、維持管理費は。そのほうがよっぽどいいなあというふうに思うわけです。

だから、一たん公共事業が走り出すとなかなかとまらんけど、やっぱりここでよくしっかり見直して、勇気をふるってここでやめるという決断をしていただきたいというふうに思います。

まだまだ聞きたいことありますが、以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位8番、大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは、通告に従って質問をお願いしたいと思います。

来年度の予算編成についてお伺いしたいんですが、なぜこの件をお尋ねするかということ、3月11日東日本大震災、あわせて津波、さらには口蹄疫の発生があり、何十兆円の予算を必要とされるわけでございます。また、4次補正でも2兆円の補正をするというような国会でも持ち上がっておりますが、あわせて本町は自主自立を選択して根本的な改革に取り組んで9年目を迎えておりますが、国・県を初め、予算的にも厳しいことは本町でも覚悟しなければならないのじゃないかなと思っております。まず、地方交付税、それと自主財源の減少もみられると考えております。やはり本町として一番頼りになるのは地方交付税だと思っております。そこで町長が考えている事業ができなくなるようなことも考えられるし、また、予算編成に当たっても財源的にも大きな影響を与えるものではないかと思っております。

そこで、町長にお尋ねしますが、塚原住宅のB棟の建設は予定どおりの着工が見込まれるのか、

あるいは五本松住宅のマスタープラン、これはどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思っております。計画としては何年度をめどに考えておられるのか——これはマスタープランのことです。今のところ考えていないならそれでもいいんですが、今後、五本松住宅は以前から五本松住宅に移ると、塚原住宅が完成した暁には五本松住宅に移るといようなことでございましたが、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

あとはまた、質問席からお尋ねをしてみたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 来年の予算編成についてのご質問でございます。その中で塚原住宅を今年度実施しておりますけれども、来年度以降はどうなるのか。また、五本松住宅についてのご質問でございますので、回答をさせていただきます。

本町財政は、景気低迷の中で大変厳しい状況であります。行財政改革等によりまして、また、長期的な視点に立って、年次的に大規模な事業を実施しているところであります。

塚原団地建替えにつきましては、長年の本町の課題でありましたので、十分な検討を重ねて事業実施に至ったものでございます。本年度は、A棟3階建て38戸を社会資本整備総合交付金事業で現在、建設中であり、今のところ順調に進んでいるところでございます。来年度についてはB棟41戸を建設するために諸手続を進めています。いろいろと社会事象、機器事象がありますけれども、交付税総額決めたところの大きな減額はないというふうに聞いておりますので、計画どおりに進めたいというふうに考えているところであります。

また、五本松住宅134戸でございますけれども、これにつきましては公営住宅等長寿化計画を策定しておりますけれども、そちらの計画によりまして平成25年度から手法判断を行いまして、建替え等について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

25年度から検討を重ねて着手の時期は、まだ明確でございませぬけれども、どういう方策であの長屋——簡平住宅ですけれども、これについてどのような建物をあの地域に建てるとか、また、戸数等いろいろと検討しなければならない部分が多々ありますので、十分慎重に検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） まず、最初に塚原住宅の2棟については予算的にも問題はないと、今、現在、A棟を完了する前でございますが、第2棟についてもそういう交付税とかそういうものについては影響はないというふうなことでございますのでありがたいことですが。この件についてはまた後で申し上げますけれども。

五本松住宅は大河内町長時代に建設された住宅であります。本町はこのころから人口もふえてまいりました。また、5月のこいのぼり、これは全戸数と言っても過言ではありませんが、新聞でも大きくこいのぼりがずっと上がって、それはもうきれいなものでした。そういうようなこともあるんですが、現在においては空き家もふえてきておると、そしてさらにまた、維持費がかさむというようなことで、やはりできるだけ計画、先ほど町長がお話ししましたように、25年度をめどにそうしたマスタープランを立ててほしいなということをお願いをしておきたいと思っております。

そこで、塚原住宅の件につきますけれども、塚原住宅が今度24年度で完成すれば、一番心配しているのは、公民館加入の問題なんです。これはもうだれもがそういうふう考えているんですが、非常に公民館加入については、苦勞が公民館長にしてもその地域においても苦勞しているわけですが、これを入居する時点において、やはり条件つきと申しますか、そう簡単にはいかないかもかもしれませんけれども、入所時点のときにやっぱり加入を推進する。これはやっぱりただ、推進するということではなくて、やっぱり強く要請をして加入率を高めないと、やはり自治公民館そのものが、やはり成り立たないと思っています。幾ら、町でいろいろな施策を考えて、地域性も考えてやってもやはり公民館加入にしてもらわんと困る。

これはこの問題は、山王原の自治公民館のことを申し上げますと、山王原は4月29日ですか、春まつりをやりますけれども、そのときに1年生に入学する子供、あるいは中学校の1年生に進学する場合とか、そういう場合にはやっぱり祝い金というものを差し上げております。そうしますと、加入をされていないところには招待も、子供さんにも何もいかないわけです。そのときにやっぱり今、非常に問題になっておりますいじめの問題とか、そういうような偏見な目で見られればやっぱり子供たちがかわいそうなんです。親は平気であっても子供が犠牲になるというような形になるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、やはり加入率を一層高めるというのを目標に掲げていただきたいと思っております。

そのことが三股小が減少しておるといようなこともあります。これについてもやはり子供がいる世帯をできるだけ優先にやってほしいといようなことです。三股小は本校だといようなことを言われますけれども、今、西小学校のほうが児童数も多いわけですが、やはり三股小は先ほども3番議員だったですか、樺山の問題がありましたけど、やっぱりそのとおりなんです。そこ辺をやっぱり含めて子供さんがいるような家庭を優先的にひとつ入所をお願いしたいと思っております。

次に、五本松の問題については、先ほど町長が報告がありましたように、25年度からの取り組みについて頑張っていたきたいというふう考えております。

それから、単独事業の外部評価についてお尋ねをしてみたいと思います。

12月の広報にも載ったわけですが、評価委員——私は仕分けと言ったほうが良いと思っています。30事業の公益性あるいは妥当性、こういうものを含めて効果的な評価がされておりますが、結果として見直し分が14件に不用が2件でありました。今後、どのような基準を持って検討されていくのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど1番の質問についてご要望がございましたので、それについて若干回答させていただきたいと思います。

公営住宅に入居される方の自治公民館加入ですけれども、強制はできませんけれども、しかし強気に推進はしたいというように考えています。

といいますのも今一番、この町政の中で大事な部分というのはやっぱり町民のつながりとか、きずなといいますか、やはり地域の連携をいかにこれからつくっていくかということであろうかと思います。そういう意味合いでやはりこの自治公民館加入というのは、そのひとつの大きな柱でございますので、23年度ことしにいろいろと自治公民館加入の実態調査を行いました。そして、内部的にもいろいろと加入するための手法は何かということをお検討しております。

24年度は実質的にこの現場といいますか、地域に出ていって実際、加入促進を働きかけたいと、自治公民館と連携をとりながらやって行きたいというように考えておりますので、そういう意味合いから言いますと、この公営住宅については、率先してこの自治公民館加入を働きかけるのは当然だろうというふうに思っています。

それと、今回、つくる23年度の塚原団地の第1期工事につきましては、どちらかというところ1DKが多いものですから、この子育ての部分については若干、24年度に持ち越すのかなと、24年度については2DKあるいは3DKと、要するに家族向け、家庭向け、子育て支援がしやすいような間取りになっておりますので、そういうときにはできるだけ三股小学校の活性化につながるような入居を期待したいなど、また、そういう取り組みをしたいなどというように考えております。

では、ご質問でございます単独補助事業の外部評価についてでございますけれども、この単独補助事業の外部評価については、補助事業の必要性、有効性等について外部の視点を活用して点検・議論し、的確な事業の選択等を行い、より一層の改革・改善や町民との協働の推進を図ることを目的に今年度から新たに取り組んだものでございます。

この外部評価によりまして30事業のうち継続が14件、見直しが14件、不用廃止が2件という結果でありました。

この結果に対して、今後どのように検討していくかというご質問であります。結果についてはその評価結果だけではなく、議論の内容をも踏まえた上で各事業の担当課及び補助金審議会に

において再度検討を行い、来年度以降の予算編成に活用したいというように考えているところがございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） そのような今後の問題だろうと思っておりますが、私は一番考えたのが、たばこ小売業組合の補助金の問題、あるいは自衛隊父兄会の補助金の問題、たばこ消費税は今、新年度の予算では1億1,000万ぐらいだったですか、組んでおるのが。こういうようなお金が来るというようなことで、これはもう職員にもほとんど手をつけられずに三股でたばこ買った人の消費税が入るわけですね。この辺もあるわけですが、町内のたばこの小売店なんかはやっぱり町内でたばこを買いましようとか、いろいろな施策を考えてきておられるわけですが、その辺も含めてたばこ消費税も考えて、そして小売店につきましても不用というような言葉が使っておりますが、これは不用でもいいかもしれませんけれども、やはりもう少し考えていただきたいと思っております。

この不用というのが私はどうも気に食わんとです。一発勝負じゃないですか、もう。そうじゃないですか。なぜこういうふうに三股町の広報に不用というのを載せたのか。もう少し再度検討するとか——私の考えですよ、これは。そういうような考えは起こらなかったのかどうか。それは残念ですよ、たばこ小売店は。もう、不用っていったら、必要はない。今までのも何もないじゃないかというような考えを持たせれば、やはり町内のたばこ小売店はそれは打撃を受けますよ。一生懸命、今、三股に、先ほど申し上げましたように、たばこは三股町内で買いましようというようなのぼりやら立ててやっておるのに。ただ、この審査会の評価委員会の中で不用というような言葉を使っておると、これはもう少し何か方法があるんじゃないかなと考えております。そういうこともひとつ考えて、善処というのが昔ははやったんですが、善処方をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、自衛隊の父兄会についても不用というような言葉が使っておりますが、町長、どうですか。もし、三股で災害が出た場合には、自衛隊を要請しなければいけないだろうと思う。これには父兄があつて子供さんがおるわけです。そこ辺も考えてもらわなきゃいけないと思っております。

実は私が消防主任をしておるころ、勝岡の災害が出ました。4人が死亡しました。そのとき、私が先導を取って笛でブルトナーを下げ、下げ、あるいはよし、上げ、上げというような合図をしましたが、その以前は電話が通じない、電気が通じない、どこに走ったかわかりますか。皆さん、わからんでしょう。交番が今、前原商店のところにあつた時点ですよ。恐らく皆さんもご存知でないと思っております。そのときに、それじゃ、もう自衛隊を要請しなけりゃいけないとい

うことで、すぐ警察から自衛隊に要請して、そのときにも自衛隊もすぐ駆け込んできました。しかし、自衛隊はブルドーザーを積んでくるのは大変なんです、ここまで。よし、それじゃ、涸脇に頼もうということで涸脇に頼んで、涸脇が両方からの挟み打ちをやって、あの救助をしましたけれども、残念ながら4人とも亡くなりましたけれども。そういうようなこともありますので、やっぱり自衛隊があって父兄があって子供さんがおるわけですから、その辺もやっぱり不用という言葉を使い過ぎずについてやってほしいなど、これもひとつの善処方をよろしく願いをいたしたいと思っております。

どうですか、町長。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この事業事務の見直し、補助金に限ったところの今回の外部評価でございましたけれども、その中で2件ほどが不用と、廃止というようなことの外部のご意見でございました。

といいますのは、この中にもいろいろなご意見があります。ですから、それを踏まえて今後どうするかというのは検討させていただきますけれども、たばこ小売りのところがだめだとか、自衛隊の父兄会がだめだとかそういう議論じゃないんです。非常に少額な補助金であるから、もっと別な方向で連携、つながりを持ってもいいんじゃないかと、そういう内容もございます。

といいますのは、この自衛隊父兄会のことを今、言われましたけれども、警察父兄会というのもございます。そちらのほうには補助金は流しておりません。町とのつながりもやはり連携をとりながらやっております。ですから、この自衛隊父兄会のほうも町のほうでも新たに入隊されたときにはそのお祝い等もやっておりますし、この父兄会にも必ず担当者含めて、総務課長含めて私もですけども参加しながら、一緒にこの自衛隊に対するこれからのつながりも十分、役割といたしますか、そのようなことはやっております。ですから、この補助金に限ったところの部分について出すべきか出さないべきかそういう議論でございましたので、ご意見等踏まえながら検討はさせていただきますけれども、今、言いましたように必要ではないという、その組織が必要でないという、そういう議論じゃございませんのでご了解いただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 公民館の問題にちょっと落としておりましたけれども、やはり公民館としては先ほど加入率を高めるということで申し上げましたが、実はこういう心配もあるわけですね。ごみの問題もきのうも出ましたけれども、ごみの減量、あるいは一斉清掃の問題、それから防犯的な問題、こういうものが入ってくるわけです。加入されておるところは。これが全然未加入のところはこういう回覧も行きませんわね。議会だよりも行きませんし、広報みまも行きません。こういうところでやっぱりそういう恩典はあるわけですから、そこ辺もぜひひとつ町

長が申し上げられましたけれども、進めてほしいなということですが、町長、これについてはどうですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、言われましたように、支部加入すればそれなりのメリットもあるけれども、また、負担も伴う。要するに消防団費とか、公民館費とか、そのほかごみ収集関係の部分もあるかと思えます。いろいろと負担も伴いますけれども、やはり行政ができる部分と、自主公民館、地域にお願いする部分があってこそ、この地域が成り立つわけですから、そういうような理解の仕方をぜひ、お願いしたい。

そういう意味合いでは、その自治公民館未加入の方々はそういうものの負担の上に皆さん方が地域づくりやっているんだということを理解させるような取り組みをやっていききたい。

そしてまた、入っている方々にはそういう町の情報等が、また、議会の情報等が入っていきますし、また、いろんな町の施策の例えば子供関係でしたら、いろんな注射関係とか、あるいはいろんなお知らせ等がつながっていく。ですから、そういう場合には入っていることによる情報の利用ができると。しかし、入っていない方にはそういう情報はいかないというようなことで意外と負担と権利といいますか、そういうメリットもございますので、そういうところを十分お知らせしながら、この支部加入については取り組んでいきたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 先ほどの大久保議員からの外部評価でたばこ組合の補助金と、それから自衛隊父兄会の補助金、二つが廃止となったわけでございますけれども、自衛隊父兄会についての考え方は先ほど町長が申されたとおりでございますけれども、たばこ組合についてのこの評価の考え方でございますけれども、たばこ組合については確かにたばこ税という形で町のほうに1億からのお金が入っているのも事実でございます。

しかしながら、なぜここが不用、廃止となったかということでございますけれども、実はたばこ組合には二重に補助金が支払われておりました。一つは三股町のたばこ組合補助金、今回の補助金でございます。もう一つは三股町は都城地区のたばこ組合を通じての補助金を出しておりました。やはりここを強く指摘されたところでございます。いわゆるたばこ組合は都城北諸たばこ組合というのがございまして、これは都城地域と三股町のたばこ販売所が一緒になって組合をつくっております。都城市と三股町で全額負担を出しましてやっているとございまして、そこでのお金の使われ方は逆戻りしまして、三股町のたばこ組合にも流れてきております。それで、都城市のほうには三股町のような単独でのたばこ組合補助金はございません。

したがって、都城市のほうは二重の交付ということはないわけでございますけれども、三股町の場合は二重になっておるということが最大の争点になったところでございます。したがって、

これにつきましてはやはり二重交付ということをおかしいだろうということでございます。これを最終的にどうするかははっきりまだ検討中でございますけれども、十分、中で検討させて、来年度予算編成には新たに交付を定めまして、その結果を公表していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今のたばこ税の問題が出ました。これは合併前からの続きですね。多分。それで、三股に配分がどのくらい来るのか、この都城たばこ組合ですか、あれは何というのか。小売り組合ですね。これはどのくらい三股に来るのか。配分として。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） ちょっとそこまで出したものの配分がどのくらい来るのかというのが、必ずしもお金で来るわけじゃございませんで、ライターが返ってくるとか、ライターをその都城北諸の組合でつくりまして、三股に配布されてくる。あるいはチラシ、のぼりですか、のぼりが向こうでつくられて返ってくるということでございまして、金銭が直接返ってくることではないので、ちょっとその割合は今つかんでないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） それはライターとか、のぼり、先ほど申し上げましたけれども、のぼりなんかも立っておりますね。そういうものが都城小売組合のほうから来るというようなことですね。金銭的には来ないということですね、わかりました。

私の質問は以上で終わります。今後よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） ここで11時5分まで本会議を休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位9番、佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今から一般質問をしたいと思います。

まずは、12月に入りまして賞与が出たときに役場の職員の皆さん、組合を通じてでしょうけど、商品券の購入ということで何百万もの購入をいただきまして町内の業者が潤うということで、町外に買い物をせずに町内で買えるものは買うということで購入いただきまして、まず、職員の

意識が少しずつでも変わってきているということでありがたく思っております。ありがとうございます。

そこで、庁内の入札状況について問いをしていきたいと思えます。

まず、各課で調達する物品はどのように入札、決定しているのか。また、それに含みまして各課で課長決裁、担当課決裁の最高の金額、あと大きな工事、事業、これに対しては皆さんのほうでいろんな公募をし、そういうので公表されておりますけど、各課で細かい備品を買うときの金額、その辺をどういうふうになっているのか。また、各課によってその金額とまた違うと思えますので、その辺各課の課長さん決裁のできるのであれば、その金額等も各課で教えていただきたいと思えます。

あとの質問は質問席のほうで行いたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問について回答いたします。

質問事項ですけれども、町内業者の入札状況についてということで、①各課で調達する物品はどのように入札決定しているのかというご質問でございますが、官公庁の物品の発注につきましては、地方自治法施行令、三股町財務規則により規定されているところでございます。まず、地方自治法234条では契約の締結について一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの四つの方法により最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることになっております。

また、地方自治法施行令167条の2では、随意契約について9項目の規定がございまして、これに基づいて三股町財務規則では、備品を除く物品については80万円以下を随意契約とすることになっており、購入に当たっては、物品調達基金において発注しなければならないとなっております。物品調達基金で発注することが適当でない特殊物品については、各課で発注できると規定されています。これに基づいて各課で発注がなされているところでございます。

詳しくは担当課長のほうで説明いたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 各課で細かい品を買える金額とはどのようにになっているのかということがご質問の中にございましたが、まず、財務規則の中で財産の買い入れ、いわゆる物品でございますけれども、これについては80万円以下、80万円までということになっております。

それから、物件の借り入れ、これらに伴うものは40万円、それから逆にちょっとご質問と違うかもしれませんが、財産の売り払いについては30万円、それから、物件を貸し付けるものに

つきましては30万円、それから今、申し上げました、もう一つ工事と製造の請負については130万円までが随契ができるということになっております。

財産の借り入れにつきまして80万円でございますけれども、これについては物品調達基金で担当、買うということになっているわけでございます。ただ、その中で物品調達基金において発注がふさわしくないもの、あるいは特殊物品については各課で発注できるというふうになっております。

先ほど申しました数字以外で50万円までは各課で発注できるということになっております。財産の借り入れ、工事の発注、物件の買い入れ、財産の売り払い、物件の貸し付け、先ほど金額申しましたけど、それ以外のものについても50万円までは各課でできる。ただし、先ほど申しました特殊物品あるいは物品調達基金で買えるものはそちらで買ってくださいよということでございます。一応、財務規則等においては以上のようになっておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、金額が見たら80万、40万、30万という形で、いろんな形で出ておりますけど、購入する入札のときに業者の選定この辺に入ってくると思うんですけど。私もこの議員になる前ずっと役場のほうに来たりしていると、3月の年度末ぐらいになるとなぜか知りませんが、トラックでコピー用紙がどんと裏から搬入されたり、廊下にコピー用紙が物すごく積まれたりとか、そういう光景を見たんですけど、これは何でかなというのもありました。この予算内で買えるということであれば、予算を残してはならないというようなことがあるかもしれないんですけど、それに対して何か物を買わないといけないというようなことはないのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今、ご指摘のあった件についてはちょっと何年ぐらい前までかわかりませんが、随分昔についてはいわゆる国の補助事業で事務費は使い切らなきゃいけないというような傾向がございまして、残っているものについては使えという傾向があったわけでございますけれども。今につきましては、一般的な町税等を充当した物品については削りに削ってきているという状況でございます。したがって、年度末に一括に発注するという事はないというふうになっております。

また、補助事業についても、道路等についても、事務費とは国が認めないというふうに変ってきてつつありますので、補助事業についても今後はやはりそういうものはなくなっていくのかなというふうに思います。

一括で3月ごろになって紙や消耗品等を大量に取るということは、財政のほうは全くないというふうになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、それが事実であればいいことだと思いますけど、昔は予算を使いとらんと来年の予算をもらえないというようなあれがある傾向にあったみたいですけど、今はそういうふうになってきているということで、それに対してあとは入札の業者、業者がこの三股町に仕事、店、業者、開いている方が商工会に入っているのが約460、それに対して県のほうで調べて行政のほうでも調べておると思うんですけど。町内に業者が約860あると言われておりまして、商工会加入が約半分のところで今推移しているところです。その中でもいろいろな業者があると思います。建設業から始まり小売業、卸売とか、そういう業者がかなりある中でやはりこういうコピー用紙、ボールペンに限らずいろんな業者がおると思うんですけど、その辺の入札が、見てると都城の一部の業者にほとんど発注しているんじゃないかな。出入りしている人が言うので思っているんですけど。

そこで、業者の選定の仕方というのは町内の業者のほうにも見積もり等でちゃんと声をかけてやっているのか、その辺の見積書、そういうのがちゃんと整っているのか。安易に毎回営業が来るからという形で、何を願いというようなことはないのか、聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町としましては、地元企業の育成、地場産業の育成という観点からこの自治法にのっとり、また、財務規則等の範囲内で地元業者優先での発注というのを基本にしているところでございます。

ただ、地元でそういう適当な業者がない場合、あるいは数少ない場合はやはり3社以上の見積もり競争入札という形になりますので、その場合にはやむを得ず町外という形になろうかと思えます。

例えば、ガソリンとか重油とかプロパン、住宅の修繕、草刈りとか車検とか修理、電気修繕等、そういうものについては町内に業者がいらっしゃいますので、それは地元だけでの見積もり競争入札という形になります。そうでない部分についてはやむを得ず町外の業者も参加する。あるいは全く町内になければ町外だけというようなことになろうかと思えます。

ただ、先ほど言いましたように地元優先というのを念頭には置いています。以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、町長のほうから地元優先ということでしたけど、実際に商工会の会員さんの中で、業者で学校関係なんですけど、音楽の先生が異動になる。今までは例えば三股小学校の先生、音楽の先生がピアノの調律、そういう楽器、そういうのを常に三股の業者——何社しかありませんけど、そこにお話をよく来て、調律も毎年やっていた。先生が

変わった瞬間にことは来ないということで訪問してみると、転勤した先生の知り合いが調律をやっている。例えばですよ、調律をやっているということで、もうそっちに頼みましたというような、簡単にはじかれる。もういいですよというような形で。そういうのを言われたというので、私のほうにどうなんだろうというような形で問い合わせが来たものですから、それをちょっと問い合わせたい。

きのう、教育長も新しい先生が来られた。三股をずっと町内を回って、三股はこういういいところがあるんですよというような形で言われましたけれども、その辺も三股にはこういう業者があるんだ、こういうのがあるんですよというような形でなるべくじゃない、必ず町内で発注かける。なければそれはしようがないでしょうけど、その辺を問い合わせ等を。もし、わからない業者が、こういうのがないんだろうかというときには、前も町長がよく言われております商工会との連携、各団体との連携、これを取りながら町の活性化を図っていくということをよく、どこの会合に行っても町長はあいさつの中でされるわけです。その辺をやっぱり考えながら、やっていただきたいと思っております。

また、その業者がわからないときは商工会のほうに事務局のほうに問い合わせをして、こういうものを発注したいんだけど、三股にはこういうものを扱っているところはないかというような形で問い合わせ、そうすると商工会のほうも指導員やら局長やらいますので、そちらのほうからこういう業者がありますよ。これはないですねと言ったときには、いろんなところから都城なり、宮崎市内から。あとは値段でしょうから、あとは東京、大阪、だったら海外というような形でいくんじゃないかなと、私は思っております。

次の質問にいきますけど、3番の今も言いましたけど、安い業者から仕入れるのは当たり前と、今の時代。ほとんどが町外の人が入札、落札している。それに対して安いから買いました。そうになると安いのを購入したけど、実際は税収は全部町外のところに流れていくということに対してどうか、どういう考えか、聞きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町が発注する事業は、できるだけ町内業者が落札する。また、その落札することによってその事業がなりわいが成り立って、そしてまた、税金がおさまるというようなことでお金が回っていく。それはもう、本当十分わかっているわけなんですけど、やはり競争でございますので、町外が入った場合、やはり値段と価格というのはひとつの選定の対象でございますので、それはやむを得ないのかなと。

ただ、都城のほうも結構、三股と都城との関係なんですけど、大体、三股町民で都城で働いている人が就業者の約6割か7割近いということで、都城と建設的な関係がございますので、そちらのほうの事業者が落札されて三股の人が働いている場合もあるわけですね。そういうのも考える

と、宮崎とか県外に発注するわけではございませんので、その場合には許容範囲の中での競争入札かなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、町長のほうから言われました、なるべく町内を。働いている方が三股の人がいらっしゃるといことも懸念して、極力三股で買い物、まして、前プレミアム商品券をほかのところは大体10%、プレミアムが。それを三股の場合は20%のプレミアムをつけていただきまして、このときにはとんでもない朝から行列ができるような形で、やっぱりそういうことをやるということは、いいことだなと私は思っております。

今回も年末のプレミアムという形でいろいろ話も出たんでしょうけど、何せ時間がちょっと足りないということで、今回はちょっと見合せしたんですけど。また、次回、そういうきっかけがあって、やっぱり町内にお金が落ちるといこと、それをすることによっていろんなものが——税収があることによっていろんなものが実現していくのかなというのを私は思っております。

きのうも大型店の問題が出ました。これもやはりそこで役場の職員の方が個人で買いに行くのは別に問題はないんでしょうけど、安いからそこから買うというようなこともないように極力考えていただきたいと思います。

この町の活性化を図っていくために、やはりたとえ10円でも1円でもこの町内でお金を落とすといことを考えてもらいたいと思います。やはりこの前の11月のふるさとまつりですか、これでも入場者、2日間で5万人という数字が出ております。2日間で5万人ということは1日2万5,000ということは三股の町民がほとんど町外も来て、人口からいくとほとんど三股の人間が祭りに来ているといこと、いろんな業者がお店を出しました。その中でもやはり仕入れをして、2日間で売る予定が1日で売れたといような話も聞いて、ああ、これはすごい経済効果だとい形で。やっているほうは大変ですよ。足を上げたりしないといけないとい形で、やっぱり町民が喜んでもらえる、こういう祭り。でも、祭りは、本物の祭りをつくっていかないといけないんじゃないかなと私は思っておりますので、今後、また、この三股が発展するように各課の皆さん、職員の皆さんが一つ一つ積み重ねて発展するように頑張りたいと思います。

続きまして、2番の総合体育館設備整備の充実化について問いたいと思います。

前回は話をしましたが、アスリートタウンみまたという宣言をしているのに、やはり十分な設備整備が行われていない。建設文教常任委員会で研修に行きまして、日置市の総合体育館施設、これを研修してきたんですけど、やはり人を呼ぶため、いろんな大会を持ってくる。やはり有名にするためには本町も総合的体育館施設、また、合宿所、こういうのを十分に整備していく、進

めていく必要があるのではないかと思いますけど、どうお考えですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 質問の要旨の中に、日置市の総合体育施設の研修を踏まえてのご質問というような形で理解をしたわけなんですけど、それで本町の体育施設がどうなっているかということと比較しながらお話を進めさせていただきたいと思います。

本町の主な体育施設は、屋内施設としまして、小中学校の体育館が7施設、それから武道体育館、町体育館、勤労者体育館、そして第2地区交流プラザ、6地区分館、そして弓道場、四半的弓道場の14施設。屋外施設としまして、野球場や陸上競技場、テニスコート、近隣公園の広場などがあるところです。このうち野球場や陸上競技場は、ご案内のとおり当初の整備の目的が大学誘致ということであったことから中央部から離れた旭ヶ丘運動公園の中にあるわけですが、それ以外の施設は、集落の中心部やこの町の中心部に近接しており、分散型の形態ということでもありますけれども、利用者の利便性はそれぞれ図られているんじゃないかと思っているところです。

これはなぜそういうことを言うかと言いますと、昨年度実施しましたアンケート調査の結果からですけれども、町民の体育施設に対する満足度という点では、「大いに満足」とか、「満足」をあわせて現況に満足している人が約6割に上っているということです。先ほどの日置市の総合体育施設のように一極、同じ地域に集中する総合体育施設についてのお話もあるわけなんですけど、そういう一極的な総合体育施設について大規模あるいは各種競技大会、1カ所で開催できるというその利便性、効率性というのは十分理解するわけですけれども、本町では、これまでの施設の生い立ち、住民満足度、そして利用状況、分散型でいろいろと利用できる利用状況等を踏まえると、現況の形態で、そして言われるように施設の充実度を図っていきたい。旭ヶ丘運動公園につきましても、タータンというお話等もございます。それから、こちらのほうの施設も、これから耐震補強等いろいろしなくちゃならん。そこのところのレベルアップ。あるいはまた、言われました宿泊所とか、いろいろございますので、そういうところも念頭に入れながら施設の充実を高めるような努力をしたいというように考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 充実を図りたいということで、今、言われましたけど、新しいものを建てるのは難しいのかなとは思いますが、そこをやはり苦肉の策でどうにかして、発展するためには何もせずいいものを得ようというんじゃないかと、やはり民間の企業というのは必ず投資をして投資をしてから利益を生むというような形で考えがほとんどだと思います。

あれをしない、これをしない、予算がないというのは、だれでも言えるのかなというのがある

ますので、その辺は、今からまた——きょう言ったからあしたつくれというわけでもありません。これをやっぱり計画をずっと立てて、こういう計画だというのでやっぱりそういうのが公表されることによって、町民の意識が高まってくる。例えばこういう大きな器ができるんだとなったときに、それに対してどうやっていこうかというマイナス発想じゃなくてやっぱりプラスの発想でいくような形で頑張ってもらいたいと思います。

日置市、これが合併して伊集院やら日置町、この辺が合併して日置市になったということで、その総合体育館、宿泊所があるのは旧伊集院町で、その伊集院町はやはり陸上、駅伝、この辺の有名な日本でもトップクラスの有名な選手が何人も出ているということで、今の町長のそのまえの町長、伊集院町のころ、その町長がやはり運動好きというか、これをひとつ目玉にターゲットにやろうという形でやられて、その後、次の選挙があったときに新しい町長がなられたというときに、その意見を引き継いでやられたというのがその言葉を聞いて、やはりトップは連携をとって。なぜか知らない、三股の場合は町長が変わるたびにあれが変わる、方向性が変わるといふ、それはいろんな意見があるんでしょうけど、その辺を一つ一つ変えながら、一つの流れで行けるような形にして、そこにできたというような話をして、やはり各課のその担当の人も苦労はしますが、こういうので人が集まってもらえればいいという形で言われておりました。

そこで、視察をしたんですけど、前回も言いましたけど合宿所、これについても施設の充実という形で、もう一回お聞きしたいんですけど、今空いている施設がかなり大きい施設があると思うんですけど、いろいろ。その辺のところで合宿所なり、大きな大会ができるような、集まれるような場所でやる方向性を、もう一つ考えてみたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 合宿所についてのご質問という形で回答させていただきますけれども。前回にもそして、その前にもこの件についてのご質問ございましたけど、町長としては、今のところ3カ年実施計画等に上げておりませんが、慎重に検討したいということで。やはり施設をつくるのはそれなりの事業費があればできるわけなんですけど、それ以降の維持管理含めて、その利用頻度を含めて、どんな形で使うかなということで、やっぱり慎重に検討する必要があるのかなというふうに思っています。

ですから、今のところこの施設整備については旭ヶ丘含めて、今の屋内体育施設、そして今回、23年度にこの基金をつくっていただきました西部体育館、そちらのほうの施設整備にまずは入っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） この陸上駅伝も今回、三股中学校は多分、今週ですか、明日から

ですか、終わったんですか。すみません。全国大会というような形で行かれました。やっぱりそういうところで合宿がということでそういう話も出ます。あと、今、都城に所属しています、所属っていうか、都城市にありますB Jリーグのプロバスケットがきのう帰ってきましたけど、その前が仙台に行きまして、これもなぜか知りませんが、ホームでは勝てないけどアウェーにいくと勝てる。やっぱり応援者がいないと勝てるのかなというようなところもあるんですけど。

でも、今度、24、25が早水の体育館で、高松のチームが来て2日間大会があります。これも都城も一生懸命応援をしながらやっているということで、教育長もこの前、後援会立ち上げのとき行かれました、そういうのに携わって、せっかくプロのチームがこの近辺にあるということで、ひとつ協力体制。そういうのをこちらに三股に呼ぼうと思ってもまず体育館がない。ただ、単にバレーができる、バスケットができる体育館、でも観客席がないというのが一番ネック。早水の体育館でも小さいと言われるぐらいの観客席が言われております。三股の場合は、2階から見る観客席がない。施設は。それをきょうの、あしたのというのは無理でしょうから、今後、そういう誘致を。やっぱりそういうプロが来ると意識が変わるといえるのが出てきます。

それで、応援をしながら三股にもそういうチームが来られて大会ができるとなると、三股の物産からすべてそこでも販売ができる。いろんな応援者が、本当に熱血な応援者はどこの会場に行っても必ず駆けつけて来ております。熱血のファンの人が。この前も京都からも来ましたが。京都からもやっぱり30人、40人というような形でツアーで来て、それも都城に泊まって、都城で飲んで、都城で泊まって全部帰る。全く三股には落ちないというような形で、そういうのもひとつ誘致じゃないですけど、そういうのをすることによってもすばらしいものが少しずつできるのかな、先行投資するにはいいのかなというような形で思っております。

今後、やはり長い計画でひとつ盛り込んでもらって、弓道場もすばらしいものができることで、そこでも大きな大会を持ってこれとなればやはり経済効果が生まれる。これでひとつできたわけですから、次の段階、次のステップというような形で。これが町長はずっと言われておりますけど、合併はしないというような形で自主自立で行くという形で言われておりますので、きのうも出ましたが、都城の人なんかは必ず言われるのが、三股はいつ合併するのというようなことをよく言われます。合併はないんですよ。町長。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は都城に行ったときによく聞くのは三股は絶対合併はしないでくれというふうに言われますので、私も自主自立で頑張りたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今の言葉を聞いて安心しました。私どももいろんな向こうの都城商工会議所の会頭やら副市長といろいろ話をするんですけど、必ず言われるのが三股が合併があ

ってというようなことを言われます。してくれるといいんだけどって言われるから、私は逆に16万の市を2万5,000の町が合併するにはどうしようかなって、三股が都城を合併してあげるからというような言い方をしながら、冗談を言いながらやっているんですけど、向こうはやっぱりそれなりに危機感を感じていると思います。三股がそういう動きをするんじゃないかというような形で。

これは全国的にも有名になると思います。普通は市が町を合併するのが当たり前ですけど、町が市を合併するとなったら、全国のトップニュースに出るのじゃないかなと思います。きょうの新聞でも号外が出ていましたけど、北朝鮮の金正日がお亡くなりになったということで。そういうふうな報道が出るんじゃないかなと。それに向けて、やはりこの町が三股町が発展するように一つ一つを固い石を割りながら頑張って、また、24年度に向けて頑張る力をあわせていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位10番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 間もなく12時になろうとしておりますが、超特急で行きたいと思います。

通告いたしておりました（1）防災対策についてと、（2）高齢者福祉についてそれぞれお尋ねをいたします。

まず、（1）の防災対策についてであります。

防災対策については、いろいろな角度から幅広く検討しなければならないことが今回の大震災をきっかけに浮かび上がってまいりました。そこで、我が党は10月より全国の各自治体に女性の視点からの防災行政総点検のアンケート調査を実施しまして、このたびその結果が出てまいりました。国の防災基本計画には2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれておりました。また、さらに2008年には政策決定課程における女性の参加が明記されております。

がしかし、アンケートによりますと地域防災会議の委員に女性が登用されていますか、の問いに「はい」が54.4%、「いいえ」が44.2%の回答。また、計画されている避難所の整備運営に、女性の視点や子育てニーズを反映していますか、の問いに「はい」が50.9%、「いいえ」が47.3%の結果でありました。まだほかにも調査項目はありましたが、いずれも女性の視点を欠いた実態が浮き彫りになりました。残念ながら当町の防災会議条例にも女性委員の登用の記述がなく、防災計画にも女性の意見が反映されているとも思われません。女性は地域に人脈

を築き、地域のことをよく知っております。地域の防災対策に、生活者の声を反映させるためにも女性の目線は大変重要と考えます。

また、男女共同参画社会基本法の中にも男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきだと定義されています。

そこで、①にありますように、町の防災会議に女性委員登用と、地域防災計画に女性の意見を反映させる取り組みをすべきではないか、町長にお尋ねいたします。

まずは1問のみの質問とし、あとは質問席にて順次お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 防災対策についてのご質問でございます。その中の防災会議への女性委員の積極的登用というお話でございますが、ご指摘ありましたように防災会議の委員については、三股町防災会議条例第3条において、1号委員から9号委員まで規定されており、主に各関係機関の長が委員をされるので、女性委員が少ない状況にあるというようなご指摘のとおりでございます。

しかし、防災計画に女性の意見を反映させることは、大変重要なことだと認識しております。今回のいろんな危機事象がございました。また、避難生活もされています。そういう避難所を含めてやっぱり防災会議の中に女性の意見をいかに反映させたところの目配り、気配りできる計画ができるかというのは、大変重要でございますので、今回、この見直しの中でこの条例改正が間に合わない場合には、素案づくりの段階でございますけれども、女性の意見が十分に反映されるように、その仕組みづくりは検討したいというように考えております。

また、条例改正についてはちょっと時間がかかりますので、それについてはこの1から9号までの中に女性委員が登用できるような文言が挿入できないか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今ほど申し上げましたように、当町でも、先ほど申しましたけれども、アンケートを前いただきましたけれども、防災とか災害復興は、男性の領域だと考えられがちで、女性の意見はどこにも見当たりませんでした。今、町長が答弁いただきましたので、今後の中には入れていただくとは思いますが、いざ災害が起こったときにこういうふうな形でやりましょうということで、こういう防災、ここに持ってきていませんが、膨大な防災計画が掲げてありますけれども、これはもうあくまでも紙に書いてあるわけですし、やはり普段からやっていないと危機のときはもっとできないということであるわけでありまして。ですから、意思決定の場に女性たちも入って、かつ、ともにこの会議の中でいろいろな意見を言いながら、そしてそれ

を実働していく、活動していくことが大事であるということでありまして、少なくとも3割が女性は必要であると言われておりまして、これは国会においてもしっかりとこの辺は訴えております。

そして、先ほども申し上げましたように、国の基本計画あるいは防災計画とか、男女共同参画社会基本の中にもしっかりとうたっておりますので、この防災計画の中に女性委員としてもう名簿登録をしていただきたいと思います。

これはまた、町長のそういうご意向の中でもできることじゃないかと思っておりますので、ぜひその委員の中に明記をしていただきたいと思います。

いま一度、町長の決意というか、その辺をもう一度お伺いしておきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この三股町防災会議条例を見ますと委員は1号委員から9号委員になるわけなんです、それぞれの団体の長を町長が任命する。あるいはそれを機関の代表者というようなことになっていますが、その中で9号委員に、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のうちから町長が任命するというふうになっております。公共的団体というのをどうとらえるかなんですけれども、ただ、もう少し女性のいろんな団体もございますので、そういうところも含めてもうちょっとこの文言を検討しなおしたほうがいいのか、そのあたりを今、現在、指示しているところでございます。

そういう意味から言われるように、できるだけ女性の登用というのは考えていきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひよろしくお祈りしておきます。

次にまいります。②にお尋ねです。関連しますというか、防災についてであります、やはり防災対策の中に災害用備蓄というのが取り上げられております。その中で計画では物質の備蓄並びに調達体制の整備を図るとあるわけですが、その中で対応、すぐできるのは当然公的備蓄だと思います。

今回の大震災において一番不足したものが、女性や子供、高齢者、障害者に配慮すべき物資であったと聞いております。要望のすべてを備蓄せよとは申しませんが、アンケートでお聞きしたときにも、ああ、なるほどと納得できるような、そういう備蓄ではなかったんじゃないかと思っておりますが、当町での災害用備蓄は現在、どのようなものを配備されているのか。また、今後、どこまで配備できるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 答弁させていただきます。

避難所運営に必要な一定の物資については、防災当局で、生活用品については、日赤など福祉部局で備蓄することになると思いますが、大量な物資を備蓄することは現実的に難しいというふうに考えています。原則として救援物資が届くまでの3日間は各個人で、非常用物資として備蓄してもらいたいというふうに考えています。

必要な物資については、ほとんど救援物資で確保できると考えますが、課題は物資の仕分け、各人のニーズの把握、物資の配布方法だと思えます。これらもマニュアルの策定や訓練が必要であると考えています。

また、救援物資が届くまでの対応としては、各メーカーなどと災害協定を締結し、優先的に必要な物資確保ができるような仕組みづくりが大事であると考えます。

具体的には総務課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 備蓄備品、これについては一応今、防災担当のほうで保管場所あるいは品名、数量等を把握しながら備蓄をしているところですが、先ほども申しましたように、やはり避難所での運営ということを考えますと、個人でのまず非常の備蓄というのが非常に重要なことというふうに思っています。なかなかすべての方が必要とされるものが、この備蓄品として備えることは非常に困難かなという気がしていますので、まずもっては必要なものは各家庭での備蓄ということで、ここ数日のものは備えてほしいなというふうに思っております。

あと、その中で避難所関係で使うものとして、やっぱり救急的な医療のものとか、あるいは飲料水、それから保存食等も用意はしております。食器、そして床シート、間仕切り、毛布、そういったもの、そういったものについては備蓄倉庫を今回、整備しまして、そういった中で対応していきたいということで考えております。

それと、あと一つは応援協定の締結です。やはりこれが非常に備蓄もそんなにいっぱいはいけませんので、災害時になったときの応援体制ということの中で、特に必要なものは飲料水ということがございますので、こういった飲料水会社等の飲料ということを自販機等がございますが、それが非常時には使えるというものを協定を結んでおります。

それと、あと県がまとめて協定している部分というのがございます。これについては県が一括して協定して、各自治体で必要な場合、その県との連携の中で各事業者が供給するというような形でやっている部分がございます。これについてはいろんな災害での建設時、災害で必要な資材とかそういったものが主になるんですが、そういった形での取り組みというのがなされております。

それと今、コンビニがかなり多くございますので、コンビニにある商品、生活用品、そういっ

たものでコンビニとの連携、協定ということがその中に入っておりますので、町内でもかなり多くのコンビニがございますので、そういったところとのやりとりができるのかなというふうに思っております。

今後としては、やはり町内の商工会に加入されているところの商店等も必要なものがあれば、その中で協定をしていくというようなことも今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当、今までにどうしようかという大きな災害が起こってないってこれは幸いなことなんですけれども、やはり想定するというのは大変厳しいかなと思います。風水害っていうよりか、むしろ怖いのは地震がどのような震度があるかは、これはほんと想定できないとしたときに、実際的にはコンビニであれ、スーパーであれ、被災しないとは限らないわけですし、それとまた、避難所に来られる方も、家庭にあるものをぱっと持って避難所に行けるかっていったら、そういう間もない方もいらっしゃるかもわからないわけですし、やはりそういう意味では、どこ辺で想定するかっていうものもしっかりと女性の意見を取り入れていただくような会議の中で想定して、そして何を装備していけば、備蓄していけばいいかっていうものをある程度具体的に取り上げて、取り組んでいただきたいと思います。ですから、そこにも女性の視点が重要であるかと思えます。

それとまた、そういう計画の中に食料とか飲料水、生活必需品が備蓄しますよということ言われているんですけども、じゃあ、その部分をどういうふうに管理するかというものも当然出てきます。これが1年おきにずっと買いかえていくとか、そういうものもどういうふうに今までされてきたのか、ちょっとその辺をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 備蓄しているもので消費期限が決まっているものというのがございます。例えば食料品であるとか、これは賞味期限とか、消費期限が決まっていますので、これらについては、今、年次的に災害訓練等を行っておりますので、そういったところでやはり出しております。

今回も食料品の中で水を入れて炊くご飯とか、そういったのがございましたが、そういったのは期限を見ながら使ってはおります。今回、花見原地区で防災訓練されたんですけども、地域での自主的な活動だったんですが、それについてもこちらからそういった食料品関係が要望がございましたので、そういったものを出して、古いものは更新していくというような形にいたしております。水についても一緒でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もう一つお尋ねいたします。

先ほどの答弁にもありましたんですけれども、農協とか民間業者と備蓄の締結を努めるというふうにあるわけですけれども、これは現在の中で、契約みたいのをもう締結されているんでしょうか。それとも、そのときになってから締結しようという方向なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 町内では、今独自に締結しているのが、27項目、27業者と提携をいたしております。ですから、今後——7業者です。ちょっと県のと混同しております。県のほうが27でございます。町のほうは7業者といたしております、これについても災害時の関係の建設業とか、それから先ほど言いました飲料水の関係、それからガス関係、それと郵便局の関係、そういったものと締結をしているところでございます。今後、先ほど申しましたように町内、そういった形で締結できるものについては、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当、いざというときにいろんなものが訓練の中でしておかないといけない。また、計画の中でしっかり立てていかなければ災害が起きたときに右往左往するようでは、我々が町民の皆さんが行政に対する信頼、安心、そういうものをいただけないかと思っておりますので、ぜひしっかりと計画としては立てておいていただきたいと思っております。

引き続き質問させていただきます。

3問目でございます。これは避難所運営ゲームHUG（ハグ）って申しますが、この導入についてお尋ねいたします。

東日本大震災以降、避難所運営の体験型訓練になるHUG（ハグ）が注目を集めております。このHUGっていう、このHは避難所、Uは運営、Gはゲームの略称であります。このHUGは2008年に静岡県西部危機管理局が避難所運営を効果的に学べる方法として開発されました。地図に危険箇所を書き込むことで適切な避難行動を学ぶ、これは別枠ですが、DIGっていうものもあるわけですが——や、このHUGなどが災害状況を具体的にイメージし、対応する体験型の訓練を称して図上型防災訓練、もしくは図上演習と呼ばれておまして、これらは有効な訓練方法として認識されておまして、今、全国にこのHUGが広がっております。

これは災害に対応するために応用力を鍛えるということにつながりまして、防災訓練の意識や技術の向上につながります。当然、行政としてもご存知でございましょうから、このHUGの導入をできないか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災の模擬訓練としましては、防災担当職員を対象とした市町村防災研

修や防災士養成研修等が現在実施されておまして、イメージトレーニングやシミュレーション方式を用いた図上型防災訓練として一部体験をしてきております。災害時の機動力となる職員の数多くが、この図上型防災訓練を体験することによって、円滑な招集体制や初動体制が確立できるものと考えております。

ご質問の避難所運営ゲームHUGについても、この自主防災組織として取り組むことによって、大変有効な模擬訓練であると考えられますので、本町の危機管理体制の充実を図りつつ、今後、避難所運営マニュアルの策定後にぜひ、取り組んでいきたいというふうに思います。

これについては先ほどお話ししたように、静岡県の方で開発されて、そして今、全国的に広まりつつあるということでございますので、宮崎県の方ではまだこれは使っていないみたいですが、今後、これが普及していくと思いますので、これについてはインストラクターというか経験者がいないとなかなか、指導者が必要ですので、そういう意味合いではそういう指導者を育成しながらやっていきたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは本当に安価でございまして、セット一式では6,700円で購入できるということと、これはNPOの法人で静岡県の作業所連合会が作成しているということで、本当にこれを体験することによって机上の空論とは申しますけれども、具体的にそういうHUGを使って経験していくと、いろんな問題点が浮かび上がって、町長さんもきのうちょっとおっしゃいましたこのHUGじゃなかったんでしょうけど、こういう体験的なものを取り組んだということもきのう質問と答弁の中でありましたけれども、本当に——自分、私自身はしていないんですけれども、やはり我々の議員の中で体験したときに、本当に、あ、こういう子供たち、あるいはこういう親子が来たときにこの子供たちの対処をどうすればいいかというのをそういう中にHUGゲームの中に入っているんですが、じゃあどうするかというのを本当に考えたときにゲームの中でも訓練していけば現場のいざというときのそういう対処が何というんですか、迷いなく対処できるということで、このゲームをただ、単に一部の人だけじゃなくて、もちろん職員の方は当然でございまして、いろんな町民の方のいろんなお役をされている方、そしてまた、ひいては町民の方々も自分たちには買えることですので、こういう運動が広がってくれば、大変ありがたいと思っておりますので、このHUGについてはぜひ、今度の計画の中に取り入れていただきたい、これは要望というか、ぜひお願いということでお願いしておきます。

次、行きます。④でございまして。これが緊急速報の手段に携帯電話のメールを利用する施策についてお尋ねするということでございますが。

災害時における町民への情報手段として移動用防災行政無線、大きな予算の中で取り入れますが——や、各地区ごとの広報等で配信されます。しかし、今、NTTのドコモがエリアメールを

使って、災害避難情報が手軽に利用できるっていうシステムを取り入れているわけです。自治体が申請すればNTTドコモ加入者の携帯電話にいち早く自動で配信されて、これがまた住民の安全につながっておるということでございます。

既に、宮崎市、小林市、日向市、新富町が導入しておりまして、非常にこれが好評だそうです。日向でしたか、どこでしたか、もう既にこれを使って情報発信できたという、もちろんこれは宮崎県内においてですが、全国の中でも取り入れておりますので、本当にこれがNTTのこういう申請したことによって利用促進が図られたということで見直しというとおかしいですが、これを利用したという施策を自治体がやっているということでございますので、当町でもこのエリアメールを活用できないか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災メールについては、既に県全体で取り組んでおりまして、多くの職員、消防団員、住民の方々などが利用しているところです。地震や火災などの災害情報や大雨や台風などの気象情報、さらには防犯情報など最新情報が各関係機関から直接配信されて、とても便利なところでございます。

回覧広報などを通じて、住民の方々にも利用の呼びかけを行ってきたところであり、今後も利用促進を図っていききたいと思います。

ただいま言われましたNTTドコモの携帯電話に防災情報を一斉に伝えるエリアメールやNHKテレビ放送のデータ連導による自治体情報コーナーの活用など、新たな情報発信の開発がなされているところでございます。アナログ通信からデジタル通信へと移行することによって電波の空き領域の多様な活用が今後進められる中で、本町としても検討を進めている防災行政無線の整備、あわせて防災情報システムの構築についてエリアメール含めて総合的に検討してまいります。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に情報っていうのは、こういう災害のときにはたくさんあってもこれはもう邪魔にはならんわけです。重いものでもないわけですし、ぜひぜひ、ひとつの情報伝達手段だけではなくて、こういうものをどんどん利用していち早く住民の方へ安心・安全をつなげていただきたいと思いますので、このドコモのエリアメールもぜひご活用していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次行きます。次に、2の①についてお尋ねいたします。

高齢者への福祉対策はさまざまな角度からいろいろ実施されておりますが、一人一人の心のケアについての質問であります。2010年の国勢調査によりますと、65歳以上でひとり暮らしの人は457万人を超え、65歳以上の男性の10人の1人、女性の5人に1人がひとり暮らしだということでありまして。

地域社会とのつながりが希薄になる中、単身世帯の6割が孤独死を身近に感じ、不安を覚えるのではないのでしょうか。また、安定した雇用の環境もなく、生活費への不安も見逃せません。うつ病や引きこもりになりがちなのこの実態をどう早期発見し、心のケアができるか、特にひとり暮らしの方への対応をお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 高齢者の福祉についてということで心のケアですね。これについてのご質問でございますが。

高齢者の急速な増加とともに、家族や地域とのきずなが希薄化しているなど、さまざまな社会的要因により認知症やうつ病などの心の病を持った高齢者がふえており、また、自殺についても高齢者の割合が依然として高い状況にあります。

高齢者の心の病を予防・治療するには、生きていくことへの不安や孤独感を取り除くための相談・支援体制が重要とされています。このことから、町では地域の民生委員・児童委員の方々に協力をいただきながら、保健師や社会福祉士、福祉相談センターの相談員といった専門職員による個別訪問に取り組むとともに、保健所や精神科の医療機関などとの連携強化を図っているところです。

また、新年度の事業としまして介護認定を受けていない高齢者の方に対し、体の健康チェックとあわせて心の健康チェックを実施する計画でありまして、その結果を踏まえて新たな支援策に取り組むというふうに予定しています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 実際、民生委員の方とか、あるいは支援センター等で訪問していただいたりはしておられます。あるいはまた、特定健診でいろんな事情を聞くというようなこともおっしゃってくださっているんですが、この特定健診とかあるいはいきいきサロンに見えない方がむしろ問題じゃないのかなと思います。

前回でしたか、私も去年だったと思うんですが、見守り訪問にも取り組んでいるということをお課長さん、答弁されたことがあったんですが、実際、訪問されて、そのときにじゃあ、この人ちょっと厳しいかなあ、状況的にちょっと心配だなあというようなときがあったときに、その方々の内容的なものの報告っていうか、そういうのはどういうふうにされているのか。ただ、訪問された——例えば民生委員さんが訪問された人、方が、ただ対話の中で、ああ、ちょっとおかしいねえって心配するだけなのか。あるいは、それを行政のほうに何か、あるいは支援センターにつなげてくださっているのかどうか、課長さんにお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほど特定健診の受診率が悪いということで、うちのほうはつかんでいる数字が33%ということで、3人にお1人しか来られてないのかというところでございます。

そういうところで訪問先で心のケアが必要な高齢者がいらっしゃるということであると、訪問された民生委員さんなり、保健師さんなりいろんな方々が総合窓口としてはうちの地域包括支援センターになりますけれども、こちらのほうに情報をいただいて、その職員が訪問するというような形をしております。その中に社会福祉士がおりますので、相談業務が主でございますので担当してはそういう形をとっております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 心のケアっていうのは幅広くて、なかなか目に見えないものも含んでおりまして、確かに難しい面もありますけれども、先ほどデータのものを申しましたけれども、本当に今、おひとり暮らしの方が三股町にもいっぱいいらっしゃると思いますので、その辺をケアをしっかりとっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

もう一つの質問でございますが、これもまた去年の12月にうつ病ということに対して質問申し上げたわけですが、その中で町長さんも今さっき答弁してくださったんですが、健管センターで特定健診や基本健診のときに心の健康チェックも実施したいというような、去年の12月に答弁されているんです。もう1年たつわけですが、さっきはどう町長は実施したいという方向で答弁なさったと思うんですが、これは実際的にまだ実施されていないということなんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 心の健康チェックは実施しておりますが、先ほどの33%という数字を言いましたけれども、受診率が低いということで町長が答弁にあったのは、今度は対象者を要介護認定を受けていらっしゃる方全員、約4,500人いらっしゃいますけれども、その人たちに直接、最初郵送方式なんですけれども、調査表をお送りして対応していこうというのを新年度に考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） じゃ、ぜひひとつその辺も実施ということでよろしく願いいたします。

実は私事でございますけれども、ことしの10月ごろ私の知人の知人でありましたが、後で自殺されたとお聞きいたしました。ひとり暮らしの男性でございました。もっと早く心のケアができていればと本当に聞いたときには悔やまれました。心のケアは行政ばかりができるものではないと十分承知しております。ですが、なんとかみんなを支えられるシステムはないかと知恵を絞

っていききたいものですが、そこで次の質問の中にその回答を得たいと思いますのでしっかりと受けとめていただきたいと思ひまして質問いたします。

最後になります。高齢者の孤独死や自殺等を未然に防止するために傾聴ボランティアへの養成講座を立ち上げてもらえないかとお尋ねであります。傾聴ボランティアとは、まさに読んで字のごとく相手の話を聞くボランティアのことであります。聞くとは相手の話を否定しないで共感的に受容しながら聞くということでありまして、また、このように聞く、かかわるということは相手の存在を認めるということでもあります。この高齢社会を迎えた今、全国各地で傾聴ボランティア員養成講座を実施して、今、受講生が地域活動に積極的に参加しております。

講座参加費用は無料として、終了後は傾聴ボランティア員として登録してもらい活動することを条件とします。例えば、ヘルパー派遣に同行したりとか、保健福祉事業と連携して独居老人や高齢者世帯を訪問したり、また、特別養護老人ホームなどの施設訪問とか、多岐にわたっての活動となります。相手が喜ばれるだけでなく、自己への変革にもつながると喜びが倍になって返っているようであります。

このようにこの傾聴ボランティアっていうのが、さっき申したように全国的に広がっておりまして、ぜひ、当町も行政が主導して養成講座を開設して傾聴ボランティア員の普及活動を推進していただきたいと思ひますが、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 傾聴ボランティアについてのご質問ですが、近年、慢性的な病気や将来への不安、社会や家庭で役割をなくしたとの思い、身近な人を失った辛さなどから高齢者の自殺がふえており、あわせて無縁社会の広がりにより高齢者の孤独死が社会問題となっているところでは。

このように孤独死や自殺の防止対策の一環として相手の心によりそって話を聞く「傾聴」が注目されており、孤独感や不安を軽減する効果があるというように期待されています。町では平成21年度から地域の相談者である民生委員・児童委員の方々への傾聴講座を実施しているところでございますが、傾聴ボランティアの育成、養成講座の開催までには至っていないところでございます。高齢者の精神的な健康の維持や回復のために、今後は傾聴ボランティアの養成に努めたいというように考えています。

やはりひとり住まい、外にも出られない、そして家に閉じこもりとなると、やはり話を聞いてくださる方、そういう会話の人が非常に重要だというふうないろんなお話を聞いていますので、ぜひこういうものに取り組みたいというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この養成講座を実施するためのマニュアル本が発刊されており

ます。東京にあるNPO法人フォローファミリーケア協会が新傾聴ボランティアのすすめを出版しております。本当に先ほど申したように全国的と申しましたが、愛知県の阿久比町とか、埼玉県
の三芳町とかあるいは入間市とか、あるいは宮城県の女川町とか、もういっぱいどこも実施し
ている状況でございまして、このように高齢者の話を聞くことで心のケアを行う技術を磨けると
いうことでぜひ、この傾聴ボランティア員の養成講座を行政が立ち上げていただいて、多くの
人が傾聴ボランティア員として活躍していただけたらありがたいなと思います。

ある人の話を聞きましたら、気持ちはあるんだけどやはり個人でぱっと行くと、よそから見た
とき、あるいは当事者の方が何かほかの目的を持って来ているんじゃないかなと思われるとか、
気持ちはあるのにそれが何か行動に移せないという声も聞いております。これが傾聴ボラン
ティア員として訪問するならば周りもそれを理解するし、受ける方もああ、この人はボラン
ティア員として私のために来てくださっているって、それがまた感謝にかわっていくわけですね。

ですから、こういうボランティア員としてのこの養成講座を受けたという、そのものが非常に
価値があるわけでございますので、ぜひ、こういう養成講座を立ち上げていただいて三股町にも
潤いのある皆さんの町づくりができればいいなと思っておりますので、最後にひとつ、締めと
して町長の決意をいま一度お尋ねして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これから少子高齢化ということで高齢化社会を迎え、また、この前の国
勢調査ではございませんけれども、やはり標準世帯よりもこの孤独世帯といいますか、ひとり世
帯が非常に多くなっている。その中に高齢者の方が多いということでございますので、今、言わ
れましたようなこのような事業が非常にこれから重要になってくるということで、ぜひ、期待に
こたえたいというように考えています。

以上です。

○議員（10番 池田 克子君） 終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれですべて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の
会議を散会します。

午後0時30分散会

議事日程(第5号)

平成23年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 質疑
 - 日程第3 討論・採決
 - 日程第4 議案第99号上程
 - 日程第5 質疑・討論・採決(議案第99号)
 - 日程第6 常任委員会の視察研修報告
 - 日程第7 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 質疑
 - 日程第3 討論・採決
 - 日程第4 議案第99号上程
 - 日程第5 質疑・討論・採決(議案第99号)
 - 日程第6 常任委員会の視察研修報告
 - 日程第7 議員派遣について
-

出席議員(12名)

| | |
|-----------------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君(午前11時03分退室) | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

歳入の主なものは、療養給付費と交付金3,894万9,000円、一般会計繰入金449万5,000円です。

歳出の主なものは、療養給付費との退職被保険者等療養給付費3,337万3,000円、高額療養費の一般被保険者高額療養費1,246万円、退職被保険者等高額療養費503万5,000円、出産育児一時金504万円及び平成22年度実績による償還金3,283万7,000円であります。

審査の結果ですが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」です。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ158万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,941万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を230万円減額し、葬祭費のその他一般会計繰入金72万5,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、一般管理費の葬祭費に伴う扶助費を72万5,000円増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を230万円減額するものです。

審査の経過で、はり・きゅう補助が74歳までの国保加入被保険者と75歳からの後期高齢者にサービスの格差があるので、国保被保険者と同等の補助が受けられるようにすべきであるとの意見があったことを要望としてつけ加えておきます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,828万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金385万6,000円、国庫補助金の事業費補助金173万2,000円、支払い基金交付金の介護給付費交付金224万2,000円、一般会計繰入金の事業費繰入金173万3,000円であります。

歳出の主なものは、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の9,257万円増、地域密着型介護サービス給付費296万1,500円の減、施設介護サービス等給付費4,131万7,000円の減、居宅介護サービス計画給付費931万3,000円の増、介護予防サービス等給付費の介護予防サービス給付費1,924万円の減であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第98号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」ご説

明申し上げます。

都城市を中心市として本町、曾於市、志布志市の3市1町で締結している定住自立圏協定中、新たに3条第1号にウ、教育及び文化の項の中に、公共施設の相互利用、圏域文化の保存・継承・発展、特色ある教育の推進を規定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、平成23年第9回12月建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案85号、86号、87号、92号、93号、94号、95号の計7件でございます。また、平成23年陳情第1号の継続審査についてもあわせて報告いたします。

それでは、以下案件ごとに説明いたします。

議案85号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を次のように改める。

概要、塚原第2団地のうち昭和39年、40年建設部分を抹消し、新たに塚原団地平成23年建設分を追加し、総戸数を810戸から799戸に改める。

審査の結果、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案86号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

特別職の職員である非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三股町条例第24号）の一部を次のように改正する。別表第1中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」と改める。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案87号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例及び三股町立図書館の管理に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

三股町公民館の設置及び管理に関する条例のうち第8条中「置くことができる」を「置く」に、また9条第1項中「委員20人以内」を「委員10人以内」に、第2項に「家庭教育向上に資する活動を行う者」を追加する。三股町立図書館の管理に関する条例のうち、第4条第2項本文中「委員の委嘱」を設置する。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案92号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」。

概要、第1条、歳入歳出予算の総額3億4,143万9,000円に歳入歳出それぞれ14万

1,000円を追加し、総額をそれぞれ3億4,158万円とする。

歳入のうち主なものは、負担金152万5,000円の増と雑入の226万1,000円の減で、歳出においては、公共下水道事業費の14万1,000円増である。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案93号「工事請負契約の変更について」。

概要、平成23年度塚原団地A棟建設主体工事の契約金額を2億4,354万7,500円を61万7,500円増額し、2億4,416万5,000円とする。変更の主なものは、地盤改良杭の減額220万円、網戸の追加240万円である。

審査の結果、設計の初歩的なミスと思える部分もあり、行政側のチェック機能を十分に充実してほしいとの要望がございました。

審査の結果、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案94号「工事請負契約の変更について」。

概要、平成23年度塚原団地A棟機械設備工事、契約金額4,434万1,500円に28万500円を追加し、4,462万2,000円とする。その主なものは、トイレの24時間換気スイッチの追加、24万5,000円である。

審査の結果、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案95号「工事請負契約の変更について」。

概要、三股町弓道場建設工事、建築主体工事の契約金額1億383万993円に349万9,007円を増加し、1億733万円とする。変更9項目のうち主なものは、的中表示板にLEDの表示板を設置する106万6,351円と排煙窓の設置、小屋裏防火区画設置90万1,890円、メッシュフェンスから目隠しフェンスへの変更45万7,186円などである。

審査の結果、確認申請時に指摘され追加される事項があり設計者のミスと言わざるを得ない点もあるが、行政側のチェックなど、もっと連携を密にすべきである。明らかに設計ミスと言える分については設計者側にも責任を追求すべきではないかとの要望がございました。

審査の結果、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第1号「上米公園パークゴルフ場の増設について」。

概要、平成18年オープン以来、年平均1万600人が利用しているが、コースが2コース、18ホールしかないため、大きな大会また利用者の多いときには待ち時間が多く不便を感じておる。町民のスポーツレクリエーションの場として、またふれあい健康づくりの場として、より多くの方々が利用できるよう増設していただきたいとの概要でございます。

審査の結果、9月議会で継続審査した後、教育課を混ぜての委員会の開催、再度の現地調査を行いました。要望のあります現パークゴルフ場隣接地の増設には困難が予想されます。財政的に

はもちろんでありますが、まず南側の池についても現在50名の地権者等がおられ、中には国外在住の方もおられ同意を得るのが難しい。上米公園の桜並木の下についてもパークゴルフ場とした場合、一般町民の方々の入場を規制せざるを得ないなどある。しかし、町民のスポーツレクリエーションの場、ふれあい健康づくりの場としてのパークゴルフ場の増設は、その趣旨は十分に理解できる。

審査の結果、慎重審査の結果、趣旨採択と全会一致で決しました。

以上、報告終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第88号の1件であります。

議案第88号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第4号）」の概要を説明いたします。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに各種事業の変更、決定、実績見込みにより補正を行うもので、歳入歳出予算の総額93億3,631万4,000円から歳入歳出それぞれ5,824万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億7,806万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、常設保育所の児童数の増により国・県の分担金、負担金を増額補正、また放課後児童健全育成事業補助金などが増額され、子ども手当負担金が10月からの制度変更により減額補正するものです。

町債は、島津紅茶園切寄線道路整備事業の減額補正です。

歳出の主なものは、保育所運営費負担金、口蹄疫緊急対策事業補助金、小学校教師用指導書購入費用などを増額補正し、子ども手当、職員の人件費、道路改良工事費、塚原住宅建設費の入札残等を減額補正するものです。

第2表の債務負担行為の追加については、教育用パソコン導入事業であり、変更については都城地域健康医療ゾーン整備事業の限度額を変更するものであります。

第3表の地方債の変更は、制度改正による起債の名称を変更しようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。委員長への質疑はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 6番、指宿です。建設文教常任委員長にお伺いをいたします。

陳情第1の「上米公園パークゴルフ場の増設」という形で陳情上がってきている問題で、趣旨採択ということにされたとお聞きしましたが、あそこの場所については建設がかさむ、もしくは入る人に制約をかけるということから、そこから趣旨ということのようですが、ということは、あそこ以外に行けということに趣旨の中に論議されたのか、もしくは新たに土地を購入してという形になったのか、ちょっとそこら辺がわからなかったので、論議の過程を説明をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 建設文教委員長。

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） ここで。

○議長（山中 則夫君） そこで、自席でいいです。

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、ただいまの指宿議員の質問に対して答弁いたします。

請願の趣旨は、当パークゴルフ場の隣接地ということが陳情の中に上げてありますけども、報告でいたしましたとおり、現状のパークゴルフ場隣接は困難であろうということで新たに場所を求めるか、それは執行部側にお任せいたしますけれども、この陳情の趣旨については十分に理解できるということで、今後、場所をどこにするかということについては検討はいたしておりません。ただ趣旨を十分に理解できるということで、趣旨採択という決定をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 同じ上米公園の継続審議についてですが、大体、採決か否決かどっちかしかないんですよね。趣旨採択なんていうのは、ほんとこれは逃げ道であって、議会においては採決か否決か、趣旨採択なんてよく使いますが、これは一つの逃げでありまして、現在の上米公園のパークゴルフ場のところに増設しろという陳情ならば、それが財政的にも大変、できないとなるなら、当然否決すべきもの、これはですね——となるのが当たり前だと思うんですよ。今後趣旨採択なんちゅうのはできるだけやめたほうがいいと思います。

それと、上米公園の現状が財政的に無理となれば、もっと知恵を出して我々やったらどうかと。

上米公園の山のほうに桜が並んでますが、桜と石垣の間がずっとあいてますよね。あれ1段、2段、3段とあいてますね。あれ、よかコースになるわけですよ、あそこ芝さえあれば、いいコースになりますよ、1段、2段、3段。金は幾らもかかりませんね。そういったことはどうなんでしょうかね。だから、やっぱり早急にこの問題は解決すべきだと思います。

執行部側はですよ、この問題をどう思っているのか。町長にちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） あくまでも委員会は委員長質問ですので、それはまた。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ああ、そうか。委員長質問やったな。しょうがないな。

いや本当に、ぜひともやはり当初から2コースはもうだめだということはわかっているわけで、最初から失敗したと町が、間違っただと。4コースにすべきだったということです。必ず近い将来この問題が起きるぞちゅうてたんですが、案の定そのとおりになったということです。

だから、ぜひとも上米公園の山の手のあそこの平坦に1段、2段、3段となっていますが、あれをコースにかえたらどうだと。普段は町民はだれも行きませんね、桜の花の咲く時期以外は。だから有効利用したほうがいいだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 答弁はいいんですか。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 答弁はよか。言うてもしょうがない。

○議長（山中 則夫君） 質疑ですので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第85号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第85号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり決しま

した。

議案第86号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第86号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり決しました。

議案第87号「三股町公民館の設置及び管理に関する条例及び三股町立図書館の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第87号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり決しました。

議案第88号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第88号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり決しました。

議案第89号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、

討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第89号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり決しました。

議案第90号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第90号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり決しました。

議案第91号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第91号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり決しました。

議案第92号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第92号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり決しました。

議案第93号「工事請負契約の変更について（平成23年度塚原団地A棟建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第93号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり決しました。

議案第94号「工事請負契約の変更について（平成23年度塚原団地A棟機械設備工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第94号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり決しました。

議案第95号「工事請負契約の変更について（三股町弓道場建設工事（建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第95号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり決しました。

議案第98号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第98号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり決しました。

次に、意見書案第9号「消費税増税に反対を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号「原子力発電から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。意見書案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、さきの9月定例会で継続審議となっていました陳情第1号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設していただきたい」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております陳情について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

委員長報告については趣旨採択ということでございましたけれども、これに対して上米公園をいい機会ですので、改めて桑畑議員からもあったように見直すということも必要ではないのかなというふうに思っています。

例えば上米公園の一番上に上水道の配水池があります。これ大変老朽化していて大変危険かなというふうに思っているところです。それも普通の一般町民は、あれが何か、何の施設かわからない施設が上米公園のてっぺんに、今児童公園に使っているところがあります。そういうこともひっくるめて、いい機会ですので、趣旨ということで踏まえて場所等も考えて論議してほしいということをして、賛成討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

この陳情に対する建設文教委員長の報告は趣旨採択であります。陳情第1号は、建設文教委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は趣旨採択をすることに決しました。

日程第4. 議案第99号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第99号上程。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、上米公園パークゴルフ場指定管理料の債務負担行為を定めるため、追加により補正するものであります。

上米公園パークゴルフ場については、平成21年度から平成23年度までの3年間の指定管理制度によって運営してまいりましたが、その期限が終了することから、平成24年度から新たに5年間の運営を指定管理により実施しようとするものであり、その期間と管理料の限度額を定めようとするものであります。

以上1議案について、その提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 補足説明があれば許可します。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 補足説明ということで、まず、おわびを申し上げたいと思います。

ただいま町長のほうから提案理由の説明がありましたけれども、本来なら補正予算の第4号ということで提案すべきでしたけれども、ちょっと作業がおくれまして、今回の追加ということになりました。よろしくお願いいたします。

それで、補足ですけれども、これまで3年間パークゴルフ協会のほうで指定管理をしてきたところですが、その年間の指定管理料というのが198万6,000円でした。今回は9万6,000円プラスということで208万2,000円と年額としてはなりません。これについては3年間の実績、一般質問では入場者は減少していないという形で言いましたけれども、2コースしかないということで、利用者のほうでほかのコースの多いところにやっぱり逃げるという部分も見られます。その3年間の実績、それと口蹄疫、新燃岳の降灰、こういうことを踏まえて9万6,000円のアップという格好に設定しております。

パークゴルフ協会が3年間指定管理を受けてきました。公募にするか非公募にするか、いろいろ検討いたしましたけれども、条例で公募が原則ということになっております。ただし、金額的

な競争ということだけではなくて、パークゴルフ場は国際パークゴルフ協会の公認コースということにもなっております。そういうことでアドバイザー、指導員を置くようになっております。その辺の配置の問題、それからこれまでの実績等を踏まえて、選定ということでは当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

日程第5. 議案第99号（質疑・討論・採決）

○議長（山中 則夫君） 日程第5、質疑・討論・採決を行います。

それでは、次に議案第99号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題となりました99号についてお聞きをいたします。

近年いろいろ問題になっていますワーキングプアの問題について、官製ワーキングプアという形にならないのか、そういうところを論議されてきたのかということをお聞きをしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 指定管理料の金額の設定ですが、これについては役場で雇用しているパート、この賃金を基準にしております。これは県の最低賃金ということからすれば、それよりも以上ということですので、そのワーキングプアということについてはないものと考えております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この問題に限らず行政にいろいろ委託もしくは指定管理するときに、最後までその問題がワーキングプアとつながっていないのかどうかというのは、追跡調査も含めてやってほしいというふうに思いますので、これについては答弁要りませんが、よろしくお願ひしときます。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第99号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 常任委員会の視察研修報告

○議長（山中 則夫君） 日程第6、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

初めに、総務厚生常任委員長よりお願いします。（「委員会で」と呼ぶ者あり）はい、委員会よりお願いします。池邊君。

〔総務厚生常任副委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務厚生常任副委員長（池邊 美紀君） 総務厚生常任委員会の研修報告を行います。

日時は平成23年11月14日から16日にかけて2泊3日の行程で行いました。研修視察、場所は石川県の輪島市と珠洲市の2カ所であります。研修人員は総務厚生常任委員会指宿委員長、山中議長、桑畑議員、重久議員、上西議員、池邊の6名の議員と、役場より地域政策課と総務課から計2名の合計8名の参加でございました。

研修内容は輪島市のほうでは、地域貢献見守り事業、それから防災組織及び防災士の育成。珠洲市は、空き家を活用した移住定住施策と新エネルギー事業、バイオマスメタン発酵施設の視察であります。

交通のほうは、宮崎空港から羽田空港、能登空港で、空港間の移動時間が4時間半、北陸地方が雨であったため7度の気温差よりも寒く感じ、それにより石川県に到着したと実感をいたしました。

輪島市の人口は3万1,216人、1万2,700世帯で産業の比率が1次産業16%、2次産業30%、3次産業54%、面積は426平方キロメートル、人口密度は1平方キロ当たり73人。ちなみに三股町と比較しますと、人口が1.25倍、面積は三股町の3.8倍、人口密度が三股町225人に対し輪島市が73人、高齢化率が三股町21%、輪島市37%という概要でございます。

財政は一般会計188億、議員数20名、議会費1億9,000万で、議会費の一般会計比率は1.06%、財政力指数は0.26、経常収支比率92.6%、実質公債費比率20%でございます。

輪島市の特徴は何ととっても観光産業が元気がいいところです。ほぼ毎日開催しております日本でも有名な輪島の朝市、こちらは平日でも観光バスが次々と訪れております。また、世界的に有名な伝統工芸の漆塗りは、輪島漆器会館で今も受け継がれる伝統工芸のすばらしさを学びます。

それから、7月から9月に各地で開催される輪島大祭、こちらは六月灯を、こちらのほうの六

月灯を大きくしたような巨大な祭りでありまして、キリコという山車、大きなものでは高さ15メートル、重さ2トンの山車が暴れるさまを見に数万人が来られるそうで、それらを展示したキリコ会館も高い評価を得ております。それから、曹洞宗の大本山の總持寺、また日本初の世界農業遺産に認定された白米千枚田がございます。

ことし宮崎の青島がミシュラン・グリーンガイドに登録をされましたが、輪島市では先ほどの15メートルの山車など30の山車が展示されているキリコ会館を初め輪島朝市、白米千枚田、曹洞宗の總持寺、輪島漆器会館など世界的な評価を輪島市だけで5カ所も得ているという、観光客が非常に多い特異な場所と言えます。

それで、輪島市役所の研修ではございますが、輪島市役所では大宮議長を初め議会事務局担当課の出迎えから始まり、まず見守り事業であります。先ほど輪島市の概要で話をしたとおり、輪島市は三股町に比べて面積が約4倍あります。人口は三股町2万4,800人に対し、輪島市3万1,200人、1平方キロメートル当たりの人口密度は三股町225人に対し輪島市は73人、高齢化率は三股町21%に対し輪島市37%と。これらの数字から見ますと面積が広く、高齢化が進んでいることは明らかでございます。事実、担当者の説明で、地区が散在しすぎて、広すぎて目が届かない。高齢化が進んでいて、高齢者対策をどうにかしなければならないという、そういうところから出発点であったようです。

輪島市の見守り事業は3つの柱から成り立っております。1つ目は見守り委員について、2つ目は支援策について、3つ目は災害対策についてでございます。順を追って説明します。

まず、輪島市の見守りは、高齢者の孤独死をできる限り未然に防ぐ観点から民生委員と区長による定期的な見守りから始まり、さまざまな形での重層的な見守りを実施しております。積極的な見守りとして地域福祉推進委員348名がいますが、これは民生委員119名の下部組織として月3回程度の見守りを行っています。これは月500円の有償ボランティアで輪島市単独事業でございます。

それから、生活援助2名がいますが、これは市営住宅、高齢者対応住宅、36世帯の毎日の安否確認を行う人たちでございます。また、配食サービス事業4社による安否確認もあります。見守りの方法は食事を届ける際、また食器を回収する際に必ず安否確認を義務づけているそうです。これらの積極的な見守りに対して消極的な見守り、つまり異変に気がついたときに知らせるというもので、具体的には新聞、牛乳、郵便、宅配、電気、ガス、農協など27社と提携をしています。これが事業名輪島市地域貢献みまもり事業という事業で、この22年5月に立ち上げた先駆的な事業でございます。

これは無償でありまして、民間事業者に負担をかけない形で行うというのが特徴で、流れとしては、新聞が何日分もあつたなどの異変に気がついたら事業者が市役所に報告して、その後、速

やかに職員が家庭訪問し安否確認、安否確認後は事業者に最終報告という事業の流れであります。市としては、この民間業者との協力により重層的な見守りを確立できたということでございます。

もちろん、無駄足というか旅行とか入院の場合もあったようですが、これまで2名、70代と50代のひとり暮らしの孤独死を防ぐことができたということです。通常は、この2人は健康な人で、この事業により助かったと言えるということでありました。

なお、この地域貢献みまもり事業は、秋田県大館市、北海道の安平町など広がりを見せているというようなことです。

2番目の高齢者支援策は訪問理美容サービス事業、寝具類洗濯・乾燥・消毒サービスの事業ほか外出対策、地域巡回バスサービスなどがありました。

3番目の災害時の台帳作成であります。対象者が75歳以上の単身世帯、高齢者夫婦世帯と介護認定者、障害者であり、総数は6,100人います。対象者から要援護者台帳登録を申請した人数が2,312名、申請率37%、この2,312人について台帳を整備しておりました。災害時台帳は行政、民生委員、区長、消防、警察で整備をして、更新は1年ごとに行うということであります。

この台帳作成の背景には平成19年の能登半島地震がありまして、当時は平成7年の阪神・淡路大震災後に民生委員が中心となって作成したマップが災害時の迅速な安否確認に役立ったいきさつがありまして、災害時の今回の台帳作成につながったということです。

その中でも現在の問題点として3つあるということです。1つは、台帳登録方法を同意及び手上げ方式から関係機関共有方式に転換していくことが必要であるというふうなことでした。これには個人情報保護条例の改正が必要だということです。2つ目は、個別避難支援計画の普及になります。3つ目は、民生委員等が行う台帳のセキュリティーの問題があるというふうに聞いております。

以上のような問題はありますが、平成19年に能登半島沖地震を経験している自治体ならではの危機管理の高さから、行政運営は大変参考になりました。

続きまして、防災組織及び防災士の育成についてであります。地域の防災体制づくりを共助の精神による防災と位置づけ、区と協会コミュニティーによる組織化を図る。これにより200世帯以下のグループに分かれておりまして、一番少ないところでは1桁のところもあるというふうなことです。このグループを中心に地域防災力の強化を実施しております。背景には先ほどから何度も出ていますが、平成19年の能登半島地震で死者1名、負傷者115名と数多くの倒壊家屋を出した教訓から自主防災力強化の推進を計画して、そこで相当程度の専門性を持ったリーダーすなわち防災士を育成しております。

この防災士というのは、日本防災士機構の資格で、最低2日間の研修と試験があります。輪島

市のほうでは3年前から単独事業で防災士育成に取り組んでおります。費用は1人当たり5万4,000円、全額行政が負担をしております。平成23年度までに349名の防災士を育成するというふうなことであります。平成23年度は定員70名の募集に対して138名の希望者があり、予算を捻出しまして、最終的に128名が防災士になったということです。

担当者によると、3.11の震災から住民の皆さんの震災に対する意識がさらに高くなったため、そういったあらわれでないかというふうなことでありました。その防災士を中心として、地区住民の自主的な防災活動を育成する制度がありまして、輪島市自主防災活動事業補助金を創設しております。

補助要件としては防災士を有する自主組織であること、また消防署等の指導のもとで防災訓練を実施すること、自主防災組織の結成届を提出済みであることなどが要件で、補助額として——世帯数で違うんですけども、200世帯が最大8万円、50世帯以下が5万円という独自の取り組みを推進をしておるようでございます。それにより組織数72グループで、自主防災組織訓練は昨年度が——訓練のほうは昨年度が19で、ことしは10月末現在で11グループがもう訓練を行っているということで、防災の意識向上に役立っているようでございます。

輪島市の視察に関しては、行政と住民両方の危機意識レベルの高さを感じました。三股町においても、もしもの場合に即し対応できる準備が必要だと感じたところでございます。

続きまして、珠洲市でございます。珠洲市の概要は人口1万7,100人、6,500世帯、高齢化率40%、珠洲市は17年の国調から1,000人減っておりまして、人口減少また高齢化が問題だというふうなことでございます。市としては自然と共生する珠洲市をスローガンに掲げております。珠洲市のほうでは、空き家を活用した移住定住施策と新エネルギー事業の研修を行いました。

まず、空き家を活用した移住定住施策ですが、経緯として平成16年に市内の区長160名を対象に空き家調査を実施しました。そして、平成17年、18年に空き家を1軒、1軒、職員が現地調査をして、住めそうな家をリストアップ、賃貸可能な家を抽出して空き家情報ホームページを立ち上げて事業をスタートしております。賃貸売買実績は平成19年度は3件、平成23年10月末で6件、累計では19件の41名が入居をしております。ホームページを活用し、宅地建物取引業者との連携で、若い人や退職して田舎暮らしの希望者が多いというふうなことでございます。

市としては、空き家はあるけれども人が住んでないというところがスタート地点にありまして、この事業で住んでよかった、珠洲市に来てよかったと思うかどうかは、やはり地域のフォローが必要で、地域の理解なしではなし得ない事業であるということでありました。

次に、新エネルギー事業でございます。珠洲市は自然と共生する珠洲市というスローガンのと

おり、新エネルギーの風力発電、太陽光発電、メガソーラー発電、バイオマスメタン発酵施設がありました。風力発電は珠洲市の7割が適地でありまして、非常に風の強いところでございます。日本風力発電所の協力を得まして巨大な風車が30基ありまして、これで1万5,000軒分の電力を賄えるというふうなことでございます。

また、スクール・ニューディール政策を使いまして、学校に太陽光発電を設置しておりますし、メガソーラーも現在着工しております、平成24年から運用予定というふうなことであります。

また、バイオマスメタン発酵施設は公共下水道で農集排の汚泥、浄化槽の汚泥、し尿、生ごみからメタンを発酵して、このメタンをボイラー燃料として汚泥から農業用肥料をつくるという目的で運用しておりました。

これらを先進的な事例ということで、民間の手厚い協力、また国の大きな助成があるということで、先駆的に行う大変さはあるけれども、行政視察も多いということで注目度も高いというふうなことです。

最後になりますけれども、輪島市、珠洲市、2つの市の視察を通じて、本気の取り組みと申しますか、お金がなければどうにかして引っ張ってくる、知恵を絞って運営を行うというような行政の熱意を強く感じたところです。非常に有意義な研修でありました。

以上で総務厚生常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教常任委員会よりお願いします。福永君。

[建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇]

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、建設文教常任委員会の研修報告をいたします。

去る11月1日、2日の2日間、当委員会の委員6名と関係課の2名の計8名で研修いたしました。研修地は鹿児島県の日置市伊集院総合運動公園、薩摩川内市の川内原発、さらに熊本市の株式会社フードパル熊本の3県でございます。

まず、研修第1の日置市伊集院運動公園について報告いたします。

日置市は平成17年に東市来、伊集院、日吉、吹上の4町が合併し、5万1,000の自治体でございます。伊集院運動総合公園は鹿児島から北西に車で約20分の距離にある立地条件のよい施設でございます。合併前の旧4町ごとに運動公園がありましたが、その中でも伊集院運動公園は日本陸連三種公認の全天候トラック3,500平米の屋内運動場、野球場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、プール場などを備えた運動施設となっております。

このすばらしい施設になったのは旧伊集院町時代の町長がスポーツに対して非常に積極的であったこと、町有地の約18ヘクタールをまちづくり交付金を活用しながら総工費32億7,395万円をかけて、鹿児島市では初めてとなる全天候型タータンのトラックを陸上競技場に整備したことにあります。施設の維持管理として、このゴムレーンは10年に1度張りかえるということで

約1億円の張りかえ費用が要するというところでございましたけれども、5年前の張りかえ時には約6,000万で落札されたということでございます。年間の施設の——使用料は1日1人50円で、年間44万2,000円がこの競技場の収入ということでございます。

隣接する健康づくり複合施設ゆすいんは、レストランがあるふれあいゾーン、宿泊、研修室がある合宿研修ゾーン、家族風呂や大浴場がある温泉ゾーンまた工芸、陶芸などを行う工芸・生活学習ゾーンで構成されております。年間22万3,000人が利用するというところでございます。現在は年間2,450万円で指定管理となっているところでございます。

次に、川内原発についてでございます。九州管内には原子力発電所が佐賀玄海町に4基、鹿児島川内に2基、計6基が建設されておりますが、現在玄海原発1基を除いて停止中でございます。今、もっとも懸念される津波に対する緊急安全対策の概要として、原子炉冷却のための緊急時の電力確保、重要施設の防水対策、海水ポンプ等の予備品確保があり、さらに今後福島原発の対応状況を整理する中で、追加対策が打ち出される見込みでございます。

現在川内原発2基は停止中のため、2基分の電力178万キロワットは1戸当たりの使用電力を3キロワットとした場合に約60万世帯分は、火力発電を初めその他の電力に頼っているということでございます。

また、原子力と火力発電の原料の価格の比較として、これは現場ではマル秘というか口外してくれるなということございましたけれども、約原子力のペレットが7,000円ぐらいのときに火力発電所の原料、原油をドラム缶にして10個、約9万円ということで、火力発電価格は約1.3倍ぐらいになるというような——原料としてですね、そういう説明がございました。

ただ、福島原発のような事故が起きた場合には、広範囲かつ長期間にわたり影響を及ぼす危険性が含んでいるということでございます。

続きまして、2日目の熊本市のフードパル熊本についての報告をいたします。

フードパル熊本は全国で初めて製造・販売・遊びが一体となった生活者交流型食品工業団地として、平成9年11月に開園しております。この団地が設立された熊本市西里地区は過疎対策を抱えており、その打開策として熊本の中心から約15分のという立地条件もあって、敷地約26ヘクタールの土地に固定資産税免除の優遇措置を受けて増設されたということでございます。

この団地内には「とれたて市」というネーミングの常設朝市が設置され、地元でとれた新鮮な食材が多く並べてありました。この施設には平成9年の開設以来117万8,000人の来場者があるということが説明あり、三股町からも商工会や自治公民館、連絡協議会などが視察を行っているということの説明もございました。

この2日間の研修を通じて、川内原発を参観した後、熊本まで移動したわけでございますけども、非常に夕方の渋滞にかかりまして予定時間が相当おくれたということで、ちょっと強行なス

ケジュールを組んだかというふうになんとか反省しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ここで11時10分まで休憩いたします。

〔3番 堀内 義郎君 退席〕

午前11時03分休憩

午前11時13分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第7. 議員派遣について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

明けて、1月26日に高原町で開催される宮崎県町村議会議長会主催の「時局講演会」に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、1月26日に高原町で開催される「時局講演会」に、全議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、すべての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時13分休憩

〔全員協議会〕

午前11時47分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年
第9回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 池邊 美紀

署名議員 重久 邦仁

